

は先方の所有なる場合、如何なる解決を致すべきものに候や、宜しく御研究の上御返報伏して願
上候。(山口縣都濃郡村上某)

賣買者間の権利義務

▲取除き期限は切れても差支ない。満二ヶ年の約定で立木を取除くべき都合でも、賣下の申さるる通りにさう行かぬ場合には、期限後の土地に對する立木を其儘にした爲に生ずる損害、即ち使用料といったやうなものを賠償すればよい。何も期限後は立木は賣人の所有になつてしまふといふが如き不條理の事はない、併し先方も不人情の男なら、一日も早く迷惑を除くために、採伐して他にて炭焼でもしてしまふが宜しい。

▲伐木に立入る事は出来ぬとは無法である、即ち買つた立木を始末するには勢ひ山中に入らねばならぬ、賣人の言に構はずドシ／＼入山して跡始末を付けるに限る、先方が訴を起すとしたら契約期間内に始末を付けぬから、期間後土地使用に對する損害を請求する位のものであらう。尤も採伐期間を経過した後はどうか、特殊の契約をしてあるのでないか、此邊が氣支はれる、要

するに契約の要項も今少しく詳知しての上でない、確たる判定を下し難いが、只本件前示の事實だけでは決して心配する事はない。

三 借金の返済と山林買戻

實例 契約書表示金額一千七百七十圓也借用致し、内金七百七十圓也の返金を致し、受取書再三請求するも、債権者は請取書渡さず誠に困却致居候、受取書無き時は如何なるものに候哉、残り千圓を渡す時に先方より、故障申す時は如何なるものに候や、契約書には、山林買戻しの期限なき故、何年経過しても、買戻しは出来得るものなるや、契約効力及び期間如何なるや、御鑑定御依頼申上候。(奈良縣西巻某)

法律上の効果と其處置

▲受取書を取らぬと危険 千萬である、先方はまだ受取らぬと後日になつて言ふかも知れぬ、話の判る人なりとを以て嚴然請求し、受取證を取つて置く事にせよ。先方は之を出すの義務がある

のに出さぬとすれば、他人を以て交渉させた時、先方は受取證は渡さぬが確かに請取つたと答へるであらう、これが唯一の證據となる、だが萬一にも證人となるべき者が死んだとか或は意思を變じて却つて先方に有利な言を吐くやうな事になつては何にもならぬ、故に如何なる事ありとも受領書を取るが宜しい。

▲山林買戻の期限なき場合の效力 期限がなければ賣渡せし日から五年間内に買戻さねばいかぬそれ以上経過すれば、先方は民法の規定を楯に取つて(民法第五百八十條参照)、買戻に應ぜられぬと主張するかも知れない、一體買戻の期間は十年を超ゆる事は出来ぬもので、従つて夫れ以上は契約を許さぬ。本件期限がなければ五年内に買戻すべく、勿論賣渡の登記を経たものであらうが、實際買戻の事を登記したかせぬか、若しせぬとあれば法律上では再賣買の豫約と見る、買つた者が不徳義にも他人に賣却してしまつたら、買戻が出来なくなる都合である、従つて買戻特約の登記は賣渡の登記の際に、共にして置くべきである。さうでなくして何年も経つて買戻さうといつたとて、先方は承知せぬとか、又は以前買つた値で戻す譯には行かぬ、今日の相場でなければ買戻を承知せぬといつたら、如何とも致方はあるまい、兎角法律に通じない方は、往々此邊の

手續を盡さぬために、飛んだ失敗を招くのである。

四 生繭代金の支拂を受くる最善法

實例 (一)昭和二年九月二十六日、某製糸場生繭買入所に於て、買役某と生繭賣買の契約をなし、同月二十八日及び三十日の兩日に於て、荷渡しを爲し、越えて十月四日内金一百五十圓を受取りしも、其後殘金の支拂を爲さず今日に及びしもの、本年十一月一日を支拂期と相定む。若しこの期日に支拂を受くること能はざる場合の、最善の方法を御教示御願申上候。

(二)昭和二年十月十五日、某製糸場生繭買入所に於て、買役某と生繭賣買の契約をなし、其後買入は言を左右にして(同月十六日荷渡をなし)、代金を支拂はず、本年十一月十日を以て支拂期日と定めたるも若し同期日に至り支拂を爲し能はざる場合の、良方法及び刑事上の問題となるべきや否や、御教へ被下度候。

(附記) 兩取引とも荷受證は、買入所の主人會計の任に當れるを以て、同人より受領す。(茨城縣風見某)

裁判外及び裁判上の手續

▲内金を受取つた分に對しては、先づ内容證明の郵便で、何日迄に現金を支拂ふべしといつて請求即ち催告をして見るがよい。尤も其製糸場と生繭買入所とは同一主人か否か、時には製糸場主と買入所と全く計算を異にし、營業を區別し居る事もある。此場合は直接取引した者を相手とする外はない、そして又其人が徳義も構はず人情を無視し、訴訟事などを恐れぬ人間であるとするれば、突如裁判を起すも考へ物であるし、夫れに亦財産はあるか何うか、あれば假差押を爲すの要もあり、先方の人物資力如何が判明せぬと、執るべき處置に苦しむのである。徒らに訴訟を起す許りが能事でもなければ、又利益でもない。

▲全く支拂のなき場合の處置。一錢だも金を渡さずして、生繭だけを引取つたといふ先方とは、之れ迄取引をした事があるか無いか、先方は之れ迄斯る事をして他の者を詐つた事があるか、損を掛けて所謂代金踏倒をした事があるかどうか、此邊の處を詳知しての上でないか、果して詐欺の罪が成立するや否や、刑事問題として告訴の效あるや否やを、判定するに苦しむのである。始

めから詐取するの意思如何が、刑事となるや否やの區別點である。以上の事情に依つて、手續處置を定めなければならぬ、だが詐欺だとか何とかいふやうな刑事事件とするのは、餘程顯著な明白な事實でもなければ、検事局で起訴せぬやうであるから、此邊も一考して願ひたい。若し民事とするならば、斯る場合には先以て假差押の申請を爲し、先方の財産を差押へて置いて然る上に代金請求の本訴を起すが宜しい、遺憾ながら事實の詳細が認めてない故、之が鑑定と其方法の確的なる教示を爲しかねる。

五 賣掛の貸と父の保證

實例 或る者に賣掛貸金がありますが、言を左右にして少しの返済も致しません、證書を以て最後には法律に訴へんと思ひますが、其者の父には相當財産もありますので、何とか保證致させたいと思ひます、如何なものでせうか。(愛知縣八名郡龜山某)

事實の真相と法律の適用

▲賣掛代金の時効 請求し得る時期から二年を経過しては時効に罹る。故に早く金圓借用證書を作らせて、夫に財産のある人を連帯保証人にさせるのが得策である。だが先方は果して證書を認め出すか何うか、出すとしても父が連帯保証人となつて呉れるか何うか、此邊は大に疑はしい、何れにせよ人情で口説いて父なる者に保証人となつて貰ふやうにさせるがよい。

▲証文には賣掛代金と書かすな 証文に賣掛代金と書かしては、矢張り二年の時効となる。故に普通の金圓借用證書とするがよい、さすれば債務が更改したものとなる。尤も原因が賣掛代金故、例へ証文としても矢張り二年時効に罹ると、判決した裁判所もあるが、著者の見る處では如何なる原因でも、既に債務の要素を變更したれば、自然証文と同時に十年時効に罹るものと認定する。証文を取つて一定時待つてやつての上で、期限に尙返済さぬならば、支拂命令の申請でも假差押の申請でもするが宜しい。

六 賣品代金と養子の遣込み

實例 娘に養子を買ひ、其養子が賣品の仕入を養母に委託されて、母親より現金を受取りな

がら、母親には仕入元に支拂をなせし如く答へ、養子本人より支拂明細書の受取通帳を差出し置きしに依り、親は支拂元には一文の借りなきものと心得居たる際、突然養子出奔して行先不明になりしため明かなる證據なし、此の場合若しも仕入先より貸金の有る旨申來りし際は、親に債務の義務は在る者に候や、尤も養子は未だ名のみにて婚姻の式はなせども入籍は致し居らず候へ東京市小石川區久保田某)

事實の真相と法の適用

▲養母と先方商人とは爾來取引せしか どうか、若し取引してゐたとすれば養子は養子の資格でなくして養母の名義で取引し、先方も從來の取引上養母に賣つた積りで品を渡したのか、夫れとも單に養母からとは養子に代々の品を買つて來いといつて金を渡したのに、養子は養母の信用やら名義を利用し掛で買つて、養母から渡された金を横領したものか、此邊の事實の真相が分らなくては本件を解決するに苦しむ。處で若し養母が從來取引を爲し居つたとすれば、先方が信用するの無理はない、故に養母は商人の請求に應ずる義務がある。之に反して毫も取引したる事

なく、單に何々を買つて來いと言はれて現金を渡されたのに、現金を渡さずして掛で買ふたふものとするれば、詰る處は先方に現金を拂はなんだのであるやうなもの、養母からは買入を頼んだ事實は明白である以上、全然詐欺とは言はれぬ。況して養子であつたからには、先方が信用して品を渡すのも無理はない。若し夫れ養母が命ぜぬのに勝手に養母の名を利用して、買つて金を拂はぬとすれば詐欺となる。

▲一方には横領で一方には支拂の義務がある。養子の行爲は養母に對しては横領となり、取引先に對しては養母も本人も支拂の義務がある。斯る養子を貰ひ又使に出したのが手落ちとあきらめる外はあるまい、夫れにしても養子及び養子の實家に談判して、此金を支辨させるがよからう。又取引先にも能く交渉して、養子に對して、取引先からも事實を明かにし、其不都合を責めて支拂はせる事にすれば、或は信用其他の上に考慮して、支拂ふかも知れぬ、さすれば養母の損害は所謂二度拂とせずして済む譯になる。

七 洋服商の注文者に対する警戒

實例 小生は洋服商ですが、注文を受けました場合には、二ヶ月三ヶ月と云ふ月賦賣りもあります。亦注文を受ける際に現金に呉れる様な顔をして居り、出來上つて持参すれば主人が留守であるとか、亦二三日先で拂ふ様に申し、都合に依り品物を先方に置いて來なければならぬ場合があります。そして斯かる場合月末になつても、代金の取れぬ人があります、其場合に納品の領收證か亦品物預り書か、何れか後日當方の損のかゝらぬ様な方法はありませんでせうか。(大阪市西區江戸通新田某)

確實な營業方法

▲先づ注文者の性格信用を確める。さうして注文を受けぬと自然と不安である。注文品は其人々に依つて仕立てるものであるに依つて、若し小便されると他の客に振向ける事はむづかしい。従つて其價格も減する、其結果は非常な損を招く事がある。此性格信用資力が分つたならば、決して小便される氣支もなければ、又貸倒れとなる事はない。尙次の諸點に注意する。
▲受取證でも預り證でも取る。何れでも構はない、事實が注文に應じて仕立てたといふのである

から、若し先方へ品を渡したら、次の如く印刷したものに、署名捺印して貰つて持ち歸る。

註文品受取證(又ハ預り證)

一何々(註文品ヲ詳細ニ認メル)

此註文代金何程

一何々(同上)

但代金未拂(又ハ内金何程支拂)

此註文代金何程

合計金何圓也

貴殿ニ註文候前記正ニ受取品精査ノ上註文事項ト毫モ相違ナク何等瑕疵ナキコトヲ證明候也

昭和年月日

府縣市區町村番地

氏

名 ㊦

何ノ誰殿

以上の證書を取つて置けば、有力なる證據として之に依つて後日代金の請求が出来る。品を預けた事にしても、實際は預けたのでなくして註文した品を渡したので、代金を拂はぬからとて、横領罪で訴へる譯に行かぬ。尤も始めから詐欺する積りであつたら詐欺の罪が成立する。

▲註文を受ける際に證據を取る。寧ろ註文を取る際に自己の帳面にのみ書き込まずに、別に註文書といふものを印刷に付して置いて、其註文書に註文事項を記載し、且代金も明記し、註文者の署名捺印を求め、之を請負人即ち貴殿の方に取つて置けば、後日違約した場合に損害賠償の請求が出来る。今後の取引には是非共之れが必要で、又客が後日、註文と違ふなぞと勝手な事を言はせぬやうに、前以て此註文書に一切を記入して置くのが得策である。前の註文品受取證よりは此方が何れかといへば大切に、且貴殿に取つて必要の事である。

八 他店の營業繼承と賣掛金

實例 私は或る一店舗を持つ米屋です、此度或る友達が米店を廢業するので、全部引受け前々の殘金をも買取りましたが、或一人の者は米も取らず、殘金も呉れない、呉れないのみか、君の米屋よりは、一文も借りて居らぬと主張し、全然取り合はぬ故、先きの友達の米屋に行き其の話をしますと、それでは僕の方より、廢業した事及び佐々木米店に一任したと云ふ事を書留郵便で申送りしました。其處で殘金を全部私の方で取り立て致し度いのですが、何か良策はありません

でせうか。私は内容証明で取立てる積りですが如何でせう、其の書方を御教へ下さい、尙内容証明で支拂出来ぬ時は、如何にしたらよろしきや御教へ下さい。

(二)米の代金を一文も支拂はず、且つ移轉先をも教へず、其儘にして置き、只今當店にて探しやつとの事で住所を突き留めましたが、未だに一文も入れず困つて居ります、何とか良策を御教へ下さい。(東京四谷田村某)

執るべき手續處置

▲賣掛金の立證方法と取立委任 賣掛金迄も全部引受けたとすれば、所謂債權譲渡の手續によつて、前の米店から其債務者に向つて、何々の賣掛代金に付ての債權を何市區町番地何の誰に、譲渡したる旨を内容証明で通告せねばならぬ(民法第四百六十七條參照)、然るに此手續をせずして書留郵便で佐々木米店に一任したとあるからは、取立方の委任と見る。此委任により委任状を作つて先方へ請求しても、先方が一文も借りはないと挨拶したなら、直ちに従來の帳簿とか、又は通帳見たやうなもので立證も出来やう。夫れでも返済せぬとすれば、據ない故前の米店主から

訴へるなり、乃至は債權譲渡の内容証明を出して、其上で貴下が訴を起す外はない。

▲内容証明の書き方 は標題を通告書又は催告書と認め、次の行に催告人の住所番地氏名、氏名の上に催告人と書き、其次の行に同様被催告人の住所氏名、氏名の上に被催告人と書き、其次の行から前示した如き催告又は請求の旨を書し、終つて右催告候也と書し、次に年月日、次の行に右催告人氏名印、次の行の上部から被催告人何の誰殿と書せば夫れでよい、内容証明は一行二十字詰に限る、同一文を三通認めて郵便局に持つて行く、一通は先方へ、一通は本人が保有し、一通は郵便局で預る、證明して貰つたものを書留郵便で先方へ送る事になる。尙内容証明を出しても支拂はぬ場合は、支拂命令の申請をするか、乃至は米代金請求の訴を起す、此時効は貸した時から二年故、時効に罹らぬうちに請求の訴を起さんといかぬ。

▲突如差押をせよ さういふ悪い奴なら、尋常の事では支拂はない、何程位貸があるか知らぬが、三十圓以上ならば假差押の申請を爲して、彼の家財道具を差押へてやるが宜しい。知らぬ振して突如やらぬと、先方に嗅ぎつかれては財産を他に隠匿されてしまふ恐れがある。故に此邊に注意するが宜しい、かうして置いて本訴を起すべきである。若し其間に示談を申込んで、ウツ

カリだまされて差押を解除してはいかぬ、解決のついた上で解除するが上策である。

九 土地賣買と紛争

實例 甲はその所有の土地を乙に賣渡契約をなせり、然るに賣渡の條項中に意志の錯誤ありし爲、甲は該契約を解除し、乙より受領したる代金を返還すべく持參せるも、乙之を受取らざりしため供託をなして解除の手續を了し、該土地を丙に賣渡し代金の受領も登記を完了せり、從つて土地は丙の所有地なり、然るに丙は都合に依り右土地を丁に賣渡しの契約を締結し、丙は丁より手附金を受領し、登記の期日を約し、違約の場合には丁に對し手附賠償還の約定あり、丙は丁に登記すべく登記所に至れるに、乙より該土地に對し假處分をなしあり、續いて甲と丙とが共謀にてなせる假裝の賣買なるにより、且つ甲より丙が買受けたる土地なれば、登記の手續を抹消して該土地を引渡せとの訴訟を提起(甲と丙に對し)し、目下係争中に屬す。

丁は其の後丙より當分所有權移轉登記を受くべき望なきにより、期日を定めて登記すべしとの催告をなせるも、假處分せられあるにより丙之を應ぜず、よつて丁は丙に對し契約の解除を通告

し、先きの契約に基き手附金のみは取戻したるも、賠償還すべき損害は丙言を左右にして丁に支拂はず、依りて丁は丙の所有地(乙より假處分せられある土地)を假差押をなさんとす。假處分せられある土地を假差押をなし、引續き契約に基き賠償還の請求訴訟をなして、此の土地を競賣に付する事を得べきや否や、丙と乙との問題終了の有無に拘はらず財産を差押へんと欲するも、右土地以外何物も無し、就ては是非右土地を取押へて損害の請求をなさんとす、依つて其の可否及手續をなすに當り、適用さるべき民法、若しくは民事訴訟法の條項は第何條なるや御示教に預り度し。(岩手縣小野某)

事實と法律上の解釋

▲意思の錯誤とは何か 之れを解約の因となるか否やを判定する重要な點である。只意思の錯誤ではわからない。假りに解約するに足るべき意思の錯誤ありとして、代金を返還し(供託の手續)ならば、乙に於ては何等異議の言はれる筈はない。然るに假處分までも爲すに至つたは、畢竟意思錯誤の有無に就て争ふ積りに外ならない。而して意思表示は法律行為の要素に錯誤ありし

ときは無効で(民法第九十五條参照)、詐欺又は強迫に因る意思表示は之を取消し得られる(同第九十六條参照)、無効たり取消し得べきものとすれば、甲は其土地を何人に賣るとも一向差支はない。

▲丙は事情を知らずして買へば有効 丙は甲乙間の關係を知らずして該土地を買受けたとすれば此賣買は有効である。甲乙間に賣買の契約ありとも未だ登記なき以上は、第三者に對して賣買の效力を認められぬ。故に丙が更に丁に賣つても差支なく、只甲乙間の紛争の結果約束の期日に賣買登記の履行が出来なかつたのは、丙の行為不行爲から起つたのでないから、手附倍返しの場合よる事は出来ぬ。例へば天災地變で登記履行の當日、丙が登記所に行くことが出来なかつた場合と同様である。詰り斯る事は想像し得られぬ出来事であるといつて宜しい、即ち乙より該土地に對し假處分を爲した事は、思掛けなき事だによつて、此責任を丙に負はしむる事は無理である。處で乙は甲と丙とが共謀にて爲せる假裝賣買なりとの主張に對しては、其事實を立證すべき責任がある、尤も假裝賣買が事實として、丙が甲乙間の關係を存知し、甲と丙との間が親族でもある如く、而して又賣買代金の取引をせぬ如き) 訴訟の結果取消されたとすれば、丙は斯る結果を豫

期しつゝ丁に賣買の豫約をしたのであるから、前の手附倍返し問題も復活して来る。

▲假處分しある以上は假差押は出来ぬ 何故なれば其地所は假りに乙が勝訴となつた以上は、乙の所有となる譯である。勿論乙から甲に支拂ふべき代金に付ては、判決確定又は示談解決の結果假差押を爲し得るも保争中は何とも致す事は出来ない。先づ以て甲乙間の争の決着を注目して、時機を待つを得策とする。

▲一方に債權差押一方に違約賠償の訴訟を提起する。即ち假りに甲乙間の争ひに於て乙が勝つたとして、甲が乙より賣渡代金を取るものとすれば、丁は甲が乙より受くべき代金の支拂をさないで、其代金中より自分の倍返しを受くる金額を差押へる手續をする(民事訴訟法第七百三十七條以下参照)、そして一方に於ては違約損害賠償の訴を起す、それが至當の順序である。處が假りに甲の主張が通つて、乙が敗訴したとすれば、甲は丙に賣り、丙は丁に賣つて、甲乙間の關係より丁が期日に履行されなかつたのであるから、之がために生じたる損害は蓋し丙に對し請求し得らるべきかといふに、余は前示の如く倍返しの主張は通らぬとの見解を取る。従つて單に契約を履行さすか、乃至は解約に止まるのみと信ずる。況んや代金の返戻を受け居れば損害とても別

にない譯で、若し夫れ丙の所有に歸したら履行を迫るべく、此時應じなければ始めて違約となるのであるが、渡した代金を戻して見れば、或は相互解約と見られても致方はない。

一〇 土地賣買の代金

實例 自己所有の土地を他人に賣渡し、已に登記も済したるも、今に代金の支拂をなさず、故に如何なる方法に依り代金の請求をなすべきや、及び請求に要する諸手数料、並に登記済後より今日迄の、代金に對する延滞利息の如きもの請求出來得るものなるや、右の如き事、現在小生に關係有之、御明答御願申上候。(釜山小柳某)

賣人の権利の保護手續

▲解約又は履行の請求 先方買人が代金を支拂はぬとせば、契約を解除するか、乃至は代金請求の手續を執る。去りながら既に賣渡の登記を経た以上は、先方は他に其土地を抵當に入れるか、或は賣渡さぬ限りもない、若し他に確實なる財産でもあればだが、無一物の人であつたとすれば

夫れこそ詐欺に引掛つて損害賠償を受くる途がなくなる、よし契約履行即ち代金請求の訴を起すとしても、先づ以て其不動産を處分されぬやうに、假處分の申請をして置くが宜しい。其上で本訴を起すに限る。

▲此等に要する諸費用 と申せば賣渡代金額によつて違ふ。假處分の申請には申請書に一圓だけの印紙を張る外に、賣渡代金額の半額以上を保證金として豫納し、執達吏が現場に出張する費用も遠近によつて違ふが、十圓見當と見てよからう。本訴を起す際は民事訴訟法第二條に依つて、請求代金の割合に應じ二百五十一圓から五百圓迄が十二圓、七百五十圓迄が十五圓、千圓迄が十八圓、二千五百圓迄が二十五圓、五千圓迄が三十圓、五千圓以上は千圓に達する毎に三十圓の外に三圓を加へただけの印紙を貼る。此外に被告への送達料から、證人を呼出すとすれば其費用も要する。

▲時に不動産を取戻すもよい 即ち解約である、前申す如く他に處分されぬ手續をして置いて、夫れから解約に依る賣買登記の抹消の訴を起し、且損害迄の請求する事もよい。何れにせよ早くせんと不利益である。口先での交渉などは此際無益である、だによつて一日も早く手續を盡すべ

きである。

一一 委託販賣の代金

實例 (一)昭和二年一月十八日、平松某に木炭六十俵(價額百一圓)の販賣を依頼せしに、彼は全部を他に賣却せるも當方へは四十五圓也を入金せるのみにて、殘金五十六圓は何回請求せるも支拂はず、依つて如何なる手續が最も早く解決なし得るものなりや御示教仰ぎたし。

(二)昭和二年一月十一日、押切某に木炭百四十俵依頼販賣をなせしも、價額二百三十四圓也の内百十六圓入金したるのみ支拂はず、手續伺度、木炭の預證あり。(千葉市山田某)

本件の鑑定と處置

▲横領罪の性質を有す。委託した品の代金を着服して、返還さぬとあれば、之れ即ち横領罪が成立する。即ち直接に賣つた譯でなくして、販賣方を委託したのであるから、従つて刑事上の問題となる、委託したに相違ない事實あれば、若しどうしても代金を返還せねば、横領の告訴が出來

る、だが一應は通知してやるがよい。何日迄に返還せねば横領の告訴するといつて。

▲刑事問題とすれば先方は驚く。例の監獄にブチ込まれるとあつては其儘にして置かれまい。だによつて何とか示談を申込むに相違ない、斯くしても打ち棄て置けば横領の告訴なさい。尤も先方相當の財産あり、又家財ありと見受けたら、假差押の申請を爲して、差押をしてやるがよろしい。かうして置いて告訴をする、其筋でも本人を呼出して戒告して呉れる、金さへ取れば損害はない譯故、示談をせよと説諭して呉れるのが常である。

▲返金済とならねば告訴は取下るな。殘金又は代金全部の返還若くは被害者が満足する程度の返還を全ふしなれば、只彼の口先に乗つて告訴は取下げぬがよい。取下てだまされる事がある。斯る悪商人は口先は上手である、尤も用心して欲しい。だが告訴をなさるにも、確かに委託したとの證據がないといかぬ、若し先方が委託でなくして買つたのであると主張するかも知れぬ故、之を打ち破るだけの所謂文證を必要とする、此邊は呉々も注意して置く。

一一一 登記抹消の抗告

實例 買買契約の時から一ケ年半も経過した時、買買契約の登記を申請し、殊に右の契約は、期限を定めてないので、有効であるにしても五年のみしか効力がないのに、十ケ年の登記なりとして、裁判所は之を受理し、登記を完了しました。この場合、抗告に依つて登記の抹消を求めることが出来ませうか。(長野市和田某)

登記抹消の方法

▲抗告を爲すことが出来る。買買特約の登記は、買買契約と同時になければならぬ。また契約が無期限となつて居れば、登記もその通りにしなければならぬ。要するに此の登記事項は、法律上登記すべきものではなく、従つて不動産登記法第四十九條の二に依つて、登記官吏は理由を附した決定で登記を拒絶しなければならない。然るに登記官吏が之を拒絶せずして、敢へて登記を爲したときは、同法第五十條に依り、管轄地方裁判所に抗告す爲すことが出来る。

▲貴下の場合にも適用される。不動産登記法第五十條には廣く「決定又ハ處分ヲ不當トスル者」云々と規定し、その處分の種類を限つて居らないから、貴下の場合の如きにも、勿論適用される

と解すべきである。

一三 土地賣買の契約について

實例 一昨年某土地會社から五百坪購入を約し、内金として一坪五圓宛支拂ひました。その後財界の不況に伴つて會社は殆んど破産同様になり、整理の發表をして土地を引渡さずたゞして居たのですが、本年になつて漸く整理がついたから土地を引渡すとの通知があつたので、早速委任状を持参し、移轉登記を請求しましたところ、言を左右にして容易に應ぜず、結局最近登記が濟んだとて権利書を持参し、殘金を請求しましたが、買入當時の領收書に記入してある土地分賣規約の末項に割引する旨が記入してありしに拘らず、割引いたしませんので、その點を詰問しましたところ、會社側では、右割引は分賣人が勝手に約したのであつて、會社は何等與り知る處ではない、金額の支拂がなければ登記を取消すのみと主張してゐます。

右の登記抹消は勝手に出来るものでせうか。會社には、右の割引の條項に關し責任はないものでせうか。登記上は會社が私の代理をして直接地主から私に賣却したやうになつてゐますが、小

生の取るべき手續をお教へ下さい。(名古屋市中區大井某)

法の解釋と執るべき處置

▲よく調査されよ 領收證末項の割引云々の文句は、會社側は全く知らないで、單に地主と貴下との間の約束であるか、或は最初から會社は、承知して居ながら、今になつて會社の都合上左様なことを主張するか此點明瞭を缺くが、若し後の場合であるとすれば、會社の言ひ分は非常に不都合である。また後の場合ならば、會社は形式上、貴下と地主との間に入つてゐるに過ぎぬから、貴下と地主と協議して、會社の立場に對し相當の取計ひをすればよろしい。

▲貴下の取るべき方法 此の場合貴下の執るべき方法としては、割引したる金額だけを供託して置けばよい。また登記の取消は、會社として勝手にすることは出来ないから、その點は安心してゐても差支ない。

一四 次男へ家屋の賣買と買戻

實例 私名義の家屋を一旦賣買の形式を以て次男名義に書換、また私名義に戻すやうな事は出来ませんか、出来ましたらその手續と方法を教へて下さい。(和歌山縣海草郡山寺某)

その方法について

▲差支はない 家屋登録簿上の名義の書換としてならば、一旦次男に賣買なり、贈與なりにより譲渡し、その名義を書換後にまた貴下の方へ戻されることは差支ない。その方法は賣買證書なり贈與證書なりを作成して名義變更の登記申請を爲せばよろしい。

▲不正の目的では駄目だ 但しその名義の變更が、眞實の賣買でもなく、また眞實の贈與でもなく、例へば債権者の強制執行を免れんがための財産隠匿の方法として行はれるやうな、不正の目的があれば、後に債権者から取消の請求をされたり、或は場合に依り犯罪となるから考ふべきである。

一五 飲食代と缺席裁判

實例 貸付飲食代を幾度催促しても拂ひませんから、支拂命令をつけたところ、示談に来ると思ひの外、異議の申立をしました。そして口頭辯論當日私は出廷しましたが、被告方は出廷しないので、當方の勝訴となりました。然るに不埒にも先方は悪宣傳をしてゐますので、私の方も面白くありません。假差押をしてやらうと思ひますが如何でせうか。(奈良縣添上郡高谷某)

その最善の對策

▲假差押の申請 裁判所に假差押の申請をすれば、保證金を納付して假差押の命令を受けることが出来る。しかし速に缺席判決の送達を受けるやうにして相手方が故障の申立をする時には、その辯論の際、保證を條件とする假執行の宣言を求め、さすれば保證を立て、強制執行をするこゝとが出来ゐる。

▲最善の策は 最も賢明な策とするところは、假執行の宣言に基いて、強制執行をする場合に、差押物件を競賣して、その賣得金を受取る方法である。これが最も利益であらうと思はれる。

一六 賣買手附とその仕末

實例 物品の註文を一年餘り前に受け、その節手附金を受取りましたが、今だに註文者は物品を取りに来ず、残額も支拂ひません。當方としても誠に困つて居る次第ですが、その品を他所へ賣つても差支ないでせうか、また此場合手附金は先方へ返金致さなければならぬでせうか、他所へ賣つた後は、手附金を先方へ返す義務がありますか。(大津市園田某)

手 附 金 と 解 約

▲解約したものと見ること 註文品は註文者が取りに来るのが當然である。しかし約束を反して一年も其儘にして置くとは無責任過ぎる。兎に角一年も前に註文した物品を今尙取りに来ないとすれば、先方は手附金を流して解約したものと解釋しても差支なからう。

▲賣つても差支ない 従つて若し他に希望者があれば、それを賣つても支障はない。また手附金については、たとへ他所へ賣つたとしても返金するに及ばぬ。先方が解約した以上返金の必要は

ない。但し解約の如何は先方へ照會の上決するがよい。

一七 通信販賣の代金

實例 通信販賣で或る品物を賣りましたところ、どうしても代金を支拂つて呉れません。既に數回に亙り支拂を請求しましたが、何等送金致しません。どうしたら宜しいでせうか。(東京小石川區染井某)

その最善の處置

▲調査を依頼せよ。先方が如何なる人間かよく調査すること、何分信用して送つた以上責任の半分は貴下にもある譯だから、一應其筋にでも依頼して調査を願ふがよい。

▲少しづつでも入れる様交渉すること。そして先方が事實送金が出来ずに困却してゐるやうなら證文を書かせ、月々少々宛でも支拂ふやう交渉するがよい。兎に角先方の良心を目覚めさせることが第一である。

一八 賣却した株式と名義書換

實例 拂込未済の株式を賣却しましたが、買受人が名義書換をしないため、他日會社が拂込みの請求をした時、賣渡人に於て譲渡を理由として、株式仲買人又は荷爲替取組銀行の證據を得て、拂込を拒絶することが出来ませうか、その拒絶の方法をも教へて下さい。又拂込を拒絶した場合、その株主に對する權利を當然失ふべきものでせうか、會社は拂込を讓渡人に強要することが出来ませうか。(新潟市田森某)

その合法的處置

▲株金拂込の請求を拒むことは出来ぬ。株式を讓渡しても、會社の株主名簿にその登録を爲し、且つ株式に其旨の記載を受けなければ、その讓渡を以て會社その他の第三者に對抗が出来ないことと定められてある。従つてその讓渡の事實を、株式仲買人や、荷爲替取組銀行の證明やその他如何程有力なる證明に依つて證明したからとて、讓渡人に對する株金拂込の請求を拒むことは出

來ぬ。會社は讓渡人に對し株金拂込を強要することが出來ぬ。

▲名義書換の手續より外に方法はない。若し讓渡人に於てその拂込をしなければ、會社は所定の順序を踐んで、その株式を競賣に付し、その賣得金を以て拂込に充當することとなる。そして尙不足の場合は、株式讓渡人及び從前の株主に對し、不足額の請求をすることも出来る。從つて貴問の場合は、その讓受人に對し名義書換の手續を爲すやう、迫つて要求をするより方法はない。

第二節 信託賣買に關する問題

一 不法株式仲買人に對する處置

實例 東都震害後即ち十月十五日頃より株界の附近有望を期し、大阪仲買人に相依頼し二萬圓餘を買附け、十二月迄には凡そ四千圓を利し、證據共八千圓の貸方を獲得せり。然るに偶然惡玉の仲買人の爲め、未だ支拂致さず、誠に困難の中にあり。四月十八日右店主來店全く其内狀を吐露し、一ヶ年計りの月賦支拂ひを切に依頼す、依て約手又は證書の提出を希望なしたるに、其

れにも不應遂に金五百圓を投げ出し歸れり、殘金六千二百圓餘あり、先方の内容は判明せず、然れ共惡辣な仲買人の事故、如何様の手段を以て債權の不履行を計畫するやも知れず、彼に對し取るべき手段明示願度し。(福島縣田島町細井某)

其例示と其處置

▲不法悖德の仲買人がある。立派な店を持ち、素晴らしい廣告をして、世人を欺いては株の定期賣買に證據金を受取り、其實市場に賣買を試みず、吞行爲をする者もあれば、又市場に出しても其證據金や利益を計算して自己の懐中に納め、之を消費してしまつて、依頼人に(所謂客筋のこと)支拂せぬ詐欺的仲買人があつて困る。本件も定めて此種の惡漢に相違あるまい、何故に仲買人の信用を調査しての上で頼まなかつたか、之が頗る残念且手落である。

▲内容も何もない調べずして分る。先方の内容即ち財産狀態信用狀態などは、今更調べずしても分つて居る、とても全額返還さるる筈はない、始めから詐欺する積りに外ならない、一ヶ年の月賦も頗る怪しい、夫れでも五百圓を投げ出して行つたのはめつけものである、彼等は他にも同

様の詐欺行為があるので、几帳面に客筋へ支拂などは及びませぬ。

▲此上は次の方法を執る。然らばどうすればよいかといふに、成るべくは辯護士に頼んで嚴重に談判し、返還せねば横領の告訴を爲す旨をほのめかす、勿論彼等は時に横領の告訴位を驚かぬかも知れぬ。否他の客筋より告訴又は警察署の人事相談所に持出されて、警官に大目玉を喰つて居るかも知れぬ、だが其處は巧辯を以て一時をのがれて居るに相違あるまい。辯護士が本人に面會し、又は店に行つて一方には告訴する旨を告げ、一方には上手に交渉を試みて和平的方法で、取るべき金額を負けてやるとしたら、告訴が辛い故何とか工面しても出金するに定まつて居る、處が債權者自身ではどうも先方が驚かない、否言を左右に託して遷延せしめ、其間に姿を晦ましてしまふかも知らぬ。されば此場合辯護士に頼んで機敏に交渉せしめ、取るだけ取つてあとはあきらめるより外はない。例へて證文や手形を取つて置いて、決して役に立つものでなし、再び開店しても番頭や店員の名義で開業し、己れは表面責任者の地位に立たぬ、寧ろ前示の如く現金で取つて解決してしまふに限る。

二 利殖投資の金の回収方法

實例 昭和二年五月一日より始め、同年八月三十一日迄契約期間、新東株十株を一口として二口に加入す。

出資證書

一金三百圓也 二口分
右金額新東株短期利殖投資會社の營業に對し、出資せられたることを證する爲め本證を交附候也

本年の春までには何分の回答と具體的方法を提供申上得ると信じ申候との通知あり、法律上損をせぬ方法、又回収し得る方法を御教示下さい。(東京市大里某)

一般賣状と執るべき處置

▲何れも巧妙の詐欺と知れ 三四年前から新東株の賣買に出資せば、三月間にして何割の利益を

配當するなぞといつて、巧みに新聞に廣告して地方人から金を出させる曖昧な會社や、株式商店が現はれた、如何にも其吹聴方が旨い。何割の利益配當は保證し、出資金は三ヶ月を経過せば何時でも請求によつて計算の上返還するといつたやうな文句で人を釣る、郵便貯金や銀行預金ではとても年何割は愚か七八分にもならぬ、斯る配當多きことなら一つ出資して組合に加入しやうと送金したが最後忽ちだまされてしまう。成程最初の一ヶ月位は一割の利益があつたなぞと嘘を吐いて、出資者の處へ利益金を送つてやる、だが夫れは實際株の賣買を致して儲かつたのではないからして出資者に一時的興奮びをさせ、安心させて置いて工合よければ更に其上の出資をさせやうとの目算である、然らば三月経つたらどうか、出資者から計算せよといへば、損をして出資金が之れだけに減じたとか、乃至は相場の上には思はぬ變動を來して、遂に多大の損失を來して出資金はとも支拂はれぬから、どうか何々株式何株を差上げる故、それで一切の解決をして呉れろとか、或は本商會は營業を恢復し、出資者各位に損害を掛けぬため、株式會社と組織を改めし故、どうか出資金を以て本會社の株式を引受け、株主となつた事に承知して呉れといつたやうな挨拶をする、出資者は夫れは困るから現金で返還し呉れよと申出れば、其儘一向に返事もせぬといふ

有様、出資者は驚き且疑念の餘りに上京して同店を尋ねて見ると、主眼者若くは責任ある人物は折悪しく不在との口術の下に、店員又は社員が出て挨拶の上に、目下の處どうにもならぬ故若し強ひて御請求とあれば、破産する許りで一文の支拂も出來ぬ。だによつて當方懇願の如く承知して呉れとの一點張、甚だしきは早くも店は閉ちて他人名義の表札店名が掲げられ、本人なる責任者は何れにか姿を晦ましてしまふといふ有様、詰る處最初から詐欺をするための手段であつた事が分るといふ風である。

▲東京大阪には此種の大詐欺者多數ある事を記憶せられたい。地方人は申す迄もなく、都會に住んで居る者さへ容易に感付く事の出來ぬやうな、外面を飾り巧妙な手段を以てやつて居る。故に新聞廣告や何かを撰りに信じてはならぬと同時に、若し出資し加入するなら、經營者として最も信用ある知名人物の關係する會社、商店に託するに限る。東株とか何株とかの賣買の如きは信用あり永年營業を繼續する處の、仲買店に頼むが然るべく、現物店の看板を出して居る株式店には却々此種の詐欺漢が多いのである。況して何々商會とか、何々合資、何々合名會社といふが如きは、先づ以て相手にせぬが宜しい。

▲多少の損をしても解約せよ。利益の配當處か元金迄も詐取される故、多少損失しても出した金を戻して貰ふやうにせよ。又先が疑はしいと見たら東京の知人なり辯護士に依頼し、嚴談しても出した金を戻させる事にせよ。若し先方損失して金が拂へぬとか乃至は他の一文半銭の値打のない株を渡すとか、株主となつて呉れと言つたら、斷じて拒絶すべく、在東京の人を以て嚴重に掛け合ひ、時には最寄警察署に行つて事情を訴へて、出資金供託金の返還を受ける事にせよ。何程でも取り徳で時機を逸すると一文も取れなくなつてしまふ。

三 信託預金の利子不拂

實例 私は昨年六月一ヶ年契約にて、額面百圓と五十圓との社債各一枚宛東京市日本橋區南茅場町〇〇證券信託會社へ信託預けを致しました。然るに昨年九月以來(利子は毎年三、六、九、十二の四回拂)利子を一回だに支拂はず、期限も既に本年の六月十六日にて経過致しました、手續方如何。(豊橋市今川某)

警戒と執るべき方法

▲利子だも拂はぬとはおかしい。會社の方へ内容證明で催促して見たか、催促しても返事も來ず其儘とあれば頗る怪しい。否近頃疑はしい會社や信用組合、何々金庫などといふものが出來て、いろ／＼の預金者へのうまい條件を付けて預金させたり物を預けさすが、之がために詐欺横領された者も全國に甚だ多い。本件會社が利子だに支拂はれぬやうなら、最早預けた債券も返還する機會がないかも知れぬ。依てかういふ怪しい會社は預つて品を處分して、消費してしまつて居る。其結果は返還す事が出來ぬ破目に陥つて居る。期限も経過して右の有様であるとすれば、此上は東京の辯護士にでも頼んで、報酬は債券が取れたら其何割を出すこと、取れなければ其上の報酬は困難で出しかぬるによつて、どうか義侠的にやつて呉れるといつて頼むがよい。辯護士から交渉嚴談すれば會社の方でも打ち棄てては居られぬが、兎角遠方の預け人からでは、言を左右に托してよい加減の事しかしない、何日経つても要領を得ない破目に陥る。

▲請求は一刻を争ふ。會社が存在してゐるうちに請求せんと、最早無産状態になつては取れるあ

ては無くなる。重役等は責任を回避し、辨済せぬ様になる。よし其筋へ詐欺の訴を起した處で、中には監獄に入る責任者迄も(犠牲者)定まつて居る事もあるといふ風、夫れ故辯護士をして重役に嚴重談判させ、時としたら告訴の手續に及ぶも致方はない、屹度返還されるものと思つて居てはいかね。十中八九は損害と見るが宜しい、氣の毒だが不信用の連中の集まりで且横領詐欺をする計畫の下に設けられたのが多い。

第六章 婚姻縁組と離婚縁事件

第一節 婚姻と離婚の問題

一 實子に養女の婚姻

實例

養子と實子の結婚は出来ませうか、例へば左の如きとき、

父母——實子 俊 雄
養子 静 枝

即ちかかる場合、實子俊雄と養女静枝との結婚の可否。(富山縣婦負郡安井某)

法律の適用と判例

▲養親から見たる養子と實子 何れも子に相違ないが、養親と養子とは純然たる血族ではない、所謂血族に準ずるものである。又従つて實子俊雄と養女静枝との間柄も、兄妹とは云ひながら、血を分けての兄妹ではない。法律は「直系血族又は三親等内の傍系血族との間に於ては、婚姻を爲す事を得ず、但し養子と傍系の血族との間は此限に在らず」(民法第七百六十九條參照)、と規定してある通り、血族間の婚姻は血統を混濁する虞あるを以て許さぬが、斯る場合は毫も心配はない。又世間には實子の將來嫁と爲すべく、他から少女を貰ひ受けて養育し、成長の後夫婦と爲す例は乏しくない。

▲次の如き判決例もある 實子と養女と結婚の出来る證據としては次の判例でも分る。

【判決例】 養子と女婿とは民法第七百六十九條但書に依り婚姻を爲す事を得べし。(東京控訴院判決)

【回答】養子と家女たる其妻の妹とは婚姻を爲すことを得。(民刑局回答)

二 入夫戸主の再入夫婚姻

實例 小生入夫婚姻により渡邊家の戸主となりたる者、即ち渡邊家にては父死亡し、養女は戸主となり、母と二人住なりし爲、入夫婚姻より自然小生は戸主となる、但し家督相續届を未だ提出せず。ところが昨年養女たる小生の妻は、實子甲(小生との間の子當年三才)を遺し死亡せりそこで今回小生は戸主権を實子甲に譲り他の乙家の娘と入夫婚姻を結び、乙家の戸主となりたき考へを有す。出来得るや否や若し可能ならば其方法を御教へ願ひたし、勿論渡邊家の母も同意の上若し前記の事可能なるを假定し、其時渡邊家の親戚の或者不同意ならば、實行出来難きや、(一)の場合に隠居せざるべからずとせば、如何なる理由を以て裁判所に願出でて宜敷きや、尤も小生としては乙家を相續する方利益にして、小生乙家に入るも、従前通り渡邊家の母及び推定家督相續人たる小生の實子、甲を扶養するつもりなり。入夫婚姻に因り入夫は戸主となるべきとき、家督相續届をなさざれば、不利益なる事なきや。(千葉縣渡邊某)

盡すべき手續と良處置

▲入夫は既に戸主となる。入夫婚姻のとき女戸主が戸主権を留保しなければ、入夫たる貴下は當然渡邊家の戸主となつて居る。届出はせずとも、相續届(戸籍面)は戸主である。其戸主権を除いて他に入夫となるには、次の如き順序を経ねばならぬ。

▲勢ひ隠居せねばならぬ。他に入夫婚姻するには、勢ひ自分が隠居せねばならぬ。隠居するには裁判所に申請して許可を得るが必要で、女戸主が他に縁付く場合と違つて、男が入夫婚姻での縁故は少し至難である。即ち自分が病氣だとか何だとか、戸主として其任に當れぬ場合でなければ許して呉れぬ。借許可の上に子供を相續人とし、貴下は家族となり、他に入夫婚姻を爲すに當つて、又次の手續を要する。

▲養母の同意を要する。勿論養母の同意が必要で、従つて亦戸主の同意を要する。處が戸主は未成年者故子の親族會を招集し、親族會に於て入夫の同意を定める。面倒ではあるが、それだけの手續をせねばならぬ。

三 婚約不履行と出生子

實例 小生の妻(入籍せず)婚姻豫約不履行致候。今女は妊娠四ヶ月にて出生の上は小生方に渡すと申居り候。小生としては認知はするが、當分母の方に於て養育致し呉れる様申候得共、先方は聞かず、如何にすれば宜敷や、猶先方戸主が(小生は戸主に非ず)聞かざれば一家を創立すとあるが、小生が認知すれば小生家の籍に入る者なるか、又哺乳期間に於ける母の義務等、此邊を委しく御教へ被下度候。(山口縣佐波郡竹谷某)

本件の至當なる解決法

▲慰藉料其他の請求が出来る。妻が何等の理由もなくして婚約を履行せぬとすれば、貴下の方からは標題の如き請求が出来る。入籍せずとも結婚の式を挙げた費用の如き、又不履行によつて貴下の蒙られる名譽信用上の損害及び苦悶に對する慰藉料を、相當見積つて請求し得られる。其額は妻と貴下との境遇其他を斟酌する外はない。

▲出生兒の處置 子は認知すれば貴下の籍に入るべく、だがそれと同時に先方が養育出来ぬといへば直ちに引取る外はない。哺乳期間妻に於て養育せねばならぬ義務はない。強て妻にさせるとすれば、相當の養育料を月々支拂ふ義務もある。又夫れでもないやだといつたらどうしても引取る事になる。妻には哺乳期間と雖も養育の義務はないと言明する。だによつて貴下と一所にならぬといつたら、慰藉料の請求を爲し、其間に子供の養育に付て交渉を開始し、慰藉料を取る代りに子供の養育を相當期間、無料で妻がするやうに示談解決してはどうか、此邊の處は須らく相當の人を頼んで旨く協定するがよからう。

四 離婚の手續について

實例 (一)本人(妻)が承知致さぬを離縁するには如何したらよろしきや、離縁する事出来ざるや。(子供なし)

(二)二ヶ年同棲したる妻を離縁するには、慰藉料如何程なるや。

(三)男二十五歳、女は十九歳の者は親の權利にて離縁さする事は出来ざるや。

(四) 入籍したる者を離縁するには、如何なる手續を要するや、又離縁する事出来ざるや。(千葉縣今泉某)

離婚の條件と解説

▲本人の承諾を要する。本人が協議の上にて且親権者の同意がなければ、勝手に離婚は出来ない。尤も満二十五歳以上になれば、親が不承知でも常人同志での話合で離婚が出来る。(民法第八百九條参照) 何年間同棲したる妻でも、妻に何等不都合がなければ、單に子供がない位で離婚は許さぬ、又親の勝手に離婚さす事などは決して出来ぬ。

▲協議で離婚の出来ぬとき。此場合は裁判所に訴へて離婚を爲す外はない。だが夫れには夫々條件が要る、妻が他の男と姦通したとか、妻が刑法上の罪に處せられたとか、夫を虐待し又は重大な侮辱をしたとか、夫の親や祖父母を虐待し又は重大な侮辱をしたとか、夫の親や祖父母を虐待し又は重大な侮辱をしたとかいふやうな事がなければいかぬ。果して妻は斯ることの何れかを爲したか、夫れがないのに只氣に入られぬとか家風に合はぬといつた位では、妻が離婚を承知せぬ以上は出来ぬ譯のものである。(民法第八百十三條)

参照) 殊に斯ることがあつても夫の方で之を打ち棄てて宥恕して(俗に大目に見てゐたとき)置いたとき、然かも離婚の原因たる事實を知つた時から、一年を経過した後は、離婚の訴訟を起す事を許さぬ、詰り權利を拋棄したもとなる。

▲入籍したときとせぬとき。入籍してあればこそ離婚する。入籍してなければ離婚とは俗に謂つても、其實法律上では婚姻豫約の取消といふ事になる。入籍してあればこそ協議又は裁判上の離婚で、入籍してなければ縁約の不履行といふ點で、或は當事者の一方から違約の損害賠償請求を受けるかも知れぬ。そこで二ケ年も同棲したる妻を強て離婚すれば、茲に慰籍料の請求權が發生する。其額は當事者の身分地位からして割出されるので、法律で一定して居らぬ。詰り妻の實家の資産、名譽、信用から妻の名譽、信用、無情に對する慰安上の費用等も定められる。故に一千圓請求する事もあれば五千圓請求する事もあり、裁判所は右の點を斟酌して判定を下される。

五 子供を置去りにした妻に對する離婚手續

實例

結婚以來三十年、子供七人を遺して妻は出奔、目下亞港附近を流浪し、噂によれば他

人の妻となり居る由、(又は離別して獨居し居るとも漏れ開けり)この不貞極まる妻を離婚するには本人の動作を探索しなければならぬものなりや、三ヶ年經過後、法規通り失踪の宣告を申請して離婚をなすべきや、御教示願上度候。(樺太眞岡芦谷某)

離婚の条件と其手續順序

▲裁判上の離婚に該當する条件 本件の事實中失禮ながら貴妻が、不貞にも子供七人迄も置去りにして、家出したといふことは、正に民法第八百三十三條の第六號に「配偶者より悪意を以て遺棄せられたるとき」に相當する。又其の第九號に「配偶者の生死が三年以上分明ならざるとき」といふ項目にも該當する。して見れば何も本人の動作を探索するにも及ばぬ。前申す通り貴下始め子供を悪意にて遺棄した上に、何處に居るか所在不明なること三年以上にも及んで居る場合、よし又三年以上に及ばずとも悪意に遺棄したとあれば、十日でも十五日でも一ヶ月間でも構はぬ、之で忽ち離婚し得られる。

▲此上は離婚の訴訟を起せ 貴下は今迄の事實、經過を詳記して且立證すべき方法を明かにし離

婚訴訟を起すがよい。此裁判所は夫の住所地を管轄する地方裁判所で、然かも本件の如き七人の子供を打ち棄てて家出するなど、實に不貞不義極まる女として、忽ち離婚の請求を許可する宣告を下して貰はれる、強ち失踪宣言の申立を爲すに及ばぬ。尙斯る妻は將來とても見込なければ、斷然決意して離婚するに限る。

六 離婚せし妻と腹の始末

實例 小生大正十五年十月十三日に内縁關係を結び、昭和二年九月四日離縁致し候。其後何も話無く打過ぎ居り候處、三年一月十四日前妻妊娠致せしと仲人なりし人より申來りし次第に候。妻なりしものは小生方より離縁致し候後は、三四日にして二里餘隔てたる祖母の家に仕事を手傳に行き居ると聞き及び候。萬一小生方に子供引取方を要求せし場合、如何なる處置に出づべきや。(島根縣植木某)

貴下の義務と處置

▲正に貴下の胤を宿したか。同棲した日から數へて、如何にも貴下の胤を宿したやうに思はれる。まさかに女が他に情夫を有つてゐた譯でもあるまいし、又其の證據もなからう。分れてから他に男を持つたといふのもあれば、何れの子か分らぬが、夫れがないとすれば貴下の胤に相違ない。相違ないとすれば茲に子の始末問題が起る。即ち其子が生れたら貴下は之を認知し、其子を引取るべき義務がある。認知することが既定の問題ならば、胎兒のうちに認知届を爲し、兒の出生と同時に出生届をすれば其子は貴下の籍に入る、出生した時貴下から庶子出生届を出しても宜しい、此届出をせんと私生子になる。

▲子の生れる迄の養生料。子が生れる迄妻たりし者は、時に働くことも出来ぬ場合もあらう、働かねば生活に困憊する境遇の事もある。此時は貴下に於て養生料(生活費も)を支出するの義務あるか否や、それが問題であらねばならぬ。貴下が妊娠させたから働けぬ事になる、けれどもこれは法律上の問題でなくて一に徳義上の問題である。徳義上としては出産前後には夫れ相當の慰安もしてやり、又手當もしてやるが宜しい。例へ再び縁をつなげられぬものとしても、それ迄の關係も考慮して欲しい。又出産後は其子の養育料は當然支拂はねばならぬ。出産後直ぐに引取らぬ

としたら、先方から屹度要求し來るに相違ない。従つて應ずる義務ある事を承知してゐて欲しい。

七 虐待離婚と慰籍料

實例 小生の妻本年五月二十八日、一女兒を残して突然家出仕候。警察署へも保護願を差出し、諸所搜索仕り候へ共、更に五里霧中にて途方に暮れ居り候。然るに七月三十日郷里へ立歸りし由、郷里の兩親より通知有之候。而して歸宅する様、其兩親より再三すゝめしも行動を恥ぢて、小生の許に歸らぬと申し居る由の通知有之候。家出の理由としては、

- 一、小生の失業。
- 二、兩親の下に厄介になり居る事。
- 三、小生の妹等より侮辱を受け居りし事。
- 四、殆ど手癖悪しき様、侮辱を受けし事。
- 五、姑の嫁に對する行爲が餘り過酷なりし事。
- 六、嫁としても諸事に注意を欠き、修養少しく足らざりしこと。

以上の理由にて日夜愚弄され、尙小生とても姑妹等に對する對面上、妻を強く叱責したり。

質問の事項

- 一、今若し先方より離婚の請求をなし、且つ慰藉料を請求する権利ありや。
 - 二、斯かる場合一子女は如何に相成るや。
- 右御教示被下度願上候 (兵庫縣古川某)

法律上の解釋と主張權の有無

▲法定の離婚の原因 中には配偶者より同居に堪へざる虐待又は重大なる侮辱と、配偶者の直系尊屬より虐待又は重大なる侮辱を受けたときの二つがある。本件は配偶者(本件の場合夫から)又は夫の尊屬親から、斯かる侮辱や虐待を受けたのでなくして、配偶者の妹から受けたのでは、決して離婚の原因とならぬ。だが姑からの行爲が過酷だとあるが、其真相と過酷の程度を知りた

い。重大なる虐待といふに當れば離婚の原因となる、此點は大に注目すべき處である。

▲虐待又は侮辱の判例 判決例に見るに、配偶者の父又は母の如き者が、嫁に對して物を盗んだ

とか、他に情夫を持つたとか、嫁の親は前科者であるとか、何罪を犯して知れずに居るとか、いふやうな事を言つたり、嫁を遇するに當つて至つて酷でもあれば、(食事、睡眠時の制限の如き)忽ち離婚の原因となる。

▲最後の斷案 以上の理由で、事實嫁に對し姑が重大なる侮辱又は虐待を加へしものなら、離婚の請求は成立つべく、そして慰藉料の請求はといふに、之れはちとむづかしい。尤も侮辱され虐待されし事柄によつては、本人の名譽信用も毀損され、此苦痛に對する慰藉の方法も當然であるによつて、必ずしも慰藉料の請求が出来ぬとも限らぬ、けれども普通の場合には請求權はないものと見ねばならぬ。

八 入夫の離婚と妻の財産

實例

(一)入夫の戸主となりたる者は、離婚脱籍する事出來得るや。

(二)入夫は二三年他に出勝ちにて家事の手傳をせざるのみか、多大の借金を作れり、財産は妻の名義なり、然れば債權者は其財産に對して差押へ處分する事出來得るや、又其財産を妻が他人

に賣却したる時。

(三) 入夫は離婚と同時に戸主の権利は如何になるものなるや。(宮崎縣海野某)

戸主と債務及び離婚手續

▲隠居して後離婚するが至當 一旦戸主と爲つた以上は、決して戸主を廢する事は出來ぬ。入夫が戸主となつて前女戸主と離婚するとせば、妻は其儘其籍に在つて入夫の家族となるか、他の籍に入らねばならぬ、従つて入夫を追ひ出して再び元の戸主とはなれない。此場合入夫に隠居させて後相續人を定めて相續させ戸主とする、一方隠居者は夫婦離婚して即ち前の入夫は他の籍に入る事が出来る。詰り戸主權を尊重する結果で、さう無暗に戸主を廢する事の出來ぬ事が、法律の精神である。

▲何時から妻の名義か 戸主時代からの妻の名義になつてゐたものか、戸主權を讓れば入夫は其結果として妻名義の財産をも相續する權利がある。併し財産に付て留保すれば勿論妻の所有となつて居る。此留保の手續に依つて妻名義となつて居るものなら、何處から來ても差押は出來ない

妻名義のものなら妻が賣らうと他に呉れやうと勝手である。だが表面妻名義と爲し置き、事實入夫の所有財産ならば他から差押も出來やうし、又妻も勝手に賣る譯に行かぬ。尤も買人の方で彼様な事を知らず善意で買つたとせば、夫は差支はない事である。だが妻が入夫と離婚せぬ間は例へ自己の財産なりとも重要なものは、夫の許可なければ賣ることは出來ぬ。故に入夫と離婚後でもなければ勝手の處分は許さぬ、よし出來たとしても後日夫から取消されぬ限りもない。

▲離婚しても戸主權は其儘 前申す如くであるから、離婚したとて戸主權は失はぬ、さればどうしても離婚前に隠居させ、其上で離婚せしむるに限る、事至つて面倒だがどうもさうせねばいかぬので、又以て止むを得ない。

九 不貞の妻の仕打

實例 私と同村の親族なる松村某の五女と、正式の婚姻をし、同時に婚姻届を出しました。當時妻は某製糸工場の工女として、契約がありましたから、婚姻後も其工場へ入場して居りましたが、入場中妻は某男工と不義をした事があります。それは妻も自白しましたが、私は自分の恥

した時には、籍も荷物も一時返すと書くこと、そしてそれを差し入れれば返すとのことです、仲裁人も、私より證書を入れる理由は無き故、困惑して居りましたが、私もこれを拒絶しました。しかし仲裁人の言もあり、私としても事件を好むものではないから、仲裁人に一任して要求通りの證書を渡し、一度事件を解決して、妻を家へつれ歸りました。ところが其後妻は家をも思はず、又親を親とも思はず、私を夫とも思はず、私が病氣でも一日も看護せず、又家の仕事もせず、それ故私が見ても聞き入れず、實に言語同断の沙汰です。何分子供が二人あるので離縁する事も出来ず、私も右の様な次第ですから、自暴自棄を起して他に女を作った事もあります。買った娼妓から手紙の来た事もあります。しかし身受けしたのでもありませんし、深い関係があつて譯でもありません、従つて只今では何の關係もありません。その後小生の轉地療養中、妻は六十以上の両親と二人の子供をすて、無断で自家に歸つてしまひました。そののみならず、妻は右の通り不義を重々致して居るにもかかはらず、小生宛に來た他の女よりの手紙と、前申上げた小生の入れし證書を理由として、訴訟すると云つて居りますが、妻は自分の不義した事は棚に上げ、私の悪い事だけ取り上げて、それで法律上此の問題が妻の勝訴となるものでせうか、右申し

と思ひ、妻に意見したのみで、許しました。すると妻は不貞にも、其れを顧みず、其後不義を重ねました、これも意見したのみで置きました。其後妻は床に就き、自分の身が自分で自由にならぬ程の大病にかゝりました。妻の姉は、三十里も遠方へ嫁入して居りますが、この時彼女の姉は其夫と妻の両親に面會に來た序に、小生の妻、即ち妹の病氣を聞き、姉及夫と私の家へ病氣見舞に來ました。そしてどうしたことか二人は病氣で自分も自由にならんのか、はらず、又私が止めるのも聞き入れず、無理に妻を自家へつれて行きました。私は其の意中がわからないので、種々調べて見ると、姉は親又は親家の或者と共謀して、其男の嫁にする目的だつたのです。そして其の後も二回程連れて逃げましたが、私の知る處となり、警察へ御願して自家へかへしました。すると共謀者は、思ふ様にならなかつた爲に、私は藝者買をするとか、又妻を虐待するから其様な男に添はせて置く事は出来ぬなど、私に事實になき事を理由にして、どうしても妻を返してくれません。私も藝者買をした事はありますが、妻を虐待した様な事は更にもありません。其の時私は他の人に御願して、種々話をしましたが、無理な事はかり申して、其の末に要求することは、證書を差入れること、其の證書の本文は、今後不品行な事をしたり、又妻を虐待したり

上げた通り不貞な妻の爲やら、種々で私の家は、只今破産したやうな次第ですが、致し方無いから娼妓でも買ふより外ありません。(福井縣若松市古瀬某)

事件の判定と執るべき處置

▲妻に離婚請求の権利の有無 事實ない事を一家の圓滿を欲し、忍んで先方に虚偽の事實を認め、送つた證文に付ては、夫々仲人を證人として出せば分る事で、決して心配はないのみか、之を以て離婚の原因と爲す事は出来ぬ、併し妻に不貞あるからとて、夫が不義不品行の事をしてはいかぬ、自暴自棄は慎まねばなるまい。成程子供もあれば今離婚しては子供の養育上にも囈困るであらうが、併し斯る不貞不義の妻に對しては、貴下は先づ自ら品行を慎み、勤儉貯蓄を爲して一家生活の安定を計り、妻をして深く感心せしむるが上策で、そして又自然妻を改心さす法である、妻及び妻親戚の者が妻に勸めて離婚の訴訟を起せば、先方の主張を夫々證人を出して否認するがよからう。

▲妻に改心の状態なければ思ひ切つて離婚せよ 斯る不貞の妻にしてとても改心の見込なければ、

此際思ひ切つて離婚するがよい、斯る妻を持つからは所謂千年の不作である、貴下は終生浮ぶ瀬もなき境遇を送らねばならぬ。今より貴下も心を改めて刻苦勤勉されたれば何處からでも氣に入つた婦人が妻に望んで来る。然るに貴下は娼妓を買ふとか娼妓を身請して妻にするとか仰しやるやうだが、夫れはよくない。娼妓上りの女は多くは妻とすれば身の破滅となる、決して一家のためでもなければ子供のためにもならぬ、斷じて止めなさい。文書の様子では或は其不貞の妻を娼妓に賣るといふやうな意思の如くにも疑はれるが、妻となつて居る者は娼妓は許さぬ、又本人が承知せねば娼妓にもなれぬ。

▲自暴自棄で娼妓でも買つて居れば離婚の原因 となる。一家を顧みず妻が家に居らぬからといつて、無暗矢鱈に放蕩するやうな人物は、妻から必らず離婚を要求すべく訴を起す、又世間でも貴下に同情しない、何の必要あつて娼妓を買ふか、今や家が破産したといふのに娼妓買をする人があるか、大に自覺せなければなるまい、要は勤勉せよ品行を慎しまれよ。さすれば妻も妻の親族の者も心をやわらげ、且感心して必らず元の鞘に納むべく先から申込んで来るに相違ない、どうならうとも貴下の將來の幸福である、著者は切に戒告する。

一〇 直ちに戸主となるには

實例 女戸主一人の家に小生は近く養子に行くことになつてゐますが、この場合、小生が直ちに先方の家の戸主になるには、如何なる手續をとつたらよろしいでせうか。(香川縣小豆郡望月生)

その手續と方法

▲養子縁組をすればよい 貴下と先方の女戸主とが養子縁組の届出をすれば、貴下はその家の養子として入籍され、その女の家督相続人となる。しかし此の場合女は依然として戸主である。

▲直ちに戸主となるには、しかし貴下が初めから、其處の家の戸主となる様に届出でたいのならば、その女戸主から、貴下を家督相続人に指定する届出を爲した上、その女が隠居すれば、貴下は直ちに戸主としてその家に入籍することが出来るのである。

一一 寡婦と婚姻して分家の戸主となるには

實例 或る寡婦と懇意になりましたので、小生その許に入夫したいのですが、その婦人には娘があり、且つ戸主は亡夫の兄で、私が入夫すれば、結局分家することになるでせう。此の場合娘があつても小生は戸主になれませうか。(金澤市相原某)

家族の分家の方法

▲入夫婚姻と家族の婚姻 入夫といふのは、女子が戸主の場合に於て、その女子と婚姻するときをいふので、貴問の場合の如きは入夫婚姻ではなく、たゞ普通の家族の婚姻である。

▲分家には兄の同意を要する 従つてその入籍には戸主たる兄の同意を得ることを必要とする。また娘があつても、その娘は家族の子だから、貴下が分家されると同時に貴下の家に入り推定家督相続人となるのである。

一二 入夫戸主の復籍

實例 小生は先年當家に入夫し戸主となつて居るものです。既に妻との間には五歳になる男子があります。ところが此度事情あつて實家の方へ復籍いたしたいのですが、その手續をお教へ下さい。(秋田縣仙北郡岡本某)

その手續と方法

▲離婚は出来ても戸主権は放棄されぬ。入夫は離婚して實家に復籍することは出来る。しかし入夫が既に戸主権を得て戸主となつた以上は、離婚は出来ても、戸主権を放棄して實家に復籍することは出来ぬ。

▲隠居して家族になり然る後に離婚せよ。この場合どうしても實家に復籍しやうとするならば、戸主たる貴下は、先づ隠居して家族となり、然る後、離婚して實家に復籍するより外に方法はなし。

一三 二重結婚とその対策

實例 私は郷里の女學校を卒業後、音楽を研究するために東都へ遊學してゐましたが、その時矢張り田舎から上京し慶應へ通つてゐる現在の夫と知り合ひになり、戀愛の上、父母の同意を得て結婚しました。ところが、夫は、却々入籍をして呉れませぬので、私は屢々それを夫に迫りました。けれども夫は言を左右にして入籍いたしませぬ。或日のこと、夫の留守中夫の郷里から女文字の手紙が参りましたので、内密に開封して見たところ、まさにそれは正妻からのものであり、私は欺かれて二重結婚をしてゐたのを知り、氣も轉倒せんばかりに驚きました。私は目下妊娠中です、此の場合私は夫を重婚罪として訴へることが出来ませうか。(愛媛縣白百合)

その最善な対策

▲重婚罪として訴へることは不能。貴女は内縁の妻であるから、重婚罪として訴へることは出来ぬ。

▲貞操蹂躪の損害賠償 御落膽と、お怒りは御尤もである。氣を静めて、民事の貞操蹂躪として損害賠償を請求されるがよい。なほ胎兒の認知の訴へもなさい。

一四 私生子の縁組について

▲私生子の縁組 私は娘と二人暮しですが娘は氣の毒なことには私生子となつて居ります。今度縁談も調ひ他家へやることになりましたが、私生子でも廢嫡しなければ、他家に嫁がせることは出来ませんか。(大分縣綾子)

私生子の相續廢除

▲相續廢除の手續を要す 私生子でも他に先順位の相續人がなければ、矢張り法定の推定家督相續人であるから、相續廢除の手續をした上でなければ其子を他家へ嫁入らせ入籍させることは出来ぬ。

▲他家から養子を入れて出せ しかし他家から養子を入れれば、男女に拘らずその養子を家督相

續人となり、貴女の私生兒は相續權がなくなるから、その子は他家に嫁入らせ、入籍させることが出来る。この方法を取るが貴女の場合の解決は一番簡單であらう。

一五 戸主が他家へ婚姻

▲實例 私は家督相續に依り戸主となつた成年男子で、現在家族は私一人です。今私は婚姻に依つて他家へ入りたいのですが、私の家を廢家することは出来ませうか。勿論私には法定並に指定家督相續人はありません。(岩手縣岸川生)

その出來得る方法

▲婚姻を理由の廢家は困難 家督相續に依つて戸主となつたのであるから、たと婚姻するといふ理由だけでは、廢家の許可は困難である。

▲廢家許可の申請をせよ 若し貴下の家が貧困にして衣食の資に窮する状態に在り、他方婚家が富裕な場合には、貴下の住所地の區裁判所に廢家許可申請をなすがよい。さすれば許可せられぬ

ことはなからう。従つて希望は達せられる譯である。

一六 入夫と女戸主の財産

實例 わたくしは女戸主で、多少の財産を持つて居りますが、今度他より入夫することになりました。ついては財産権は夫に移さず、戸主権のみ夫に移すには如何にしたらよろしいでせうか。(長崎縣佐世保市清水某女)

特有財産とせよ

簡單にお答して置く。結婚以前の財産は、貴女の特有財産として、

一、不動産ならば登記をする事。

一、有價證券ならば名義を認め、動産ならば公正證書にして置く。

そして夫たるべき人の承認を求めて置けば希望通りになるのである。

一七 生れた子は何れの家へ入るべきか

實例 私は婿養子縁組に依り、或家に入り或女と婚姻しました。ところが後に私は離縁離婚に依つて、私はその家を去り、女は分家をしました。然るに女は私と同棲中懐胎して男子を生み落しました。此の場合此の男子の入るべき家は小生の家でせうか、それとも女の家に入るべきでせうか、又はその女の本案即ち小生の元入つてゐた家でせうか。(福岡柄澤生)

子の入るべき家

▲血族關係は離婚と關係はない。貴下とその女との間は離婚に依つてその親族關係は消滅する。しかし消滅すべきは婚姻に基く親族關係のみであつて、血族には何等の影響はない。これは當然過ぎる當然と謂へる。

▲子は貴下の家に。故に嫡出子は離婚後でも民法に規定されてある通り、即ち離婚成立の日より二百日後、又は婚姻の解消又は取消の日より三百日以内に生れた子は婚姻中に懐胎したものと看做

され、嫡出子で、貴下の場合も亦貴下の嫡出子と見ねばならぬ。従つて貴下の場合も男の子は貴下の嫡出子であるから法律上當然貴下の家に入るべきである。

一八 妻の不義と離籍

實例 小生の友人の或人は或女の許に入夫婚をいたし戸主と相成申候。然るにその女は不義密通を致せし爲め、友人はその妻を強く叱責致し候處、妻は遂に男と家出を致し、再三歸宅を促すも聽入れざる状態に御座候。此場合友人は離籍し得るや否や、彼等の間には長男有之候。(福井縣宮尾某)

その合法的處置

▲離籍は許されぬ。離籍は家族たる身分を失はせ、その家から去らせることを目的とする意思表示である。貴下の友人の場合、即ち民法第七百四十九條第三項の事由ある場合にも被離籍者が戸主又は家族の配偶者なる場合には離籍は許されない。離籍に依つて婚姻關係は解消せず、且つ離籍に依りその居を異にするに至るからである。

▲長男に相続しても妻のみは駄目。従つて長男が家督相続によつて戸主となつても、妻を離籍することは出来ない。唯長男が家督相続により戸主となつてしまへば、貴下の友人は家族となるから、戸主は妻のみの離籍は出来ないが、妻とその配偶者たる友人の離籍は出来るのである。

一九 戸主の娘の再婚

實例 小生は、娘を單獨戸主である或人に嫁がせましたが、その夫の死亡後、たつた一人の子供にも先立たれ、今は一人で寂しく暮して居ります。現在はその様な譯で、婚家先の家の戸籍は娘一人きりであります。夫の親元の交渉を経ずに、その家より娘を再嫁し得るものでせうか。(宇部市角谷某)

婚家の廢家と再婚

▲廢家若くは隱居 主人の死亡後、その遺子が家督を相続して戸主となつたものと思はれるが、遺

子も死亡した場合、他に家族がないから、當然娘が直系尊族としてその戸主となつたものと考へられる。従つて戸主は廢家するなり隱居するなりして戸主たる地位を退いてからでないといふ他家に入ることは出来ない。

▲相續人を指定して出よ。だからその家を相續せしめるべき適當な人があるならば、その人を家督相續人に指定して、その單純承認を得て隱居すれば、他家に入るなり、實家に復籍するなり自由である。また相續人に指定すべき適當な人がないにしても、裁判所の許可さへ得れば、其家を廢家して、再婚によつて他家へ入るなり、實家に復籍なりが出来得る。

一一〇 養子と養女の婚姻

實例 養女を先に入籍して、それから男子を養子として入籍した場合に、何れが家督相續をする権利がありますか。また兩人を夫婦にさせることが出来ますか。(徳島縣黒崎某)

養子と養女について

▲男子に相續権あり。養女も養子も養子縁組をした日から嫡出子たる身分を取得する。家督相續は親の同じ者の間に在つては男子を先にすることゝなつて居るから、勿論男子の方が先にすることになる。

▲婚姻も出来る。兩人を婚姻させることは無論出来得る。詳細は本章本節の一を参照されたい。

一一一 繼母の婚姻不同意の場合

實例 妾はこの度、ある方と結婚したいと思つて居ますが、繼母でも矢張り同意を得なければなりませんか、どうも承知しさうもないのですが、若し不承諾の場合は如何にしたら良いでせうか。(静岡縣八重子)

親族會の同意を得よ

勿論繼母でも同意を得ることを要する。しかし繼母が同意しない場合には、子は親族會の同意を得て婚姻することが出来る。先づ繼母にお願ひして見、若し許されなかつたら、その處置をとる

がよからう。

一三二 離婚、子供の養育及び結納金の仕末

- 實例** (一) 離婚に際し妻の入籍してゐない場合には、子供は庶子とするより外ありませんか。
(二) 結婚の際の結納金は當然返して貰へますか。
(三) 女の方に三年間子供を養育する義務はありませんか。(佐賀縣川上某)

實際と法の解釋

- (一) 内縁関係のうちに生れた子供は、貴下が認知さへすれば庶子となる。しかし當事者即ち兩親の婚姻に依つてその庶子は嫡出子たる身分を取得することが出来るが、離婚談のある場合それは出来なからうから、庶子として貴家の籍へ入れるより外はあるまい。
(二) 結納金は當然かへして貰へるものである。
(三) 女の方に三ヶ年間子供を養育する義務はない。子供の養育は離婚の際の協義に依つて決

するより外はなからう。

一三三 夫の行衛不明と離婚

實例 私は大正十五年四月に結婚いたしましたして、その翌年、即ち昭和二年六月に女兒を挙げました。初めのうちは、夫婦仲も悪くはなく、圓滿に暮してゐましたが、長女を分娩する前後から夫は放蕩を初め、いくら意見しても聞き容れませんでしたので、遂に私は愛憎をつかして、離婚の話を持ち出しましたところ、夫も承諾しましたので、私は子供を連れて實家へ歸りました。その後夫は間もなく家出をして行衛不明になつたと聞きます。戸籍上の離婚は、夫が居ないと出来ませんでせうか、一刻も早く籍を抜きたいと思ひますが。(島根縣R子)

離婚の訴訟手續

▲協議離婚の手續 離婚の話がついて、その届出をするには、夫の印鑑が必要である。協議上の離婚は、夫の印鑑なくして届出づることは出来ない。

▲離婚の訴を起せ。しかし夫が家出して行衛不明なれば、たとへ離婚を承諾してゐても、離婚の届出が出来ないから、離婚の訴を起して判決を受け、離婚届をするより致方がない。此の場合、夫が行衛不明であつても離婚の訴訟手続は出来るのである。

一四 他家の養女と内縁関係

實例 私はたつた一人きりの戸主ですが、他家の養女と内縁関係を結びました。養女の家は養父と養母と三人暮しですが、他に相続人を求めずに、養女を離婚することは出来ませんか。(廣島縣安藝郡兼常某)

その適法な處置

▲先づ養女を協議離婚する。養親子關係は適法に離婚の手續を爲せば、親子の關係は解消して、養子は實家へ復籍することになる。養女も協議上離婚し、實家へ歸せば、實家の相続人とならぬ限り婚姻届に依り貴下の方に入籍することになる。

▲養家からその儘入籍するには、養家の方からそのまゝ貴下の方へ入籍することも不可能ではない。しかしその養女が、養家の家督相続人である場合には、他の男子の相続人が出来るか、さもなければ、養家の戸主から、家督相続人廢除の訴訟手續を受け、相続人の地位を脱しなければ、婚姻届は受理せられないのである。従つて前の方法を取るのが最も便利であらう。

一五 離婚と子供の籍について

實例 小生は戸主にて、當年三十歳になる者に候、六年前に妻を貰ひ、今年五歳になる長女有之候、或る事情のため妻を離婚致し候處、妻は長女を連れ去り、貰ひ受けたしと希望し當方へ歸さず、止むなくその手續を致すべく役場へ届出でし所、長女の籍は出し得ずとの事にて困却致し居り候、如何にしても法律上長女の籍は出すことを得ざるものに候や、御明答煩はし度願上候。(栃木縣木村某)

長女もまた家督相続人

▲長女は貴下の相続人 貴下が戸主ならば、長女は貴下の相続人である。従つて役場でもそのままでは、籍を出すことは出来ないといふのである。

▲廢嫡の手續を爲せ。その子供を、是非とも妻の方へやりたければ、廢嫡の手續をすればよい。但しこの手續は却々面倒である。

一六 夫の虐待と離婚

實例 私の夫は三十八歳で、私は三十歳です。二人の間に長男と長女の二人の子供がおります。結婚してから十一年になりますが、夫の虐待が甚だしく、私は生傷が絶えない程です。子供もあることです。随分辛抱しましたが、もう到底耐へられません。別れるといへばひどい目にあはされますから法律に依つて別れたいと思ひます。どうすればよいでせうか。(山梨縣美子)

法律上の離婚理由

▲立派な離婚の理由 夫から虐待をされることは、法律上立派な離婚の理由となるものである。

だから、夫が離婚を承諾しないでも、裁判所に離婚の訴を起して判決を受けることが出来る。

▲取るべき處置 どうしても辛抱が出来なければ止むを得ない。貴女は先づ御實家へ歸り、父母とよく相談の上、決意を通すのならば、離婚の訴を起すがよい。

一七 女の貞操と婚姻の取消

實例 小生或女を處女なりとの言を信じて結婚せり、然るに女は處女にあらず、全くのあばずれ者にて女學校時代にある男と關係せしことを發見せり、但し結婚後には何等他に男を作るが如きことなし、しかし斯かることを發見せし以上、小生面白からず、最初の約束に依り婚姻を取消さんとす、取消は出来るものなりや。(札幌市岸田生)

婚姻取消の原因について

▲女の貞操は道德問題 すべて婚姻の取消には法定の原因があることを必要とする。殊に貴問の如き婚姻以前の貞操問題は道德上の問題で、法律上の問題ではない。法定原因の何れにも該當し

てゐない。

▲妻をよく導け。妻君が前非を後悔し、結婚後従順に貴下に事へてゐれば、それは許すべきであらう。此の場合法定の原因がない以上、婚姻の取消も出来ないし、また損害賠償の請求も、慰籍料の請求も貴下から出来るものではないから、貴下から將來を訓し——婚姻後何等貞操を疑ふ點がなければ、妻君は充分前非を悔いてゐるであらう——よく導いてゆく様努めるのが第一であらう。

二一八 家出せし妻の離婚

實例 入籍した妻ですが、虚榮心が強く、私の腰辨生活に愛想をつかし、家出して行方不明になつてしまひました。此際離婚してしまひたいと思ひますが、本人は行方不明でも差支ありませんか。(臺灣高雄市佐藤某)

その處置について

▲裁判上の離婚請求が出来る。妻の家出の原因がはつきりしてゐないが、書面の意味のみとすれば、家出について貴下の方には何等責任はないやうに思はれる。従つて配偶者に悪意を以て遺棄されたものと見られる。そして此の場合裁判上の離婚請求は完全に出来る。

▲行方不明でも手續は出来る。二三に於て説いた通り本人は行方不明でも相當手續さへすれば裁判を受けることが出来る。裁判上の離婚請求を爲して解決をはかるがよからう。

二一九 外國人の妻の子

實例 私は外國人の妻になつて居ります。夫(外國人)の父も矢張り外國人ですが、母は日本人です。私ばかりる夫を持つて子供を生みました。私はまだ夫の許に入籍して居りませんので、一時子供を私生子として置きましたが、子供を私生子にして置くことは氣の毒に堪へません。夫に日本の國籍を得させ、それから婚姻届をして、子供を嫡出子にしたいのですが、それが出来ませうか、出来るとしましたら、何卒お教へ下さい。(神奈川縣某女)

入夫婚姻と歸化

▲入夫婚姻 夫が外國人なれば、貴女と入夫婚姻するか、あるひは夫の母に當る人の養子になるか、又は歸化すれば日本人になることが出来る（國籍法第五條參照）。右のうちの都合のよい方法を選ばよるしい。

▲その後、婚姻届をなせ。さうして夫が日本人の國籍を取得したならば、貴女は、法律上の夫婦となるべく、婚姻の届出をなさるがよい。この届出を爲して法律上の夫婦になりさへすれば、貴女の私生子は夫の認知を得て、嫡出子たる身分を取得するに至る。

三〇 内縁の妻の權利

實例 私は四年程前に、現在の良人と結婚いたしました。夫婦仲はいたつてよいのですが、良人は私をどうしたとか入籍して呉れません。良人は身體の弱い方ですから、萬一死亡するやうなことがありましたときに、財産を親類の人にとられないやうにしたいと思ひますが、どうし

たらよいでせうか。（鳥取花子）

入籍するの外はない

▲法律上妻ではない。内縁の妻は、法律上妻とは認められない。あなたの場合にもあなたが如何なる主張を爲しても、妻とは認められないことになる。従つて財産上のことに關しては何等權利がないのは勿論、子供が出来てもその子は嫡出子にはならない。

▲入籍の手續をせよ。折角夫婦で苦勞もし、夫婦仲もいたつて良い方なら、早く入籍するやう良人に願ふことが第一である。

三一 婚姻を斷る方法について

實例 私は昨年高等女學校を卒業しました。私は一人で兄弟姉妹はありません。ところが、この一月に、叔父叔母の計ひで、叔母の甥で私とは従兄になるMを、婿養子に貰ふやうに告げられました。私はまだ早いやうでもあり、此のやうな話は初めてでありましたので、柳に風と受け

流して居りました。けれどもその間に話はすんぐ進んで式を挙げる日取りを定めるといふことになりました。私とMとは趣味教養が甚だしく違ひ、私が面白いと思つて話すことはMに少しも感ぜず、Mの話は私に少しも面白くないのです。話があつて數ヶ月になりますが、どうして斷つたものでせう。(鹿兒島A子)

婚姻は人生の重大事

婚姻は事新らしくいふまでもなく人生の重大事である。氣の進まぬ婚姻をして後悔ひても取返しがつかない。従つて婚姻は當人である貴女が一番主人であるから、他人のために自分の重大事である婚姻を左右せられることがあつてはならない。いやなもの断然、貴女のお考へ通りになさるがよい。よく御両親に願つて見ること。

第二節 養子離縁と慰藉の問題

一 養子離縁問題と嫡出子の戸籍に付て

實例 小生私生子ある某家へ養子縁組せり、其後嫡出子女出生致せし處、兩親の虐待に堪へかね小生養家を出で實家に歸れり、その時先方は籍も引取れとの事なりしが、其儘にいたし置きし所、間もなく先方より離縁及離籍届の書類を送附し來れり。これに應ずるにしても小生の方には少々でも先方の財産を分取る権利及方法をなきや、小生實家に歸りし後荷物を貰ひに行きし時、養家より二十一圓程貰ひ受けし事あり、金子を返納せしが、少々なれば小使にもと申して受取らず其儘に相成り居り候、それは右の権利の上に法律上何等影響無之きや、若し右に付小生離縁及離籍届出に同意したる時には、嫡出子なる我子は先方に育つべきか、又當方に受取るべき者なるや否や、若し先方に育つべき者とすれば、以前の私生子と小生との間の嫡出子とは何れが権利ありや、尙次に先方にては娘も離縁すると申居候、娘は以前の私生子を先方へおいて、小生と再婚して二人の仲に嫡出子を育てたき考へなり、私生子は先方に置くべきか、娘が受取るべきか、尙先方より離縁を申出でし場合と、小生より離縁を申出でし場合と、娘の離縁に對する

財産分配に、何れが影響大なるや、御教示願ひたし。(愛媛縣國安某)

民法の規定と其手續

▲離縁及離婚届の拒絶 詰り養子は離縁及び離婚届に同意を拒絶するが宜しい。何等の缺點もなくして養親が離縁すといふからには、離縁を承知するからには、慰籍料として何程でも至當といふ處の金を貰ふがよい。夫れも呉れずして離縁とあつては自然意地張つて離縁届に調印せぬがよい、先方養親は何と出るか、定めて離縁の訴訟でも起すのが落であらう。此時は此方も離縁の理由なきことを主張する、離婚の方も届出を拒めばよい。

▲私生子と實子の處置 私生子といふのは妻が其家で産んだ父なし子の事であらう、そして妻は實家か乃至は他から養女として來たものか、察する處之れも養子に入つたのであらう、養子に入つて養親との間に離縁となれば、私生子は養女たる妻が連れて養家を去る外はない。處が養親實子即ち家附の娘ならば、實子を離縁は出來ぬ筈である、尤も貴下と終生離れまいとの事で、貴下の方へ呉れるとの意味なら、それも考へて見ねばならぬ、だが其娘が一人娘であれば相續人故

りに排除は出來ぬ、又私生子も其家の籍に止めるものである、して兩人間に持つた嫡出子は養女が離縁するに非ざれば、貴下の方で取る事は出來ぬ、矢張り養親の家の籍に止まる、何を申すも貴下が養子といふ點に在つて、さう行かぬのである。

▲貰つた金と此方から離縁の可否 貰つた金は何も此位で慰籍料とはならぬ、ホンの小遣錢位の事で問題にはならぬもの、そしてとても養親との間に圓滿を期し得られぬなら、協議の上で何程でも慰籍料を貰つて、妻も養女なら之れも同時に離縁する手續を約し、貴下も離縁して、改めて婚姻届を爲すがよい。貴下許り離縁してあとで養女たる貴下の妻の離縁を承知せぬ限りもないから、此邊は油断してはいかぬ、養女としても養親に向つて理由なき離縁は拒絶し得る故、強く出て其結果慰籍料を貰ふが宜しい、離縁届を出さぬ限りは養親の籍にあつて、従つて其法定相續人なるが故に、何時相續權を得られぬ限りもない。此際貴下は妻と共に養親と別居して、機會を待つに如かずであらう。

一一 養子離縁と財産の處置

實例 養子にして現戸主、満六十歳以上なる時實家に離縁する場合、其届又は隠居届をなす以前に、名義所有の財産は如何にして處置すれば安全なるや、實家に離縁する時は隠居届は要せざるものなりや、離縁後に於て名義其の他の財産権は無限に有効なるものなるや、以上の條件を有するもの、實家に復籍する届書式例要項等御回答を乞ふ。(東京市神田區福田某)

離縁の手續と效果

▲隠居してから離縁 一旦戸主となつたら、隠居しなければ離縁は出來ない。戸主は一家の長で、猥りに之を廢する事は許さぬ、六十歳以上になつたら最早離縁せずともよからうと思はれるが、夫れとも深き事情あるや、隠居するとせば子でもあれば相續をさせ、夫れに財産を與へねばならぬ、遺留分だけは少なくとも残す義務がある。故に相續人がなければこれ又隠居は出來ぬ、此邊はどうなつて居るか。

▲財産處理善後策 隠居し離縁して尙全部の財産を自分所有の儘に持つて行くことはむづかしい法律上から見れば相續人に少なくとも財産の半は遺留分として與へ、あと半分だけしか離縁とな

つて持つて行けない、若し自分の財産を悉く持つて離縁しやうとするには、寧ろ財産を處分して金に換へる外はなからう。偶々悪い手段を以て財産を残らず持つて養家を去る者もあるが、著者としては此場合之を教示する事は出來ぬ。

▲家族を分家しては如何 戸主となつた以上は家長であるから、自由に權利が振へる。何も隠居などせずして、家族を分家して幾分の財産なりを與へては如何、さすれば戸主の財産には左程の影響は及ぼさなう。

三 離縁された養子の主張權

實例 私の弟は大正九年五月より、昭和三年七月迄滿八ヶ年三ヶ月間、隣村に養子となつて行つて居りましたが、さういふ事から離縁する事になりました。其の問題は、弟の宅地の下を小川が流れて居ります、其の向側は小路で、宅地の方も小路の岸も、石垣となつて居ります、宅地の石垣の方も水を防ぐ爲、先年人手を雇つて大きい石を運んで置きました。ところが本春の水害の爲小路の石垣が壊れましたので、或日組中の人々が石垣の修繕をなす事になりました。其

朝養父は弟に向つて、今日は石垣の修理があるが、家の所有の石を修理に使用してはならぬから若し使用した時は其の通りに申せと言ひ付けました。弟は石垣の修理に行きました所、養父の想像通り家の石を使用せんとしてゐました。ですから弟は父の言ひ傳へ通り話し、石を使用することを断りました所、そんな譯なら父を伴つて来いとの事で、止むを得ず弟は早速父を伴つて来ました。父も自宅の石であると主張し、そこで父と弟を相手に組中の人は口論を始めましたが、何分所有権があることですから遂に父と弟の方が勝ちになりました。ところが組中の者はそれを無念に思ひ、其夜早速話合つて、弟の宅へ絶交する旨を通じて来ました。先方の養父は至つてお人善しで、人から如何様にも作り立てられませんでした。或人の如きは養父に告げて曰く「君の宅は組中より絶交されたが、此の場合養子一人が大事か、組中が大事か」と、そして養父は組中二三の人に作り立てられ止むなく、弟を自宅に歸れと申しました。弟は既に十年近く此の家の爲に働いたから、相當の始末を致して呉れねば歸らぬと申し、遂に親族會議を開きました。其親族の内一人は、養家の隣家でありまして、組中からの絶交もすべて其の人の業であります。彼は平素養家の財政の豊かになるを妬んで居たのです、この日外の親族は此の養子を歸したら、此の家が立ち

行かぬ故、離縁は出来ぬと申しましたが、隣家なる親族の一人は、自分は組中と養子一人とはかへられぬ、自分が養子であつても直ぐに離縁して出ると申しますので、養父は平生其の人を恐れて居りますから、其の人の意見に従はんとしてゐます。そんな譯で他の親族は、養父の弱さにあきれたり立腹して解散したやうな譯でした。そして隣家の親族の意見通り弟は離縁される事に決定しました。これに對し當方より離別料として、田地一反歩(價格一千圓位)と、金一千圓の恩料請求を致しました、所が先方では金五百圓以上は出さぬと云つて未だ解決がつきません。先方の財産は今日價格に見積れば、金一萬五千圓位あります。弟は従來桶屋職をなして居りまして、年收五百圓以上の収益を擧げて居ります。どうしても解決がつかぬものなら、民事訴訟を起す積りです、訴訟を起しましたなら、金三千圓位の請求は出来様と思ひますが、如何でありませうか尙弟には女の子供が三人ありますが、只今では先方に居ります、子供の始末も如何致したら宜敷きや御尋ね致します。(熊本縣上田某)

離縁の條件と慰藉

▲毫も離縁すべき缺點はない。養子が養父に服従し従順して命令を全ふしたるにも拘はらず、組中の人々に脅かされて何等缺點なき養子を猥りに離縁するといふことは道義上に於ては勿論、法律上に於ても決して之れを認められない。如何に養父がお人善でも、又親戚の或者がコワイといつても、何等缺點なき養子を組中の人々に脅かされて、離縁すといふが如きは、決して黙過すべき筈のものでない。故に養子が離縁を拒絶する以上は、養父が裁判所に訴へても離縁は出来ぬ、養子は須らく強硬に出て、若し強て離縁すとあつて養家を放り出し、又は入家を拒めば茲に養父に向つて、慰藉料の請求が出来る、況して十何年間も養家に働いて、養家のために盡したる功ある養子に於てをやだ。

▲絶交とは名譽信用の毀損である。組中の人々が、養子と絶交するとか、乃至は養子を離縁せよと養父に迫り、養父をして斯る決心を抱かしめしは、之れ全く組中の人々が養子の名譽信用を毀損せしめ、離縁といふ一身上の一大悲劇を演ずるに至らした譯で、之に對する精神上の苦痛に對し、損害を見積つて賠償せしむべき權利が養子に存在する、故に養子は次の如き手續處置を執り得る。

▲養父と組中の人々に對する養子の主張 としては、養子を強て養父が離縁するなら、慰藉料の請求を然かも三四千圓以上も爲すべく、裁判所に訴へられる、五百圓しか出せぬといつたら斷然拒絶して可なりだ。何人から見ても五百圓位の金を貰つて離縁の出来るものでない。更に一方組中の人々に對しては前示の如く名譽信用に對する毀損を原因として、慰藉料三四千圓も請求の訴訟を起すに限る。組中の連中も之には驚いて低頭して示談を申來り、其結果は養子離縁問題も元の鞘に納まる事になるであらう。

▲絶交に付て好判決例 本件と同様類似の事件に付て、立派に名譽信用の毀損として、慰藉料請求の主張が成立した判決例がある。此判決例によつても本件が正に養子に有利なる事は争はれない事である。養子は著者の此解説に依つて、一層力を強ふ事が出来やう。

四 最初の養子の主張權

實例 小生親族の家に養子に行きましたが、養子先きは子無きため間もなく親戚の娘を養女に迎へ、その娘と結婚致しました。ところが家庭不和のために小生遂に逃出してしまひました。

そして二ヶ月後親族會議により私の養子關係は取消されました。その後一年にして先の養家は他より養子を入れ娘と結婚致させました。そして間もなく同夫婦共家出をしたと聞きます。此の場合先婦即ち娘に對する先夫である私の權利は如何様なものでせう。但し私は十八歳の時結婚し届は致しませんでした。後の養子は夫婦家出のまゝ同棲致して居ると聞きます。一人の養母は如何に解決すべきですか。

前後の養子の權利と處置

養子の入籍と離縁除籍の有無 養子に行つたとき縁組届を出したか否や、又出したものと假定し養子取消の際縁組届を出したか、此邊が不明では判斷に困る。未だ養家に入籍もせずして、只親族會議で養子を取消したとあれば、法律上では養子縁組の豫約不履行の状態にある譯である。家庭不和にも色々事情がある、養子が何も不正不都合なきに縁組を履行せぬとあれば、何故に違約に因る損害賠償並に慰籍料の請求をしなかつたか、取消しを承諾せぬからには今でも右の主張が出来る。

▲後に迎へた養子との關係 然るに再び他から養子を買つたとすれば愈々以て面白い。又未だ縁組豫約の取消を先方親族等が協議しても、貴下即ち最初の養子が不同意であるからには、何處迄も不履行に因る主張は出来る。況して再び養子を買ふて夫婦が同棲するなどは、實以て最初の養子に對する侮辱的行爲であり不名譽の事である。之れからでもよいから辯護士に頼んで堂々主張する事も差支はない。

▲養母と娘に對して訴訟が起せる 養母のみならず、娘に對しても婚姻を違約せしもの故、共同被告として相手取る事は至當である、だがいつ迄も放つて置くとき効に罹る。又ソナナ馬鹿な事もない筈である、養母の解決を待つより最初の養子が法律の保護の下に至當の手續を取るが當然で、さもなければ駄目である。

五 長男の妻の入夫と不當請求

實例 父の長男が死亡いたしましたので、長男の妻は嬰兒を連れて實家へ戻り、養子を迎へて家を相続しました。子供の籍のみ父の孫として當家に残つて居ります。長男は恩給がありました

たので、その死亡後は父が扶助料を給與されて居ります。然るに十七年を経た今日に至り、長男の妻の夫——即ち當家を離婚後迎へし入夫——は、辯護士を代理人として、今日迄の長男の子供の養育料及び父の扶助料等四千餘圓を請求して來ました。父は子供を引取らぬといつたことは無いのに、斯る請求を受けたのです。父に支拂の義務がありますか。七十餘歳の老父と女子供ばかりで、どうしてよいかわかりません。(福島縣みつ子)

強硬に拒絶せよ

▲養育料請求は不當である。子供は、先方が勝手に連れて行つて養育して居つたのであるから、今となつて多額の養育料を請求するのは不當である。この要求に對しては、何等支拂の義務はなし。

▲扶助料の要求も拒絶せよ。また妻は實家に戻つて入夫を迎へてゐるのだから、扶助料は老父に給與されるのが普通と見なければならぬ。従つて先方の要求は強硬に拒絶され得るから心配するには及ばない。

第三節 男女關係の紛争事件

一 貞操蹂躪と子供の處置

實例 私の妹はある男と關係し、目下妊娠中であります。そのことを男に話しましたところ、男は自分の子であることを承知してをりました。ところが、最近になつて自分の子でないと言つて來ました。處女の貞操を蹂躪し、しかも無責任極まる言を吐いて、逃がれやうとする男に對し、何とかして制裁を加へてやりたいと思ひますが、訴訟は出來ませうか。出來ましたらその手續をお教へ下さい。

- (一) 辯護士を依頼したがよいでせうか。
- (二) 訴訟費用は如何程位かかりませうか。
- (三) 裁判の決果、負けた方が訴訟費用を負擔するといふ話を聞きますが、此の事件も矢張りさうでせうか。(三重縣K子)

子供を認知させる手續

▲認●知●の●訴●を●出●せ● 何分婚姻を前提とせずしてうか／＼と貞操を許すに至つた妹さんにも落度がある。しかし戀愛は盲目とかいつて第三者の兎や角の批評を許すべきでないかも知れぬから、さうした批判は止めて置かう。先決問題は子供の處置である。これは男の方で自分の子でない主張するならば、妹さんの方から認知の訴を起して、裁判で確定して貰ふがよい。

▲慰●藉●料●並●に●養●育●料● 認知の訴を提出するときには、出産費用や、子供の養育料、慰藉料の問題も關聯するから、辯護士に依頼されたがよからう。第二の質問の訴訟費用などは何程もかゝるものではない。また第三の質問の件は、お説の通り敗訴者の負擔となる。それから辯護士の手數料や報酬は、訴訟費用には含まれてゐないので、辯護士つ依つてそれ／＼差異があることも承知されたい。

一一戀愛結婚と父の反對

實例 私(わたし)は幼いときに實母(じつぼ)を失ひまして、第二の母(はは)を迎へました。その後樂(たの)しかるべき家庭(かてい)は、私(わたし)にとつてまことに墓場(はかば)のやうになつてしまひました。さうして、それから父(ちち)と第二の母(はは)との間に五人(ごにん)の妹(いもうと)が出來(で)ました。私(わたし)は家庭(かてい)の圓滿(まんまん)を祈(いの)り、此(この)際(さい)分家(ぶんけ)するか、他(た)に嫁(か)したいと思(おも)つて父(ちち)にお願(ねが)ひして居(ゐ)りますが、父(ちち)は許(ゆる)して呉(く)れません。どうしても父(ちち)は養子(やしん)を迎(むか)へるといふのです。しかし、私(わたし)は或(ある)る戸主(こしゆ)となつてゐる青年(せいねん)を愛(あい)し、將來(しやうらい)を誓(ちか)つてしまひました。どうしてもその青年(せいねん)でなくてはいやです。私(わたし)は既に精神(せいしん)も肉體(にくたい)もその青年(せいねん)に捧(たま)げてしまひました。このことはまだ父(ちち)には申(ま)しません、それとなく他(た)へ嫁(よめ)入(い)りたいやうにお願(ねが)ひしましたところ、父(ちち)は大變(たいへん)な立腹(りつぷく)で、絶對(ぜつたい)に許(ゆる)さないといつて居(ゐ)ります。私(わたし)が自由(じゆう)結婚(けっこん)をしてしまつても、私(わたし)の戸籍(こせき)はどうするとも出來(で)ないでせうか。青年(せいねん)の許(もと)へ入籍(にふせき)は出來(で)ませんでせうか。(岡山縣倉敷市(おかやまけんくらひき)に子)

家督相續人の婚姻

▲無●理●は●通●せ●ぬ● 戀愛(れんあい)は神聖(しんせい)かも知れぬが、事情(じじやう)を聞(き)けばあまりに善後(ぜんご)をも考(かん)へず許(ゆる)したものと謂(い)はねばならぬ。由來(ゆらい)日本(にほん)の道徳(だうとく)は、婚姻(こんこん)に依(よ)つて初め(はじめて)て精神(せいしん)も肉體(にくたい)も捧(たま)げ、一夫(いっふう)一婦(いっふ)を以(もつ)て

結合することを許してゐるのだ。そして満二十五年以下の女子は、思慮分別を缺くことなきにしもあらずといふので父母の同意を得て婚姻することになつてゐる。いま、貴女の問題を局外から静かに冷やかに考へて見ると、いさゝか思慮を缺いた行爲と言へぬこともない。勝手に戀愛をなし、その解決に困つてゐるといふのは、たとへ如何様に辯解されても立派な行爲とは見へぬ。兎に角貴女は長女で、家督相続人である。分家するにしても他家へ嫁すにしてもそのまゝでは出來ないことは、よく御承知のことであらう。

▲父の意思がなければ駄目。どうしても父が貴女を廢嫡した上でなければ、他家へ、即ち愛人の許へ嫁すことは出來ない。父にその意思がない以上は到底望まれるものではない。たとへ、貴女が青年の許へ走つたところで、その家へ入籍することは出來ないのである。従つて此の問題の解決は、既に一切を許した以上、青年の意思が強固で立派な男であつたら、よく父上にお願して廢家をして貰ひ、婚姻の出來るやう取計つて貰ふやうにしたがよからう。自由に戀愛が出來る位なら、父上にそれ位の話がされぬことはあるまい。

三 旅の恥の解決疑問

實例 旅館に滞在中、女中と心易くなり、それ以來、引續いて文通せり。但し書簡には別夫婦契約めいた事は一切書かず、これは單なる愛情の産物として罪なきものなるや。
人長命を約する能はざる如く、戀愛の永久不變を約する能はず、この問題より後日、慰藉料の要求を受くるが如きことなきや。若しまた女が妊娠せし場合の處置は如何に爲すべきや。(和歌山縣田邊松城某)

實際的事實と解釋

▲女の方で夫婦約束をしたと主張したら何うか。成程別に夫婦契約めいた事も手紙に書かずとも只偶然に相互に情通する場合がないとも限らぬし、其處は一概に論ぜられぬが、大概は夫婦にといつたやうな事から、女の方でも信じて氣を許し情を通ずるといふのが普通に行はるる経路らしい。尤も旅館の女中には多淫の者があつて、時には無報酬で、時には何程かの金を貰つて情通す

る事もある、此等が頻々に行はるれば、其間幾人もかの男と夫婦約束をせまいものでもない。して見れば誠に以て其眞意を疑はれる、換言すれば夫婦約束といふことが其場の戯談であるかも知れぬ、果して然りとすれば後日男の方で違約しやうとも、決して其當初に於て斯る契約を認めぬものとして、婚約不履行に因る損害賠償の請求とか、或は慰籍料の請求などは出来ぬ譯である。偶々質問中に「妊娠しなければ、女が後日片戀に終つても」云々とあるが、妊娠するとせぬとは法律上何等關係はない、只要に夫婦約束を爲したことが眞意で(女の方から見ても)、他の男とも關係もせず約束もせず、一心に將來夫婦たるべく之れが心掛を爲し、其準備を爲したるが如きものとせば、若し男の不人情不徳義よりして婚約を履行せぬ場合、茲に損害賠償といつたやうな問題が起る。

▲女の方で何といつてもあきらめぬとき、女の方で容易に熱もさめず、何といつても夫婦になると主張強要して、其結果男の方で排斥拒絶した場合、女の方では如何なる方法手段を取るか、夫れは分らないが、苟くも身分あり名譽信用を重んずる男の方では、定めて迷惑の事と存する、だによつて若し子でも出来たら、其の子を認知して引取る、他に色男でもあつたとすれば否認す

る、實誰の子か分らぬからである。又妻に出来ぬ代物であれば、何程かの涙金(別れ金)を呉れきれいさつぱりにするが宜しい、さうでなく若や女を教唆する奴があつて、夫れから夫れと辯護士にでも頼んで、談判に來ない限りもなし、又例へて收訴する迄にも例の慰籍料請求の訴を起し、一騒がし騒がして其上で示談の好機を捉へんと企てぬこともない、此邊吳々も注意して然るべきである。

四 約婚者が家督相續人

實例 婚約中の女——既に結納の取交し済の者——の兄が急病で死にましたので、その女は戸主となりました。そのために小生の結婚に一大支障が起つたのですが、私は思ひ切ることが出来ません。どうしても一緒にになりたいと思ひますが、如何なる方法を取つたら宜しいでせうか。なほ私も戸主です。(朝鮮釜山三田某)

戸主同志の婚姻の方法

▲目的は達せられる。女戸主は、完全なる能力を有する家督相続人の單純承認があれば、何時でも隠居が出来るから、適當な人を家督相続人に指定し、その單純承認を得て、隠居した上で、婚姻届を爲せば目的を達することが出来る。しかしこの場合先方の父なり母なりを相続人に指定して隠居すれば、父なり又は母なりが戸主となり、相手の女は戸主の法定推定家督相続人となるから、更に家督相続人廢除の訴訟手續をしなければならぬ。そして、やつと入籍が出来るのである。此の方法は極めて手數がかかり面倒だから、父母以外の他の人を相続人に指定される方がよろしからう。

▲女の方の廢家は許可されない。なほ此の場合、女の方を廢家して貴下の方へ入籍することも出来ることはなからうが、婚姻のため相手の家に兩親があるのに廢家するのは、他に方法があるのだから裁判所で許可しないかも知れない。

五 捨てられた妻の立場

實例

妻の世話になつて居る旦那が、最近外によい人でも出来たのか、さつぱりいたちの道

をきめ込んで、何の音沙汰もありません。致し方がないので、再三間に人に入つて貰つて交渉して居りますが、何の返事もして呉れません。こちらに別段落度があつたわけでもないのに、あまりに仕打がひどいので、残念でたまりません。未だ受取らぬ月手當又は手切金でも頂戴したいと思ひますが、法律で取ることが出来ませうか。(小樽市清香)

その請求は法律上無効

▲妾は公序良俗に反す。元來妾の傭人契約は公序良俗に反する事項を目的とする契約であるから、法律上無効である。従つてこれに基いて爲す貴女の手當請求權はお氣の毒ながら法律上認められない。

▲手を切つて正當な妻となるが第一。妾といふやうな職業は、早く止めて、他所へ嫁いで正妻となるか、獨立自營の職業婦人かで立つことを考へたがよい。大體有婦の男の厄介になつていつまでも可愛がられてゐたいといふ了見から變へてかゝることが第一である。しかし妾の手切金契約について、裁判所は善良風俗に反する契約を斷つ契約は善良なりとして斯かる場合の手切金請求

は認めてゐるが、しかしその判決は面白いものではあるまい。そのまゝにして正業につくことを考へたが得策である。

第七章 無能力者並に親族會に關する事件

第一節 未成年者に關する事件

一 未成年者が成年と詐つて爲した借金

實例 甲は金持の家の戸主なり、軍隊に入りて在營中乙より金を借り、甲の所有せる地所を賣渡書にして除隊の後買戻すべく約したるに、甲は除隊の今日乙の請求に應ぜず、甲は一年志願兵として入隊したるものにして、未成年者なれば、甲乙の爲したる貸借は、不法行爲により成立したるもの故、此貸借を取消す旨甲の親權者より通知し來れり、乙は甲が軍隊に入りし以上は成年であると主張をして、他に公證役場に於て、甲の年齢二十二歳なることを公認しあるを信じ居

りたるに、其の意外なるに驚き、全く甲の欺きたる行爲なりとして、此の上は訴訟より外に途なきを以て、A(法學士、辯護士)を訪ひ鑑定を乞ひたるに、殊更詐術を用ひたる證據なければ(公正謄本)にては充分ならず、勝訴の見込立たずと教へらる。然るにB辯護士に鑑定を乞へば、公正證書に甲が未成年者にあらずるを記載しあれば、相手方を成年なりと信せしめ錯誤に陥らしめたるものなれば、事實未成年でも此の貸借を取り消すを得ざるものと云ふ。ABの鑑定何れが正確なりや。(熊本縣球磨郡今福某)

詐術の解釋と判例

▲年齢二十二歳と公正證書に書いた點に付て、詰り二十二歳といつたからには成年である。處が當時は二十二歳でなくして丁年未満であつたといふ場合、債權者に向つてウソをいつたのであるから、詰り詐術を用ひた譯であると、かう債權者の方で主張する。一方は詐術を用ひた譯でない、只何等の意味もなく、二十二歳と書いて貰つただけで、別に詐術を以てしたのでないと抗辯する。果して詐術たるか否やに付ては、判決例も區々にして一定しないが、著者の見る處を以て

すれば、何も二十二歳と口頭で述べて公證役場で證書に作つた所で、其言つた一言が別に丁年なりと信すべき特殊の詐術を用ひた譯ではない、早く申せば如何にも丁年であると信ぜしむべき具體的證據又は事實を立證して、債権者に確信せしめたのでない。して見れば詐術を用ひたとはならぬと斷言したい。又兵營に入つてゐたからとて、丁年者とは限らない。債権者たるべき者は、普通ならば丁年か否やを十分に調べた上で貸すのが當然で、當人が二十二歳だといつた一言を信じて貸金するなどは、寧ろ輕卒のやり方である。

▲見よ此判決例を。判決例には次の如きものがある。之によればA辯護士の鑑定の方が至當と思はれる。

(一) 消費貸借成立の當時債務者未成年者なる場合、借金申込書の氏名の上部に、歩兵第六十聯隊第一中隊と記載しあるも、其は居所の表示に過ぎずして未成年者たることを信ぜしむるための記載と認め難く、又右借金の公正證書作成委任狀氏名の傍らに、二十二歳と記入するも單だ其成年者たることを書面上表彰したる迄にして、之を以て右債務者が自己の成年者たる事を信ぜしむるため、詐術を用ひたるものと認むを得ない。(名古屋控訴院民事二部判決)

決

(二) 無能力者が書面又は口頭を以て、自ら能力者なりと虚偽の陳述を爲すも、之を信ぜしむる爲め、殊更詐欺の手段を用ひざるに於ては、詐術を用ひたりといふを得ずと論定するを穩當とする、而して能力者たることを信ぜしむるに詐術を用ゆるには、積極の行爲を要するとは論を俟たぬ。(長崎控訴院民事二部判決)

(三) 成年者たりとの區長の證明書を相手方に交付し、相手方をして成年者なりと信ぜしめ、以て手形を振出したる所爲は詐術にして、之を取消すことは出來ぬ。(東京控訴院民事四部判決)

(四) 民法第二十條は無能力者が詐欺の術策を用ひ、相手方をして完全なる行爲能力を有するもの如く誤信せしむる場合のみならず、其行爲の有効に必要な補助行爲を詐り、相手方に完全なる法律行爲なりと信ぜしめたる場合をも律するものとする。(大阪地方裁判所判決)

(五) 民法第二十條は相手方を保護する規定なるが故に、無能力者が詐術を用ひ、之れに由り相手方をして自己を能力者なりと信ぜしめたる以上、無能力者自身は勿論、其法定代理人又

は承継人と雖も、取消す事を得ざるものとする。(法曹會決議)

以上の判決決議に依つて見るに、債務者が只二十二歳といつただけでは、到底詐術とは見られまい、B辯護士の主張は頗る薄弱の論旨と申して宜し。

二 情人間の子の監護と引取方法

實例

(一) 甲は乙と戀愛關係ありて妊娠す、依つて甲は乙の同意を受けて乙の両親に相談して妻に貰ひ受けることとせり。然るに乙は婚禮間に甲に無断にて逃亡せり、甲は怒りて其の儘と致せしも、乙はやがて月満ちて女兒を分娩せり。乙も甲の子に相違なきを思ひ、甲も自己の子なる事を信ず、此の點雙方に疑ひなし。然るに乙は其の女兒を看護養育したき希望あり、甲も其の女兒を事實上引取つて看護養育致したき希望切なり。

(二) 甲が其の女兒を事實上引取る方法如何、無論協議相調はず、甲は最も強制的に寧ろ希望す。

(三) 甲は其の女兒の體育を顧慮し、普通幼兒の哺乳時季を避け、満二歳位の時引取りたき希望なり、此の際先方より養育料請求出來得べきものなるや、出來得るとすれば甲が養育料を支拂ふべき程度。

べき程度。

(四) 甲が其の女の兒を今直に認知致し置き後日(無論二三年後)事實上引取るべき方法なきや。

(五) 甲は乙が其の女兒を渡さざる様必ず豫防するを信ず、甲は出來得れば其の女兒を先方に置き、乙が如何とも致し方無き立場になりし時、即ち適當時期に引取りたき希望切なり、是れが方法如何、尙參考として申上度事は、甲の認知届には乙は異存なきを信ず。(高知縣岡某)

右問題の解決

▲結婚届を済ませぬ間、は公然夫婦とは言はれぬ。故に其間に生れたる子は父の方で認知して庶子とするか、母の方で其儘私生子として母の籍に入れて置くか、何れかより外に方法は無い。併し父の子に相違ないとすれば、其事實さへ十分なれば母に於ては否認は出來ない。父が庶子として自己の籍に入れるか、入れられぬ事情があつて母の籍に置くか、又は一家を創立さすれば、父は其子を引取つて養育するの義務が起る。

▲母の許に養育する結果、は、父に於て養育料を支拂ふべきは當然の義務である。然るに母の方

で子の引渡を拒みて、自分で強て養育したいとあれば、それは親子の情であり又特別の親切から来た事であるから、何も強て養育料を支拂ふに及ばぬ、だが爲念に此邊を断はつて置くに限る。若し又之れに反して甲たる男親の方の都合で、母の方へ一年なり二年子を預けて置いてといふ希望ならば、勢ひ子の養育料支拂の義務は免かれぬ。殊に母の方で父親の認知せる子を引渡すといつたら、こは引取らねばならぬことは勿論で、夫れでも一年なり二年なり預つて養育して呉れと強ゆる権利はない。甲が認知して其認知届出が済めば、私生子の母は如何なる事情ありとも、其子を父の方へ引渡す義務あるも、私生子の身分たるうちは、所謂父なき子故母のみの子といふ形になつて居る。

▲養育料の程度 については、身分境遇等によつて違ふ。だが幼児一人の毎月の養育費はどの位かは、大概計算か常識でも出来るであらう。少なくとも七八圓多くとも二十圓以下のものと思料する。尤も其間に病氣にでも罹つて、特別の費用を要すれば、之れも支拂ふ義務がある。後日支拂はれぬからとて、子供を擔保に取られてしまふ氣支はない。

▲婚姻違約の損害賠償請求權 茲に一言参考に申上げて置きたいのは、乙は如何なる理由で逃亡

したか、逃亡後甲は乙との婚姻を要求する精神はなきか、若しあるにも拘はらず乙が婚約を履行せずとあれば、其兩人間に子まである事故、元の如く夫婦となつては何うか、其意あらば乙に向つて婚約履行を請求するがよからう。斯くして乙が之に應じなければ、婚約不履行に對する損害賠償として慰籍料の請求が出来る。此等は獨り男の方の違約許りでなく、女の方の違約も亦同様で、まさか童貞蹂躪とは言はれまいが、違約に因りて生ずる名譽信用上の損害に對し、これが慰籍料を請求し得られる、夫れにしても男の方で何か悪い事でもあれば、之亦格別の事である。

三 未成年者の戸主とその所有立木の賣買

實例

小生山林の立木を買入れ伐採に取りかかり候處、元山主(未成年者)より自己の所有なりとて、事業中止を命ぜられ(法規の手續を踏まず唯口頭にて)、大いに閉口仕り居り候、其後種々調査致し候處、該山林は、前未成年者所有の所、其の母(但し父死亡)が親族會員の同意を得ずして山林の立木のみを昭和二年三月甲なる者に賣渡し、甲は又昭和三年四月頃、乙丙(共同)の兩人に賣渡し、小生は六月四日乙丙より善意にて買受け代金皆済の上事業に取りかかりし者に

候。但し甲乙丙皆小生と同じく木材業者に候。

- 一、此場合該山林の立木は元山主(未成年者)のものに候や小生のものに候や。
- 二、元山主賣買取消の手續に出たる時は小生は利益を害せらるゝ事なき哉。
- 三、刑事問題となり該立木は贓物と見做さるゝ時は山主(未成年者)の所有となりて小生は立木に關し何等の權利も御座なく候哉。

前記の事件にて乙丙(共同)より小生は善意にて買入たるものなるが、賣渡證書作成の節、便宜上乙は丙に權利の讓渡しをやり、丙は全部の所有者の形となり、乙の丙に權利讓渡しの日に丙一人が賣渡人となり小生に賣渡證書を交附せり。但し賣買取消の節は乙も立會ひ、金錢取引の節丙と取引して差支なき様人を以て問合せしに差支なしと承諾せり。

若し此の事件にして小生より乙丙に解決をせまるも、言を左右にして解決せざる時は、乙丙兩人を被告とし損害賠償の訴をなして宜しきや、又兩人は連帶責任なりや、但し乙は資力あり紛擾を豫期して右の情を知りて小生に賣渡したるものなり。(和歌山縣鹽崎某)

法の解釋と各其處置

▲母の賣買する場合親族會の同意を要する。ことは、民法第八百八十三條に規定してある、若し同意を得ずして爲したならば、子又は其法定代理人に於て之を取消す事が出来る。本件其子から取消を申出たら自然と甲以下の賣買行為は取消される事になる。貴下は何故に先づ未成年者及び其母を訪ふて、真相を確かめざりしか、手落も又甚だしい。

▲甲以下の賣買關係者の處置。母より買った甲が之を取消されたら、自然と乙も丙も貴下のことも皆賣買契約なきものとなつてしまふ。かうなると善意で買った者は意外の損失を招く、これ以て據ない譯である。各自が夫々注意を缺いた結果で、且法律上の手續を御存じないからである。此上は甲は母なる者に、乙丙は甲に向つて、又貴下は乙丙に向つて代金返還の訴又は不當利得償還の訴の何れでも起して、損害を恢復する事が出来る。此場合立木は勿論未成年者に戻るので、決して貴下の所有とはならぬ。未成年者は必らず(又は別に法定代理人を親族會を開いて定める)取請の申請をするが順序だが、併し既に甲に向つて取消をしたら、口頭でも決して差

支はない。實際からいへば貴下は未成年者が甲に向つて取消を申出ても、夫れを知らぬ事なら構はず伐採してもよい。かうなると未成年者又は其法定代理人からは、假處分の申請でもして、伐採を中止させねばならぬ。貴下とても善意で買つて既に代金を支拂つて居る、決して伐採したからとて刑事問題にはならぬ、ならぬが知つて見れば夫れはよくない事であるによつて、先づ乙丙に向つて損害否代金の返還を受けるが至當であらう。

▲乙丙は連帶義務を負ふ。即ち貴下に對しては乙丙共連帶責任を負ふが、證書面では乙から丙に丙から貴下に賣つた事になつて居るとか、併し便宜上さうしたので事實は兩名から買つたとの證人なり何なり證據が擧れば、勢ひ連帶たるは當然である。須らく乙丙に嚴談し金を返還さんければ訴訟を起し、時に假差押でもしてやるがよい。

四 親族が未成年者の財産處分せし

場合の處置

實例

私は昨年當家に養子となつた者であります、今より四年程前、分家の戸主死去、其

時長男は僅に八歳の爲、當時在世中の養父が後見人でありました處、是も程なく死去しました、其後後見人としては何人も定めてありません。然るに被後見人の弟一名あり（目下後見監督人の内に養育中）是に若干の山林を分與してありました處、一昨年後見監督人及二三人の親族の青年と相談し、山林を賣却する事になり、養母（前後見人の妻）には不得要領の言を以て捺印せしめ、其山林を賣却し其後代金は如何になりましたやら全く不明の由、斯の如き行爲は當然の道でありませうか、其金は如何に處分すべきものでありませうか、若し不法行爲であつたならば如何なる手續を爲せばよいでせうか、私は分家を立派に相続せしめ度いと思つて居るものであります。何卒詳しく御教へ下さいませ。前申述べました通り未だ後見人が定めてありませんが、此度は如何なる者を後見人に定めたらよいでせうか、又只今迄の後見監督人は私利のみ走り、其本分を盡してゐませんが、此際排除する事が出來ますでせうか、出來得るとすれば如何なる手續が必要でありますか。（熊本縣田代直彦）

法律上の見解と手續及び處置

▲分家の戸主には早速正當の後見人を付ける。分家の戸主が未成年者であるからには、親族の者から誰なりとも親族會員の選任及び親族會招集の申請を裁判所に爲し、そして後見人及び後見監督人を定めるのが至當の事である。又被後見人の弟も財産あり、且幼者なるが故に之にも改めて前同様の手續を以て、後見人を選ばねばならぬ。然るを其儘にして置くのは宜しくない、そして弟といふのは分家の籍に在るか本家の籍に在るか、養母は何れの籍に在るか、養母が分家にも籍が入つて居れば、當然養母が後見をする事になる。

▲養母は何も分らぬ人か。養母が親族共の要求に對して何も分らぬのに乗じて、よい加減の事をいつてだまし込み、捺印させて山林を賣却したとすれば、其代金は何人が管理して居るのか、之を親族共に談判し明かにして貰ふが宜しい。養母はどういふ精神で居るのか、養母に能く事情を話し利害得失を説いて、若し養母をだまして捺印承諾させ、幼者の財産を賣却したとすれば、其保管者に對して使途を明かにせよと迫る事が出来る、形式上養母が承知すれば差支はないが、夫れがだましてやつたのでは茲に問題が起る。世間には往々斯る事をして親類の悪者共が勝手に消費分配せぬ例もないとは言はぬ。分家を立たせたく、又幼者の將來を誠意誠心思ふたら、一應親

族の者共に相談しての上で然るべき處置を取るが宜しい。

▲後見監督人の資格もない。後見監督人といつても之は事實上で、法律上では其資格を認めぬ、若し此等の者が横領でもしたら、遠慮なく刑事上の制裁を與へて然るべきであらう。之は能く經過を精査しての上の事であるが、第一養母をして眞に理解せしめ、又須らく貴下の味方たらしめるが肝要である。尙親族會招集其他に付ては、他にも類似の實例に對し説明しあれば、宜しく参照して貰ひたい。

五 後見人廢除について

實例 昨年父母が前後して死亡しましたので、伯母が後見人となつて家へ来てゐます。伯母は若い時に夫に死別し、二十五年も後家を通して來たしつかり者なのですが、此頃夫に對して變な素振りが見え初めました。私はこの三月現在の夫を迎へたのですが、私が外出した時などは夫を困らせるとのことです。親戚の人達は此の伯母に金銭上いろ／＼の世話になつて居るので、見て見ぬふりをしてゐますが、それをよいことにして昨今は私共に金銭を自由にさせず、益々夫

を苦しめ、言に従はないと出てゆけがしにします。何とか後見人廢除の方法はありませんでせうか。(久留米市柳子)

後見人廢除の合法的處置

▲成年になれば後見人を要せぬ。既に貴女が夫を迎へられたならば、そしてその夫が成年に達してゐたならば最早後見人の必要はなくなつたのである。後見が終了したならば、後見人は二ヶ月以内にこの管理の計算を爲してこれを引渡さなければならぬことになつてゐるから、先づそのことを親族會に諮り、後見人を解除して良人を戸主として全權を握らせるやうにしたがよい。

▲その解決法。事柄自體が——伯母が夫を誘惑するやうなことは——人道を外れてゐる。たとへ世話になつてゐる伯母であらうが、萬事はつきりときまりをつけねばならぬことである。親戚が金品の貸借關係でぐづぐづしてゐるならば辯護士に依頼してきつぱりした方がよい。義理とか人情とかはこの際間違を起す原因となるものであることを考へられよ。

六 未成年者の母と財産處分

實例 夫に死別した者ですが、相続人が未成年です。目下分家が一人あります外に血筋は一人もありません。そして分家が(夫の弟)私方の不動産に目をつけてゐます。今若し私が死にましたら、叔父に権利がありますか、相続人の姉の家に権利がありますか。私が不動産を處分してしまふ場合、分家に相談なしにする法はありませんか。私の死後分家に権利のないやうにして置く法はありませんか。(兵庫縣尼崎市妙子)

法律上の親権者とその權利

▲財産處分は親族會の同意を要する。あなたは相続人、即ち戸主の親権者だから、その財産を處分するには、親族會の同意を得ればよい。分家や姉などには何等權利があるものではない。

▲死後の信頼し得る法は。また死後のことは、あなたの信頼出来る人を指定後見人として、遺言狀を作製して置くがよい。さすれば少しも財産を奪はれるやうな心配はない。

七 未成年者の財産保護

實例 私は或る未成年者の後見をやつてゐますが、その少年が成年に達するまでに財産横領の計畫をしてゐる者があります。この場合、私はどんな方法を講じて、未成年者の財産を保護すべきでせうか。(山梨縣谷村某)

その執るべき處置と方法

▲心配の要はない。後見人があるのだから、その未成年者に屬する財産目録は、後見人に於て作成する義務もあり、なほ後見監督人も選任しなければならぬから、周圍に多くの陰謀を企つるものがあつても、心配する要はない。

▲先づ財産目録を作れ。それでも、なほ心配であつたら、確實な未成年者の味方になつて呉れる二三人の人々と相談して、財産目録を作つて置き、後日問題が起つた場合に、それ等の人々に證人になつて貰ふやうにして置かれるがよからう。

八 後見監督人の義務

實例 未成年者のために後見監督人を選任した場合、たゞ決議録に記載したのみで、戸籍役場に届出ない時は、法律上の権利義務は生じないものでせうか。(佐賀縣巖谷生)

その義務の發生

後見監督人たる義務は、後見人の義務と同様、法律上の強制負擔であるから、親族會で選任せられた時から、その権利義務が發生するものであることを承知されたい。

第二節 準禁治産者に関する事件

一 準禁治産者の行爲

實例 當年二十六歳の男子生來放蕩なりし故、昭和二年四月に、準禁治産の申立を裁判所に

請求し置きたり。然るに右の者近頃他より金員を借り、其相手数人に互り、金員二千圓以上上り。然るに本人は放蕩の性癖が直りしかを試みる爲めに、兵役満期除隊後宅地一反餘家屋共相續讓與をなしたり。右につき質問の要點は、

- 一、他より金員を借りる場合、詐術を用ひたる時は如何。
- 一、準禁治産者の宣告の効果は、或る一定の期間あるや。
- 一、放蕩者が自分は全く浪費する爲に、金を貸して呉れと云ふても貸す者はなし、何とか口實を巧に設けるに違ひなし、是も詐術と云ふべきか。
- 一、詐術にて金を借りたる時は、本人又は家族或は保證人として、其債務を負ふべき義務ありや。
- 一、本人が自己の名義にて、財産ある爲之を假登記を爲すべき書類を、保證人には無断にて先方に提供し居るとせば、之は詐術と見做され得べきか。
- 一、準禁治産者に對し、印鑑證明を役場が保證したとせば、之は正當行爲なるや、又は役場の違法なるや。

- 一、狩獵鑑札は準禁治産者に對しては、下附し得べきものなるや否や。
- 一、準禁治産者の所有財産に對しては、如何なる場合といへども、他より侵害される事なきや若し有りとせば、其場合を御教示下され度候。(熊本縣中澤某)

準禁治産者の行爲と法律上の制限

▲準禁治産者の行爲は取消し得る。準禁治産者の宣告を受ければ、其者には保佐人が附し、何事も此保佐人に相談し重要な事は同意を得ねば出来ぬ(民法第十二條参照)、處で他より借金をする場合詐術を用ひたときはとあるが、之れも具體的に聞かぬと十分の解答に苦しむ、民法第二十條には「無能力者が能力者たることを信ぜしむる爲め、詐術を用ひたるときは、其行爲を取消すことを得ず」と規定してある。どうも準禁治産者の場合、詐術を用ゆることが少ない、準禁治産でない振をして借金をしたとか、自分は問はられて準禁治産者たることを解かれたといつた位では詐術にならぬ、先づ以て大概の場合には詐術にはならぬと見ねばいかぬ。

▲取消の判決ある迄は有效。準禁治産宣告取消の申立を爲し、其判決確定する迄は、準禁治産者

としての法律行為に制限を受ける。して此取消の申立は本人、配偶者、四等親内の親族、戸主、後見人から出来る、假りに親が申立を爲し後日になつて取消の申立も出来る、本人が品行方正となり眞面目の人となれば、取消を申立られる。又準禁治産者の借金に保證した者は、保證した者が主たる債務を負ふたものとなる、保證人が馬鹿を見る。

▲其他の諸行為に付て 假登記する書類を先方に提起したとはどんな場合か、先方に提供しただけでは差支ないが、民法第十二條に規定の行為は保佐人の同意がなければ後日取消されることあるを免かれない。又準禁治産者の借金に親族や保佐人が負擔する義務は絶対にない。印鑑證明に付て役場が保證する事は一向差支はない、證明した證書を利用して始めて取消問題が起る。狩獵鑑札の如きは浪費者としての準禁治産者ならば、敢て差支はない。又準禁治産者の所有財産に對しては、他より侵害される事はない。若しありとすれば保佐人が悪心でも起して、他に處分し抵當に入れぬ限りもない。だが斯る場合は親族會の同意がなければ出来ぬこと故、先づ以て侵入なしと見てよからう。

二 相續人夫婦を禁治産又は準禁治産者に

實例 小生は戸主にして、相續者は今迄他地方に於て開業自活せり、然るに本年四月中より酒性精神病に罹り治療中なり、本人は種々なる妄想起るを以て、自然金錢を無意味に消費するの虞あり、之を防ぐには戸主より禁治産者準禁治産者の申請を裁判所に提出出来るや、地方、區裁判所何れなりや。亦其嫁即ち配偶者は最も甚だしきヒステリー症にて、手紙又は言語に不穩な事を吐き、又經濟上に大なる關係を有するを以て、嫁も同時に準禁治産者の申請なし得るや、否や。(岐阜縣加茂郡神木某)

法の解釋と其處置

▲醫師の診斷の結果で手續する。先づ本人の精神状態を明かにするが肝腎である、果して醫師が精神病者と診定すれば、其診斷書を添へて本人住所地の區裁判所に禁治産宣告の申立書を差出す、精神病者と定まれば相當の監護を要する。精神病院に入れるか、乃至は自家に一定區域の設備を

して其處に收容せねばいかぬ、何事も警察署に伺ふての上でする、さうせんと精神病者監護に關する特別法規の違反となる虞れがある。若し又精神病者といふ程でもなく、浪費でもする人物ならば準禁治産宣告の申立をする、處が未だ浪費もせず、一時的の精神の異状に止まらば、何れの申立も出来ぬことになる。

▲嫁の地位嫁の行爲の效力と嫁の處置 嫁はヒステリー症だといふが、精神病者の夫と同棲させては危険此上もないによつて、一先實家に歸させて靜養せしめては如何、嫁の實家が清貧でとても嫁を引取つて保養せしめることが出来ぬやうなら、據ない故醫師の診斷書を取つて置いて、之れに禁治産なり準禁治産宣告の申立をする、だが嫁などは何も多大の借金をするでなし、浪費をするでもなし、法律行爲は夫の同意を要し、同意なくしてすれば夫又は夫の後見人から取消される事故、先方も猥りに貸借をする氣支はない。二人共禁治産者とするのは世間への手前もあらう、當分の間親元に引取らすに限るではないか。

▲相續人の症體の經過を見ての上の處置 嫁の最後處置は、相續人の症體の經過を見て、其上で處置するが至當ではあるまいか、ヒステリーも一種の精神病と見て宜しい。故に早く療養の必要がある、打ち棄て置けば一家に恢復し得べからざる不幸が起る、一日も早く親元とも相談すべく時には此種専門の病院に入院させるも宜しい。

第三節 親族會に關する問題

一 親族がなく親族會の開けぬ場合は

實例 入夫婚姻届提出に關する件 小生先年戸主なる婦人の長女(十八歳)の許に婿(入夫)として祝儀仕候處、日ならず戸主なる婦人即ち妻の母は死去致し候、然るに母生前中入籍致し置かざる爲、妻は長女なるを以て相續致し候、其上妻は妊娠中に候へば、出産前に入夫婚姻届提出入籍仕り度く、親族會を起し同意を求め度く候も、妻の親族は片端より頽廢致し(死に絶へて)一人も無き次第にて候、如何様の方法を以て入籍致してよきや、町村長の證明等は駄目に候や御教示下され度候。(石川縣垣内某)

執るべき手続と處置

▲未成年者の結婚の場合 此場合は女は満十五年から結婚は出来て、然かも父母の同意を要するが、本件の場合の如き同意を得る父母もなければ其後見人を定めなければならぬ。此後見人を定むるにしても親族會を設ける事が必要で、親族會で後見人を定める、親族會を設くるに付て、親族の者が死に絶えたとすれば、其家に縁故ある者でも差支はない。

▲親族會員の選定と招集の申請をする 先づ其家に縁故ある者を誰でもよいから三人だけ選定して、裁判所に選定を願出て、茲に親族會員を定めた上で、貴殿即ち表面上は内縁の夫なる貴殿が後見人を選んで貰ふ、そこで親族會は更に貴殿と女戸主とが結婚するに付ての同意を決議し、後見人も勿論同意した事にして、婚姻届に連署して出せば始めて公然の夫婦となつて、貴殿は女戸主の籍に入り、同時に女戸主の一切の権利(戸主権も)貴殿なる入夫に移る。子供の出来ぬ先に婚姻届をして置けば、子供は始めから嫡子となる譯で、私生子とか庶子といふことに戸籍面に付ぬで済む。裁判所に行つて右の申請後に裁判官の間に對し、事情を詳しく述べれば、情察して呉れ

萬事都合能く決定して貰へる、其上で結婚届を出すのが宜しい。

一一 慾張の親族會員の除名

實例 小生の儀或る者の後見人と相成居候處、親族會員に面白からざる者あり、右は會合決議等に對し報酬云々の事を申出で、親族として誠に面白からず、従つて他の親族會員も同人を除名するにあらざれば、お断りすると申出で甚だ困却致居候、除名の方法手續如何に候や。(徳島市中ケ町小西某)

其解決及び處置

▲排斥の適當規定なし 親族會員の一人が報酬を要求したら、之を他の親族會員で否認すればよいだけのことである。成程其會員は慾張で腹黒の人物であるとしても、民法第九百八條の七號に示す如く「裁判所に於て親族會員としての任務に堪へざる事跡、不正の行爲又は著るしき不行跡ありと認むる場合」にあらざれば、除くことは出来ぬのである。單に報酬を要求するとか、親

族會員として面白くない人物だ位では、排斥の理由とならぬ。詰る處報酬は取らぬこと、しやう

といへば、夫れで其人のみ取る譯に行かなくなる。又尋常ならば報酬など取るべき性質のもので

ない、親族相互で助け合ふことは古來當然の義理たり、又慣習となつて居る。

▲會議及び決議に何等差支なし。會議をするにも其者が居たからとて、他の聞く者が多數で決議

し否決すれば、夫れで其者の主張は通らぬことになる。只一人では如何に勝手のことをしやうと

て、自己の我儘私慾を擅にしやうとて通らぬ。又若し本人に會議其他を正式に通知し、出席し

なければ夫れ迄のことで、構はず残つた會員で決議してしまはれる。却つて世話がな。故に折角

會員に選ばれたものを、排斥するにも及ばぬし、又免黜する理由ともならぬ、其他の會員が其者

を除名せねばお断りするとのことが誠に困つた譯で、彼様ならば右の次第を能く説いて聞かせ、

一方感心しない親族會員にも此際やめて貰ふことに話し、若し肯かぬとすれば、他の會員に事情

を訴へて留任して貰ふに限る。此位のことでは頼りに辭任も出来ぬ譯であれば、其邊も承知して置

く必要もある。

三 第二回の親族會召集

實例 家督相續人廢除のための第一回の親族會議が不成立に終つたのですが、同一裁判所に
第一回の親族會員とは別の親族會員を選定し、再び會員の召集を請求することが出来ませうか。(神
奈川縣足柄郡佐原某)

親族會消滅に関する法規の解釋

▲第一回の親族會の消滅 家督相續人廢除の訴を起すに必要なる親族會は、一回で消滅する性質
のものであるから、その親族會召集の日は、會員が出席しても右の決議もせず、且つ續行もせず
に終了する場合には、親族會は消滅し新に親族會を召集することになる。

▲先の親族會員以外の會員も差支ない 従つて先の親族會員以外の人を會員としても差支ない、
しかし先の親族會は、相續人廢除の訴訟を起すについて、決議なく消滅したことを證明しなけれ
ばならない。

四 親族會召集と相續人選定

實例 たつた一人の戸主が死んで絶家となりましたが、後には戸主の身よりの者として内縁の妻と他家に嫁した實妹と姪とがあります。此の後の法律關係は如何になるものでせうか。絶家を再興した者は、前戸主の債務を辨済する義務がありますか。(長野縣更級郡木谷某)

その合法的な處置

▲親族會を召集 先づ亡くなつた戸主の實妹又は姪から裁判所へ親族會の召集を請求し、實妹、姪又は内縁の妻及びその家に縁故のある者の中から親族會の召集を請求する。そして實妹又は姪内縁の妻及び其家に縁故のある者の中から親族會員を選定して貰ひ、親族會を開いて亡戸主の姪又は他人を相續人に選定する。

▲相續人が財産を承繼する。そして相續人に選定された者が、其の財産を承繼する。若し相續人の選定が出来なければ、その財産は法律上國庫に歸屬することになる。なほまた絶家を再興した

者は、前戸主の債務を辨済する義務はないと見てよい。

第八章 家督相續及び遺産相續事件

一 復籍者の家督相續權

實例 現在問題の家の戸主は八十歳にして夫婦健在なり、之に六男四女あり、乃ち兄弟の順位左の如し。

(一)女、(二)男、(三)男、(四)男、(五)女、(六)男、(七)男、(八)男、(九)女、(十)女、にして、女は全部他家に嫁し送籍もすべて終れり、また長男は母の實家を相續致し送籍す、次男は親族の絶家を再興して送籍し、三男が所謂推定相續人なり、四男は之れ亦た他の絶家を再興したり、五男は其の儘戸主の膝下において在籍せり、然るに相續人なる三男が今より二十年前に死去せり。其の後一二年にして四男の他家を再興せるもの、相續者を其の家に殘して此問題の戸主の家に復歸せり、茲に問題は三男の死去に當り、四男が他家を相續せるを以て、當然五男が推定

相続人となり居たるに、四男の復籍に依つて問題を惹起したり、相続権は四男に在るや、五男に在るや。(山形眞田生)

相続順位の解釋

▲四男の復歸と相続順位。四男が實家に復歸する前に、五男が推定相続人となつてゐても、既に後に四男が實家に復歸して見れば、當然相続順位は四男の方が先になる、所謂相続権の復活といふ譯である。殊に戸主夫婦を始め親族の者が、四男を相続人にしたいとの意思あるに於ては、尙更出來得ることである。

▲判決例も認めて居る。例へ分家した者でも、分家を廢して實家に復歸すれば、其身分が元の如くなる、養子に行つた者でも離縁して實家に戻れば、忽ち以前の地位に復する、五男が推定相続人たる資格を得ても、これは確乎不動のものではない。従つて其長兄が他より戻れば、自然長兄に相続権あることは明白で、強ち心配するに及ばぬ。

一 長男の家督相続と弟の遺産相続

實例 父は兄弟四人の子供を残して死にました、そこで長男が家督相続をなし、財産を全部相続しました、此時には他の弟三人は最早財産の分配を請求する権利はないのでせうか、兄が相続した後でも分配して貰ふことが出来ますか、教へて下さい。(廣島縣世羅郡藤井某)

家督相続人と遺産相続人の権利

▲家督相続人は全財産を貰ふ権利がある。家督相続をした長男は、亡父の遺産を全部貰ふ権利がある、そして他の弟三人は遺産の分配に與る権利はない。其代り長男たる相続人は、家族を財政の許す限りに於て扶養する義務がある、義務があるといつたからとて、働けば喰へる弟等が、働かず兄の脛を喰ふ譯には往かない。

▲遺産相続の解釋。遺産相続とは單に遺産を相続するので、家督には關係しない。今父が生前に主権を長男に譲つて隠居し、隠居當時財産の幾分を隠居者の所有に保留し、又は隠居後に儲けて

自分の有としてある場合に、其隠居者が死亡したのなら、其遺産は長男始め弟四人で均等に分配し得る権利がある。例へ其前に他に養子に行かうが、分家しやうが、構ふたことはない、亡父の直系卑屬たる故を以て、遺産分配権を有する。本件の事實は之と違ふによつて、氣の毒ながら弟等は法律上何等請求権はない。兄は特別の情けで弟等に呉れる場合は鬼も角、全然法律上の義務はない。

三 婿と實子との財産争ひ

實例 拙宅は父七十八歳にして、長男、長女、次男の三人の子があります、そして長男は無能力者で、妻も子もありません。次男は二十三歳です。父は約二十年前長女に婿を取り、一時分家しましたが今は同居して居ます、従つて父も戸主権を有し、婿も戸主権を有つて居ます。婿は口舌長け父は婿の甘言を信じ、現在全財産の三分の二以上も婿に與へんとし、婿は盛に賣買登記にて父の名義の田地を書換へて居ります。婿次男何れに先権がありませうか。父は最近死亡しました。(栃木縣芳賀郡秋山某)

贈與及び遺産の效力

▲假裝賣買の結果 婿にだまされて父が全財産の三分の二以上も、假裝賣買で其實は婿に與へ、名義書換の登記を爲すといふ一事に對しては、戸主たる親がする事で何とも苦情は申されない、だが「現在父死亡後なり」とあるからには、茲に次の如き問題が起る。

▲遺留分権を害する 戸主たる父が死亡したら、相続人を決する要がある。長男は無能力者でも父が相続人の廢除の訴をせずして死亡すれば、父の跡目は長男が相続する順序となる。次男にはいきなり相続する権利はない。一先長男相続し、親族の者から長男の無能力の程度に依つて親族會を招集するの申請を爲し、親族會で後見人を選ぶ。此後見人が親族會の同意を得て、相続人の得べき遺留分即ち父の財産の半額だけは、當然長男に受くる権利あれば、父が假裝賣買で半額以上も婿に與へたものは遺贈と看做し、半額迄は滅殺を要求する権利があることになる。婿が精神が悪いと名義を書替へて他に抵當に入れたり或は賣つたりせぬかも限らぬによつて(之れも時に假裝的に)されぬやうに父の遺産婿名義となつた田地に對して、假處分の申請を爲すが得策であ

る。

▲遺産の分配は次男には出来ぬ。父が死亡しても戸主であつたならば、遺産相続とはならぬ故、長女や次男に遺産の分配は出来ぬ。又主張する権利はない。故に長男が一先相続し、婿から遺留分権だけの財産を取戻し、其上で無能力者の長男は隠居し、次男を養子として相続人とするに限る。尙本件は素人ではむづかしいから、確かなそして仁侠な辯護士に頼むがよい。

四 養家より復籍相続

實例

私は谷口と申す士族の家より塚田と云ふ家へ養子にまゐり、既に十年を過ぎました。養父母はその後に死亡致し私は戸主となつて居ります、しかし私の實家にも相続人がありません故、復籍致し度いと思ひます。塚田家には私の財産があります、私の實家は無財産なのです、相続すべき弟が死去したので私が復籍して相続したいのですが如何でせうか。

養子の地位と法律の適用

▲戸主となつたかならぬか。養父母が死亡したなら、貴下は養父の跡を繼いで戸主となつたのであらう、最早戸主となつては復籍は出来ない。若し強て實家に戻りたいなら、自分は相続人を定めて(更に養子をして)隠居し、戸主権を養主に譲り、單に家族となつて、實家に復籍することが出来る。さすれば實家には相続人なき事故、自分が相続人となれる。

▲實家の現在と親族との關係。實家には相続人がなければ戸主たる親は相続人を指定する、指定せずして死亡したら親族會で選定する、(母が生存して居れば母が選定する、母が死亡し又は選定出来ずば親族會で選定する)成程名跡は失ひたくないが、さりとて無財産でも困る。養家に財産あれば却つて養家を相続する方がよからう、何れ貴下に子供の二人もあれば、末の方を實家に呉れて、實家を相続させたらよいではないか、又親族の者から養子を貰つて、父の跡を繼がせるも一策である。

五 家族の妻と財産分與

實例

家族と云ふは二男の妻にして、其の妻は夫の死亡後戸主並に家族の者に無斷で出家せ

り。其後搜索の上、漸くその居所をつき止め本年二月一ヶ月の期間を以て歸國同居方の催告状を發したるも之に應ぜず、最近また突然歸國せり。而して家族とは同居出来されば、別居の上相當の財産を分與されたしとの要求を提出せり。戸主としては未だ二男に財産の分與をなし居らざることなれば、別に妻に對し分家として財産を分與する必要を認めざれば、同居せよと主張はし居るも、元々弟の妻なれば如何して宜しきものなるや、萬一妻の方より之に對して訴訟事件を起したる時は、如何に相成るものなるや、本人の年齢は本年三十五歳なり。(福岡縣企救郡井上某)

家族としての權利義務と處置

▲家族としての弟の遺産 弟が死亡の際に遺産でもあれば、それは弟夫婦の間に子あれば其子の相続する所となり、子無ければ妻の所有となる。けれども若し弟に遺産なければとて、兄たる戸主は敢て其遺産に分家として財産を與へねばならぬ義務はない。成程分家といへば家を分るのであるが、強ち法律上家を持たさねばならぬものでない。分家とは戸籍を分けるといふのが法律上

の解釋で、財産など一文も與へぬとも宜しい。今や本件に付て弟が死亡し、其の妻子が生活に困れば、戸主たる兄は家族として扶養すべき義務もある。けれども夫れには戸主の主張する通りに、一定の指定居所に居住すべき義務がある。處が弟の妻は同居出来されば別居したる上に、相當の財産分與を迫るが如きは、餘りに勝手過ぎしことで、斯る我儘の話は聞く要はなからう然らば何うすればよいか、即ち、

▲拒絕して時に離婚を申渡す ことである。財産などは分家は出来ぬ、又戸主と一處に生活するか、乃至は戸主指定の場所は居住せねば、離婚するからといつて申渡してやるが宜しい。弟の妻は此催告に對して何と出るか、勿論生活に困るやうなら戸主の言ふ通りになつて、戸主の家に来て世話になるがよからう、然るを之に應ぜずとあれば、扶養を拒絕し得るは當然の權利である(民法第七百四十九條參照)、弟の妻として且子供でもなければ、一人でも十分に働いて生活の出来る健康且能力を持つて居るに相違ない。して見れば斯る要求に對しては、戸主より立派に排斥する權利がある。

▲弟の妻に訴訟の勝目なし 如何に弟の妻が訴訟を起したからとて、全然勝訴の見込はないに定

まつて居る。尤も弟の遺産あれば前申す如く、子なり妻なりに全部渡してやらねばならぬので、戸主として之を取る権利はなし、此外に生活費として彼の要求に付ては、戸主と同居せざる限りは、扶養せぬと主張すれば最早夫れ迄の話で、全然物にならぬものと知られたい。

六 相續權は長女か胎兒か

實例

- (一) 戸主及び妻並に長女の家族あり、妻は妊娠中にて三ヶ月後に分娩の豫定の處、戸主死亡せり。此場合家督相續は妻が爲すべきか、長女か又は胎兒男子なれば出生兒が爲す可きか。
- (二) 前記胎兒が相續するとせば、夫れ迄相續届を提出せずとも差支なきや。
- (三) 家督相續は届出に依り戸主權を得るのみにして、届出なき時は其家族に法定相續人ありとも、戸主と決定されざるものにや。
- (四) 家督相續の届出せざる時は罰金ありや。
- (五) 相續の届出は其事實生じてより、何ヶ月間に爲す規定なりや。(東京府下荏原郡篠塚某)

相續法の解釋と處置

▲妻に相續權なし。妻には絶対に相續權はない。胎兒も男子が生れば男子に相續權はあるが、女子では長女が相續人となる、處で生れぬうちは何とも言へぬによつて、戸主死亡と同時に長女が戸主となり、家督相續人となる、併し前示の如く男子の子が生れぬとも限らぬによつて、相續届は出生迄控へて置くがよい(僅か三ヶ月位の事なら)、若し相續届を爲し長女が戸主となつて、男子の子が生れば相續權恢復の訴を起し、長女の相續權を廢して其上で男子の子が相續し戸主となる譯で、つまらぬ手數を要することになる。

▲届出に對する制裁の有無。何もさう急いで家督相續届を出すに及ばぬ。法文には何ヶ月間に出せとの規定はない、故に胎兒が生れての上でも差支はない。さうせんと前申す如く時に二重の手數を要する。尤も澤山財産でもあつて、戸主死亡の結果相續税でも出さねばならぬ場合は、稅務署の方で手續をせよといつて來ることもある。だが胎兒一件を續述して出生迄猶豫して貰ふ方がよからう。

七 遺産相續と預け金の請求

實例 樺太に住んでゐる本間總治へ彌吉といふ者を、六年前に養子として遣したるも、戸籍上の手續を爲さざる爲め、入籍し居らず、爾來三ヶ年間同棲中、彌吉の働きたる金一千圓を總治に預けたり。然るに總治は彌吉を嫌ひ、互に別居し、當時預けたる金を催促したるも返還致さざりし爲、つひ其儘とせり。所が總治病氣の爲、樺太より内地へ歸る際、預金の一部分百五十圓を彌吉に渡し行きたるに、病氣の爲總治は死亡したり、戸籍上總治は獨りにて、配偶者も子供もなし、死亡したる時は親族の家なりし爲、其所持金又は貯金通帳等は親族にて保管せり、此の親族と云ふは死亡したる總治の姉なり。就ては彌吉より、此度預けたる金全部を、遺産の保管人に催促したるも、言を左右にして渡さず、又渡す氣色もなし。此の場合彌吉は如何なる方法を探るべきや、若し訴訟を提起するとすれば、如何なる證據を必要とするや、預けたる金以外の遺産に對して何等かの權利なきものなりや、彌吉の立場として、如何に爲すべきや、右御面倒ながら御教示被下度願上候。(東京府下上野某)

法の解釋と處置

▲養子縁組の届出をせぬ結果 實際養子に行つても、縁組の届出をせぬうちは、法律上養子とは言はれない。本件彌吉が一千圓を總治に預けたといふ何か確證はないか、何なりと之れが欲しい。あれば夫れによつて親族の者即ち保管者に請求する(返還方を)、幸ひ貯金にでもしてあるとすれば、先づ以て其貯金を取戻されぬやうに、假處分の申請をして置くに限る。かうして置いて遺産管理人の選定を裁判所に請求し、夫れが定まつたら直ぐに預け金の取戻請求の訴を起すべきである。尤も事實が判明して居るとすれば、保管人なる姉に交渉したら、何とか示談で引渡が出来まいかと思はれる。

▲遺産請求權の有無 未だ入籍しない以上は、總治の養子でもなければ親族でもないによつて、遺産相續の權利は氣の毒ながらない譯である。然らば其遺産は何人の有となるか、總治に子もなく妻もないとせば、總治の親があれば親、親もなければ戸主、戸主が總治で姉でもあれば、詰りは姉のものとならう、要するに彌吉は只預け金の取戻を請求する權利あるに止まる。又それだけ

取つたら夫れであきらめるがよい。

八 遺言の執行と相續

實例

(一) 公證人立會にて遺言狀作成の際證人として立會せし者は、戸主死亡後遺言執行の立會を必要とすべきものなるや。

(二) 右の場合に其執行を相續人に要求すべきものなるや、尙又證人の要求すべき義務あるべきものなるや、然る時は其怠慢により相續人より損害を要求負擔すべき責あるや。相續人未だ戸主死亡後日淺く手續爲さざる者なり。

(三) 右執行につき、其期限に制限あるものなるや。

(四) 相續人の某女他家に嫁し、爲に其生家に嗣子なし、依て長男を以て生家の相續人となす。某女の母なる戸主十數日前死亡せり、戸主老齡にて某女及其夫一二年世話せり、某女の夫妾をおき素行修まらず、度々生家の財産を濫費せり。依て某女虐待に堪へず、後事を憂へ戸主と共に戸主の生存中、夫に秘し公證人立會の元に遺言狀を作成せり。此の場合親戚の小生及隣家の人

一人保證人として立會せり。戸主死亡と同時に某女の夫小生に向ひ家計整理の名の下に遺言執行を本日余に要求せり。病氣の爲郷里岡山に歸るを得ず、此場合他に適當なる人に委任すべきか或は其儘放任して宜しきや、明年歸郷する夫迄延期して差支なきや、目下の小生の取るべき方法如何、要求人の長男なる相續人は小生に何等要求せず。

(注意) 相續人は二十五歳、戸主の要求により財産一部を某女に譲與したし。但其夫に費消せらるる恐あり、其安全策、相續人要求せざれば其請に應ぜざるも差支なきや。(千葉縣坪井某)

法の適用と執るべき處置

▲遺言執行者と義務 遺言書の保管者は相續の開始を知りたる後、遲滞なく裁判所に遺言書を提出して、其檢認を請求せねばならぬ、檢認の上で遺言執行者が判明する、若し遺言執行者なきとき、又之なきに至つたときは、利害關係人から裁判所に請求して、選任するものとしてある。遺言執行に付て財産目録を調製し、財産を調査する場合には、相續人は之に立會ふ事を得るも、何れも遺言作成の際の證人が立會ふ要はない。

▲遺言執行者の承諾と就職の催告
遺言執行者が就職を承諾すれば、直ちに任務を行ふべきである。若し承諾とも何とも言はずに居れば、相続人其他の利害關係人は、相當の期間を定めて其期間内に、就職を承諾するや否やを確答すべき旨を、遺言執行者に催告する事が出来る。其期間内に相続人に確答せぬときは、就職を承諾したものと看做される、遺言執行に付ては成るべく早くといふだけで別に期限に制限はない。

▲遺言状の保管者は誰か
其保管者又は発見者から前申す如くに、裁判所へ提出する場合は、公正證書での遺言でない場合で、公正證書にての遺言のときは、検認の要はない故、保管者は之を遺言執行者に示して遺言を執行せしむるので、貴下が執行者なるか否やは明白に分る譯である。執行者ならば前の如く手續する、然して戸主の遺産を某女に譲與するとしても、一旦は相続人の財産と爲し、其上にて某女に贈與すべく、尤も戸主が遺贈の遺言あれば夫れに従ふ。

▲夫に費消されぬ方法
としては、遺贈物が不動産ならば妻の名義となし、登記を爲すべく、夫れにしても遺贈を受くるに付ては夫の許可が必要で、夫が時に自分にも半分も與へんければ、許可せぬといふかも知れぬ。故に此場合は宜しく相続人の名義の儘と爲し、改めて相続人から貰

ふか、又は兎も角自分の名義に爲す事に夫を許可させ、其上でどうにも決心するがよい、質問中「相続人要求せざれば其請に應ぜざるも差支なきや」とは如何なる意味か相分らず、要するに某女は一方自分の子供(長男)なる生家の相続人に諒解せしめて、夫が虐待でもすれば寧ろ之を理由として離婚し、生家に戻つて長男の厄介になるが宜しい。

九 次男に遺産相続を

實例 私には二男四女があります。次男には財産を分與して、老後は主として次男に面倒を見て貰ひたいと思つて居ります。次男に財産を分け與へるにはどうしたらよいでせうか。(北海道 龜山某)

遺産相続と法律解釋

▲長男に財産の半額を、貴下が戸主ならば、長男に全財産の半額を相続させなければならぬ。長男の半額を控除した部分は貴下の自由に處分の出来るものである。

▲遺産相續は平等に。従つて長男の半額を控除した部分の財産を、全部次男に贈與されるとしても貴下の自由と謂へる。しかし、貴下が家族ならば、六人の子供には、平等に遺産相續の権利があるから、適宜に分配されたがよい。

一〇 自筆證書の遺言の認め方

▲**實例** 自分の財産の一部を公正證書等に依らず、自筆證書で遺言書を認め置き、自分の死亡後、子供等に分與したいのです。その書式及合法的方法を御教示下さい。(滋賀縣有田某)

遺言の方式に関する法規

▲遺言の普通方式と特別方式 遺言は、民法に定められてある方式に従はねば之をすることが出来ない。その方式には普通方式と特別方式とあつて、普通方式は更に自筆證書、公正證書又は秘密證書の三種に區別せられてゐる。

▲自筆證書の遺言書 自筆證書の遺言は、遺言者がその全文、日附及び氏名を自署し、之に捺印

すべきで、若し挿入、削除その他の變更は遺言者がその場所を指示し、之を變更したる旨を附記し、特に之に署名し、且つその變更の場所に捺印しなければ、その効がないことになつて居る。従つて右の點に留意さへすればよいので、その他の點について別段の書式の定めはない。要するに遺言の趣旨がわかりさへすればよいのである。尙遺言には、遺言執行者をも指定して置かれるのが適當である。

一一 入籍しない父の遺産相續

▲**實例** 私の父は一旦他家に養子に行き、次に私の家に養子に來ました。そして私の家へ入つて以來、田畑や山林を買ひ、皆父の名義で登記してあります。さうして昨年亡くなりました父は、生前常に遺産は私に譲ると云つて居りましたが、まだ私の家に入籍して居ないのです。どうしたら私は父の遺産を相續し得ませうか。(鳥取縣君子)

その相續は結局至難

▲遺言書はあるか 父があなたの家の籍に入つてゐないとすれば、生前、財産をあなたに相続させる云つて居られたにしても、遺言書がなければ、貴女のものにならないかも知れない。
▲戸籍謄本をつけて再相談を 兎に角斯かる相談は、父上の戸籍謄本をよく見なければ、誰に遺産が行くものかよくわからぬから、再相談を願ひたい。

一一一 借財を引継かず長男を戸主に

實例 戸主は相場に失敗して他人にも大いに迷惑をかけ、不動産、動産共に人手に渡し、その上多くの借財を残して、内縁の妻と共に他縣へ寄留して居ります。そして寄留地にも澤山の借財が出来て居ると聞きます。長男は居ても親子の情薄く、戸主の借財を返す力がありません。私共親族は相談の上、少しづつ不動産を出し合ひ、長男の名義にして母と長男の生活の一部だけにもしたいと思ひますが、親族が後見人となり、戸主の借財を受けぬことにして 長男を戸主とする方法あらばお教へ下さい。因に戸主は五十歳、長男は十五歳です。(長岡市中村某)

その方法は極めて困難

▲この場合は困難 戸主が死亡するか、隠居するかしなければ、家督相続をして長男は戸主となることが出来ない。又六十歳未満の男戸主が隠居するには、裁判所の許可を受けなければならぬ。そして裁判所では十分の理由ある場合でないと許可ならぬから、この場合長男を戸主とすることは困難であらうと思はれる。
▲長男の財産を守る方法を取れ しかし長男等の生活のために、親族が長男に與へられる財産は戸主の借財のために之を失ふことのないやうにすることは左程六ヶ敷いことではない。だからこの方法を取るが得策である。親族が長男の後見人になることは不可能である。

一三三 養父の財産相続

實例 私は養子となり、現在では父が死去したので戸主となつて居ります。しかし商賣上店の名義は養母になつてゐます。私には妻がありますが、その妻と養母とは仲が悪く、家庭が面

白くゆきません。さうかといつて私は妻を離別することは断じて出来ません。若し私達二人が、養母と別れて生活する時には、私は不動産を自由にすることが出来るでせうか。又財産分離には、何程の権利があるでせうか。(三重縣足立某)

相続後の財産と処分

▲不動産の処分は自由に来る。養父の死亡と同時に貴下が家督相続をして居られるのだから、養父の財産は当然貴下が相続してゐる譯である。従つて養母と別居しても、不動産は貴下が勝手に処分することが出来る。

▲扶養の義務がある。但し養母と別居しても、養母の扶養の義務が貴下にあることを承知しなければならぬ。けれども養父の財産は貴下のものであるから、他に分配するといふやうな必要はない。

一四 相続権は先夫の長男か

實例 私は良人との間に長男が一人ありましたが、良人は不幸にして早く死亡いたしました。そこで私は良人の弟と再婚しました。そしてまた男子を分産しました。現在は父が戸主であります。父が死亡したときは、戸主には現在の良人がなりますか、それとも先夫の長男になりますか、また財産はどうなりますか。(長崎縣雪子)

相続権は當然先夫の長男に

▲戸主権も財産も先夫の長男に。現在の戸主である父上が死亡せられた場合には、當然先夫の長男が戸主になつて、財産も全部長男のものになるのである。

▲その理由。それは、先夫が生きてゐたならば、當然戸主になるのであるが、不幸にして死亡したため、その人の権利が全部長男に移るからである。

一五 相続の順番と相続人の問題

實例 (い)長女がりましたが、都合があつて恩顧ある家の女子を養女に貰ひ受けました。

長女よりも年上の女子でしたが、最近實子の二女が生まれました。長女は他家に遺る爲め廢嫡して置きましたが、家督相続人は此の場合養女ですか次女ですか。(岡山杉山某)

(ろ) 先年戸主たる兄が死亡し、その子が家督相続をしましたが、これも程なく死亡しました。後には母と兄の妻と妾との三人です。今度家督相続をするのは一體誰ですか。(群馬本地某女)

(は) 戸主A夫婦には子がありません。Aの實妹Bは出てCに嫁ぎ、一女Dを生んだが、BC共に死去したので、AはDを引取つた。Dは成長してEを婚養子に迎へ、Fを生んだ。AとしてはDEを隠居せしめた上、夫婦養子とする心算であつたところ、DEまた死亡した。Aの妻に弟妹がありAの母の兄に孫がある。この場合Aは誰を相続人とすべきであるか。(大津市北村某)

(に) 一昨年戸主である兄は病歿し、後には相続すべき妻子なし。戸主の弟たる小生に當然相続権ありや、あらばその手續を。(新潟縣山本某)

右に關する相続人

▲(い) 養女が家督相続人。長女が婚嫁するために廢嫡になつた以上は、次順位として養女が家督

相続人となる。

▲(ろ) 選定される順番は貴女。今度相続すべき人は母上が選定するのである。選定される順番は貴女である。

▲(は) 妻の弟妹を相続人に選定するが順當。Fを相続人とすることは法律上絶対に不可能である。故に親族會の選定を基いて、妻の弟妹を選定するのが順當である。母の兄の孫を選定することも出来るが、妻の弟妹の方が近い。

▲(に) 親族會にて選定する。裁判所に申請して親族會の召集を受け、その親族會で家督相続人を選定すべきである。家族として貴下一人ならば、順序としては、貴下が選ばれるべきであるが、事情の如何に依つて裁判所の許可を受け、他の人を選ぶことも出来る。親族會は、利害關係者は誰からでも申請することが出来る。又親族會員は三名以上必要で、申請人が指名すべきであるが、若し三人以上に達しないときは、他人でも差支ない。

一六 祖父の養嗣子となるには

實例

私の實父は祖父の長男でしたが、他家の廢家になつたのを復興したので、只今は二家に別れて居ます。私は父の長男で父の相続人になつて居り、弟は祖父の養嗣子となつてゐます。祖父は私の方を常に愛し、私を祖父の相続人に、弟を父の相続人にしたいと言つてゐるのですが法律上それが出来ませうか。(松山市長谷川某)

本家入籍とその手續

▲本家に入籍は出来る。本家の相続人は分家の戸主だから、その戸主を廢して、本家相続を許されてゐるのだから、貴下の場合も祖父の家、即ち本家に入籍することは出来ると思はれる。

▲その手續と方法。しかし祖父の家に養子があつては駄目だから、先づ手續としては、弟たる養子を協議の上離縁して實家に復籍せしめ、然る後祖父の家に相続人のないのを理由として且つ貴下が幼時より祖父の許にあつて祖父の業を見習ひ、祖父もその相続人たらしめんとする意思あり實家には弟ありて必ずしも長男を相続せしむるの業を営むものにあらず、或は長男よりも弟が繼承するの得策なるを第二の理由として、實父から貴下に對し、實家の家督相続人廢除の訴を起し

て貰ひ、その判決に依り、貴下は相続人の地位より除かれて、一の家族に過ぎぬ身分となる。そこで改めて祖父の家に養子として縁組を届出るのである。

一七 女戸主と隠居について

實例 私は本年三十五歳になる女戸主ですが、病弱なために、妹に家督を譲りたいと思ひます。この場合親族會を開く必要がありませうか。尙私の家は母と妹の三人暮しの淋しい家庭でございます。(金澤市みつ子)

隠居の手續と相続

▲親族會を開く必要はない。未成年でない女戸主ですから、別に親族會を開く必要はない。原則として女戸主は、年齢にかゝらず隠居を爲すことが出来るのである。

▲その手續 手續としては、隠居者及びその家督相続人から、其地の戸籍吏に届出を爲せば、それでよろしい。

一八 相續權は庶子か養子か

實例

私は庶子の身ですが、今度父が勝手に私を廢嫡して、別に他から養子を迎へ、それに相續させるらしいのです。かゝることは出來得るでせうか。庶子と養子とは法律上何れに相續權があるでせうか。(鶴岡市戸倉某)

法規上の相續の先順位

▲法律上の順序 嫡出子 庶子、私生子孰れも被相續人の直系卑屬で、別の家に入籍されて居ない限り、法律上の順序に従つて家督相續人となる資格を持つて居る。その順位は男女の間では、男が先順位で、又嫡出子 庶子、私生子の間では嫡出子が先順位である。嫡出子、庶子は女でも私生子より先になる。右の順位に従つて同一順位の間では、年長者が先になるのである。

▲相續權は養子に 従つて庶子でも先順位の間では法定の推定家督相續人である。しかし新に先順位の家督相續人が出來れば、それ限り、相續人ではなくなる。養子は血族に準じ嫡出

子たる身分を取得するから、貴下が男子の場合養女であるならば貴下の相續權には影響はないがその養子が男子ならば、年齢の長幼に拘らず、相續權はその養子に移轉することになる。

一九 不動産相續をさせたくない

實例

女戸主が、その娘の婚養子に家督を譲り、その際に財産の中の地所及び家屋は當分譲ることを欲しないのですが、此の場合如何にしたらよろしいでせうか。(新潟縣岩船郡三島某)

確定日附ある證書として留保せよ

戸主は自分の全財産の半額だけの部分を隱居の際、確定日附ある證書に依つて自分に留保することが出来る。その方法を取るがよい。

二〇 三男に相續させるには

實例

小生は三人の男子の父に候、長男は常に病氣勝にて家業にも目をくれず、次男は家を

他所に放蕩三昧を致し居候間、三男に家督相續を致させ度く考居候。その手續は如何になすべきものに候や御教示願度候。(郡山市岩田某)

その取るべき手續と方法

▲先づ裁判上の手續を先づ長男に對する法定相續人廢除の手續を裁判所に爲し、その判決を受ければ、相續權は次男に移るから、長男に對する廢除の判決が確定する迄に次男を分家させるなり、或は他家へ養子縁組をするなり、婚姻によりて他家へ入れることが出来るから、貴下の戸籍から出して置く。さすれば三男に相續權が移ることとなり、一々廢除の訴訟手續をするより遙かに簡單である。

▲前述の方法が最も適當 尙一々廢除の手續を爲しても、裁判所で貴下の主張を却下しないとも限らぬから、前述の方法に依るのが一番であらう。

一一一 婚家先の妹の遺産請求權

實例 戸主である私の兄には一人の姉と私といふ妹があります。今は二人共に嫁して居ります。兄は一旦合意の上で別れた妻と再び同棲して來ましたが、先日死亡しました。兄の遺産は妻の名義になつてゐますが、私にはこれ等の財産に對して請求權はありませんか。兄には子供はありません。(和歌山縣美子)

遺産は相續人の權利

▲戸主より指定された者が相續 戸主が死亡したのだから、家督相續が開始され、相續人となつた者が權利義務を承繼するのである。戸籍上は戸主一人の譯だから、戸主が相續人を指定して死んだ時はその指定された者が相續人になる。

▲前戸主の財産は相續人に返還を求められる 若し前戸主が指定しなかつた時は、親族會で兄弟、姉妹の直系卑屬の中から、家督相續人に選定された者が財産を相續することになる。しかし戸主の財産が、戸籍上離婚した者の名義である時は、其者が任意に、その財産を引渡せばよいが、若し引渡しを拒絶した時には、其者に對し返還の訴訟を起さねばならない。

一一一 限定承認と財産皆無の場合

實例

限定承認は、多少共相続財産のある場合には申請されやうが、財産が皆無の場合にはその申請も不可能のやうに思はれます。私の父は借金の外、鍋釜以外財産といふものは何者もありません。斯かる場合鍋釜だけでも承継財産として認められませうか、限定承認を申請しなければなりませんか。(本所業平町川島某)

手續を爲す要がある

人は一物もなくてはその日の生活を送ることが出来ない。貴下の場合法律上鍋釜類は勿論、瓦落駄道具の末に至るまで、苟くも金銭價値を有するものは、悉く皆之を財産と見るのである。鍋釜以外他に財産と見るべきものが一物もなくとも矢張り相続の場合は限定承認の手續を爲さなければならぬ。

一一二 指定相続人と相続税

實例

戸主の死亡に依り、戸主の弟である私が相続人となりました。此の場合相続税をかけるられるのは、何の位の範囲でせうか。(富山縣栗島某)

相続税の範圍

▲相続した部分に課税 相続税を課せられるのは前戸主の財産で貴下の相続した部分のみです。
▲遺産相続はまた別 しかし貴下が相続人に指定せられる以前に、前戸主から不動産以外の財産を貰つて居た場合に、その財産の價格が千圓以上であるときには、遺産相続が開始されたものと看做され、それに相続税が課せられる。

一二四 保険金と限定承認

實例

被相続人が、その生前に相続人を受取人として生命保険契約を結んで置いた場合に、

生命保険金は生前から相続人を受取人としておますから、被相続人の財産たる性質は無く、限定相続の場合、被相続人の財産目録に記入さるべき性質のものではないと考へますが如何でせう。
(高知縣村井某)

相続財産とはならない

被相続人の死亡の場合に、相続人の受取るべき保険金は、相続財産ではないから、限定相続の場合にも財産目録に計上さるべきではないと思はれる。貴下の考へ通りと解してよい。

第九章 戸籍に関する諸届出事件

一 寄留先よりの諸届出

實例 私と妻は未だ内縁關係に候、而して目下原籍長崎市より東京に参りて、東京に寄留致居候。若し婚姻届を爲す場合、寄留地なる東京にて爲し得べく候哉、爲し得るとせば其心得

の數々を。又子供は妻の私生子と届け置き候も、今後子供の出生せし場合、家族の死亡せし場合等の届出も、東京の區役所に爲して差支なきものに候や、以上について詳細御教示を賜はり度候。
(東京市本郷區柏田某)

届出手續心得方

▲婚姻届は寄留地で出来る。現在寄留して居る區の區役所へ届出て差支はない。併し此の場合婚姻届は二通を要する。一通は原籍の市役所又は町村役場へ東京の區役所の方から送付する。これによつて原籍の戸籍簿に記載される、婚姻すれば私生子は嫡出子となる。

▲出生死亡の届出方に付て。出生届は出生したときから十四日間に届出でる、矢張り寄留地で届けて宜しい。此場合も届書二通を要する。死亡届は死亡してから七日間に届出る、普通の病死なら醫師の診断書を添へて出せばよいが、若し變死した場合には、檢視される事もあれば、直ちに警察署へ届出で、檢視を済ました上で死亡届を出す。

二改名の手續

實例 私事原籍青森縣東津輕郡原別村字原別大字上海原九十三番地、森山佐太郎二男森山與助にて御座候へ共、私の同村即ち上海原四十四番戸森山留藏三男に、森山與助といふ私と同姓同名の者有之候、其人は毎年常亮栗に春鯨漁期前四月初め來り、十一月末迄居住仕候ため、手紙又は種々の事は非常に間違ありて困却致し候故、私は改名致度候、然るに當村は至つて不便な所にて、大泊といふ所迄十一里陸行しなければ代書所は無之候、尤も三里行けば代書所一軒有之候へ共、むづかしき事は出來ず候、右手續の願書は裁判所へ差出すべきものに御座候や。
(樺太森山某)

改名の要件と其手續

▲同町村内に同一姓名の人あれば許す。のである。況んや同字内に同一姓名の人あるに於ては、定めて郵便物の間違ひやら、取引上の間違ひが起るであらう、だによつて早速手續を盡すがよい。

だが森山與助といふ人は其處に本籍があるのか寄留があるのか、本籍もなく寄留もして居らぬ人なりとすれば、單に居所で一時的のものとする外なく、改名のことは許されぬ。必らず貴下と同姓名の人が同一町村内に住所を有して居らねばいかぬ。

▲申請及び其他の手續 假りに住所(寄留でも)を有して居るとしたら、相手方の戸籍謄本又は寄留の謄本を取つて、別に改名の申請と題し貴下の現在の姓名と改名すべき名と書き改名の原因を(同一町村同番地に森山與助といふ者あり、ために郵便物が間違ふて配達され、又は取引上之れ)の事間違があつたといふ事實を詳記する)認めて改名願度旨を認める、申請先は村長宛て宜しい(相手方の謄本も添へる)。さすれば二三日中に改名を許可して呉れる、尤も村内に二名位の保證人を要する(申請書に村吏員の指揮に依り保證人の名を記する)、許可あれば許可書を添へて更に改名の届をする(同一村長に宛て)。

▲兎も角申請して見よ。相手の森山與助が寄留もなく本籍もなく、只一時出働的に來て居るとしても四月から十一月迄も其處に居れば、自然寄留届を爲す義務がある。此事を村長に申出れば村長は相手方に寄留届を出せと通告する、寄留届を出した上に申請をしてもよい。若し出さねば相

手方は法規違反で罰せられる、例へ其處に寄留せずとも長く滞在してゐて、同一姓名者のために不都合ありとすれば、事情を諒察して改名を許して呉れるに相違ない。

▲他にも改名の方法がある。之は先代が盛んに營業を爲し居るとか、乃至は信用取引があるとかで、親たる戸主が死んで其跡を相続する場合に、父の襲名を爲す場合、若くは僧侶となつた場合に權兵衛、太郎兵衛、與助といふ名では僧侶の威嚴がない。従來の慣習上僧侶の名は皆何堂とか何觀とか何道とかいふむづかしい名前を付けて居る、故に此慣例に倣ふて許可して呉れる。此場合は寺の住職にも相談して心配して貰ふがよい。近頃は一時改名して僧侶を廢める人も見受け

三 養女の子を養父母の子に届け出た 場合は何うなる

實例 (一)甲岩田新助、五十二歳、夫 (二)乙岩田カエ、三十五歳、妻。(三)丙岩田きわ、二十七歳、養女。然して新助の養子にて妻カエの妹なり。

右甲は丙と情を通じ、一男子を擧ぐ、甲乙の嫡子として届出を了せり、甲乙丙の蒙るべき法律上の制裁如何なりや。(東京神田久我某)

違法届出の制裁

▲虚偽の届出を爲せしとき、戸籍法の第百八十條に該當する所爲で、一年以下の懲役又は百圓以下の罰金に處せられる、新助が養女と情通するなど不倫の行ひである。其上自分等夫婦の間に生れし子として、市町村長を欺いて届出を爲すのは不都合である。處が世間には往々此に類似の行爲を見受ける、新助夫婦にうらみでもある者が告發でもするか、又は其筋で發見されたら、結果は以上の罪に陥る。

▲懲役か罰金かの判例。に問はゞ、一面から見ると如何にもさうでもせねば、彼等夫婦の間に於て外聞が悪くであらう、併し他の一面より見れば宜しく嚴重の制裁を與へて、社會一般に警戒を加へてやる必要もある。寛大にすると罰金位ならばといふ考へを起す者も出て来る、故に懲役に處するが至當かと思はれる、之れ迄の判例としては罰金に問ふたやうに記憶して居る。

四 戸主が出生届に調印を拒んだとき

實例

或家庭に數年前長男に妻帯せしめ、戸籍も其當時婚姻届相済み、今回女兒出生せしを以て、出生届を提出するに當り、其父現在戸主なるが右の者共結婚後不行爲を爲したるにより、勘當同様他所にて生活せり、而して右戸主今回の届書に捺印を拒み、連署に應ぜざるが、長男は今回の出生届につき、如何にすれば宜敷きや。(熊本市原田某)

民法の規定と執るべき手續

▲構はず出生届をせよ。何の構ふことがあるものか、長男なる(子の親)者から本籍地の市區役所でも、又現在の寄留地でもよいから、さつさと届出ればよい。親たり戸主たる者が之を拒む権利はない、又戸主の調印も要らぬ譯である。一度婚姻に同意せし以上は、決して孫の出生届に拒絶は出来ぬ筈で、子の親が届出れば忽ち其籍に入つてしまふ。

▲戸主が調印拒絶は長男を離籍しての後、の事である。長男が戸主たる親の命に従はず、一定の場所に居住せぬときは、戸主は離籍する事が出来る、其離籍もしないで、未だ子が己れの籍に在るうちに、孫が生れた以上は、どうしても自己の籍に入れねばならぬ。俵夫婦既に親の籍に在り、従つて生れし子を何處の籍に入れる必要あらうか、頑固親爺がまだ法規を知らぬ結果で止むを得ない故、前示の如くお構ひなしに出生届を出せばよい。寄留地に出す場合は二通を要する又出生後十五日間に届出をせんと、戸籍法違反で三五圓位過料を申付かる、呉々も注意せられたい。

五 寄留届出の義務について

實例

私は仙臺市から横濱に参つて、三年も経ちますが、まだ寄留届をしません。處が小供が學齡になつたので學校へ入れやうとしたら、寄留届がないから入學は許さぬとの事で驚きました。何ういふものですか、又今頃になつて届出ても罰せられませぬか、そして私には老父(八十歳)があつて、之れがまだ戸主です、届出は父の名でするものですか、夫れとも私からですか、私は長男で私が一家の生活を立て、借家も私の名義であります。(横濱市住吉町畑谷某)

届出手続と違反心得

▲届出義務の發生時期 九十日以上本籍外にて一定の場所に、住所又は居所を有する者は、寄留者として寄留届をせねばならぬ、三年も放つて置くことはない。多分市役所で調査が届かぬために、貴方が住つて居る事を知らぬのであらう、知つたら早速市役所の方から寄留届を何日迄に出せと注意して呉れる、若し其期間に経ても出さぬと三五圓の過料に處せられる。

▲入學を許さぬも無理はない。これは何處でもさうで、寄留届がなければ其處に居つても、一時的居住の者と見る、故に市役所では果して學齡兒童が其家に居るかどうか分らぬ、入學間際になつては或は收容數に制限があつて、入學出来ぬかも知れぬ、故に早速寄留届を出して、一方市役所に願ひ出で、且學校で校長にも面會して入學の出来るやうにして貰ひなさい。

▲寄留届出を爲すべき者 父から出すのが正當である。何故なれば父が戸主であるからである、併し貴下が其家の借家人であれば、貴下から出して可い。届出に付て何れから出しても彼是言はれまい、要するに此場合寄留届は二通出さぬといかぬ。

六 戸籍の誤謬訂正

實例 (一) 私の長男は本年五歳であります。この頃戸籍謄本を取つて見ましたところ、大正十二年三月三十日生れのもの、同年九月二十日生れとなつて居ります。實際生れた通りに變更することは出来ないでせうか。出来ればその手續をお教へ下さい。(大阪府南河内郡松村某)

(二) 私の長女の誕生は、實際は四月三日ですが、都合に依り三月三十一日生れとして届出をしました。その後何かにつけて都合の悪いことがありますので、實際の月日に變更いたしたいのですが、如何でせう。(三重縣桑名郡幸子)

戸籍誤謬訂正の手續

▲(一) 訂正申請をせよ 戸籍の記載が誤つてゐるのだから、戸籍ある役場の所在地を管轄する區裁判所に、戸籍訂正の申請をして許可を得ること。そして許可を得たらその謄本を添へて役場の方へ訂正の申請をすればよろし。

▲(ろ) 證據品を添へて訂正申請を。これまた裁判所に戸籍訂正の申請をして許可を得ればよい。それには産婆の證明書、生年月日を書いた胸帯等の證據品があれば、それを提出するがよい。

七 役場の間違に對する訂正申請

實例 小生の弟は、出生届の際、役場の間違で戸籍には全く別の名が載つて居ます。役場の方の間違だから改めて貰ひたいと要求してもなか／＼直して呉れません。どうしたらよいでせうか。(福島縣双葉郡戸谷生)

その手續について

▲戸籍訂正を申請すること。斯様な場合には區裁判所に戸籍訂正を申請する。そして裁判所の許可を得てから、役場で戸籍の訂正をして貰ふのである。

▲その手續。手續は簡單だから、裁判所の代書人に申請書を認めて貰ひ、裁判所に提出せられたらよろしい。費用も僅かで済むであらう。

八 行方不明の家族の籍

實例 僅か二歳で父に死別して戸主となりました。先日戸籍謄本を取つて見ましたところ、私の戸籍に文政十二年生れの祖父の弟の籍が残つてゐるのです。その人は幼少の頃家出したまゝであると聞いてゐます。役場の戸籍係に聞いても詳しく教へて呉れません。行衛不明者の籍はどうしたらよいでせう。(京都府與謝郡秋山某)

その處置と手續

▲失踪の宣告を受けること。その人が行方不明で死亡したことが判然しなければ、裁判所に申請して失踪の宣告をして貰はれたがよい。失踪の宣告があれば、行方不明になつたときから七年後に死亡したものと看做される。

▲若しそのまゝで置いたら。そのまゝで置いたならば、死亡の證明が出来ない限り、いつまでも生きてゐるものとして籍は消えない。だから、その手續を踏まるべきが當然であらう。

九 戸主の所在不明と子の届出

實例

小生は内縁關係の妻との間に一子がありますが、今の所戸主たる亡實母の兄が所在不明のため、その同意を得ることが出来ないで妻子を入籍して居りません。戸主の同意を得ずに妻子を入籍する方法を教へて下さい。

理由を附記して届出よ

婚姻届をして、その子供の出生届をなせばよろしい。婚姻届には、戸主の同意は絶対に必要條件とはなつてゐないから、戸主の同意が出来ぬ理由を附記すればよろしい。

一〇 無籍者の入籍方法と生年月日訂正

實例

(い)三十八歳の女、十三年前家庭の不和から新婚早々夫と別れ、九年前からある人の世話を受けてゐますが、前夫との籍は三年前に漸く抜けたやうな譯です。そんな譯で後の夫との

間に生れた子の籍はまだ入つて居りません。八歳の子供がありますが、無籍ゆゑ一日も早く入れてやりたいと思ひます。如何なる手續を要しませうか。(奈良縣弓子)

(ろ)私は離婚された後、他家へ縁付きましたが、先夫が却々籍を返して呉れぬので、新しい家で生れた子供の出生届が出来なかつたため、後で出生届をしましたため、二年程遅れましたが、何とかして年齢を訂正する方法はありませんか。(神奈川縣あい子)

その手續と方法

▲(い)一日も早く届出よ。籍が夫の方へ入つてゐないからとて、生れた子供の出生届もせずそのまゝ無籍の儘にして置かれたことはあまりに亂暴過ぎた話である。出生届は十四日以内に爲さなければならぬので、正當の理由なくその期間を怠つた者は、十圓以下の科料に處せられることになつて居る。何にせよ一日も早くその届出を爲さるがよい。手續はあなたの方が婚姻届が出来ると同時に出生届をすれば、その子は嫡出子として入籍せられる。若しあなたが何かの事情で婚姻届が出来なければ、庶子出生届か、私生子出生届を早速なさるがよ

ろしい。

▲(ろ)戸籍訂正を區裁判所へ申請すること。その子供の出生届をなされる際、實際生年月日通りに届けられたらよかつたのに、虚偽の届出をなされたのでいろ／＼の不都合が生じたのであらうと思はれる。これはその事情を述べ、區裁判所へ戸籍訂正許可の申請をして許可を受けること。その申立事實の立証さへ出来れば、許可になるであらう。許可になつたら、その許可書を添へて戸籍役場へ戸籍訂正届をすれば、その目的を達することが出来る。

一一 自分の庶子を養子にするには

實例 自分の庶子を養子として嫡出子にすることは出来ませうか。もし出来れば離婚も一家創立も全く必要がありません。その届出手續を御教示下さい。(長野縣小縣郡長谷川某)

その手續について

養子は、養親との間に實親子と同様に、嫡出子たる身分を取得する。庶子や私生児は嫡出子で

はないのだから、養親夫婦間の養子となることは出来る。その手續は、あなた方夫婦と、その庶子との養子縁組届を爲さればよろしい。

一一 私生子を女の籍に入れる手續

實例 私と内縁關係の妻との間に生れた男の子は、女の方が戸主であつたので、廢家させ私生子のまゝで女と共に兄の家の方に復入簿され、私生子を養子とし、私はその養子を認知して、庶子として再び女と共に分家させ目的を達しました。今度また生れ相な子供は、かゝる煩雜な手續によらずして、之を庶子として女の方に入籍させたいのですが、もつと簡単な方法はないでせうか。

その手續と方法

▲男が非戸主の場合 庶子は原則として男子の籍に入るべきであるが、男が非戸主である場合には、戸主が家族の庶子及び私生子の入籍を拒絶することがある。この場合には、庶子は母の家に

入ることになる。しかし父が戸主である場合には、自分の子の入籍を拒絶することは出来ないから、前様な繁雑な手数を要したであらう。庶子は私生子と戸籍上の身分を異にするから、自己の私生子でも養子にすることが出来る。私生子を養子としてから認知すれば庶子となり、その子が母方の養子である身分には變更を来さぬことになる。

▲その手續。しかし男子のある者は、男子を養子とすることは出来ぬから、若し今後生れる子が男子であつたら、母方の養子とすることは不可能である。従つて一旦他家へ養子縁組せしめ、認知の上庶子とし、離縁すれば希望通りになるのである。

一三二 戸籍訂正申請について

實例 隣村の有力者の許へ婿養子となりましたが、他には相続人がありませんでした。然るに戸主は、私が居所指定の催告に應じなかつたのを理由として私を離籍しました。私は此の離籍を違法として、一家創立の届出をせず、離籍無効の訴を起し、その裁判が確定したので、私は村長へ戸籍訂正を申請しましたが、村長は戸籍訂正申請前に一家の創立を爲すべしとの理由で、申

請書を返戻しました。此の場合村長の指示は正當でせうか。(群馬縣石倉某)

村長の處置は適法

▲法定推定家督相続人は離籍出来ぬ。戸主は家族がその意に反して居所を定めた場合には、自己の指定した居所に轉ずる様に催告し、之に應じない時には、戸主は家族を離籍することが出来る。しかし、その家族が法定の推定家督相続人である時は離籍することは出来ぬ。

▲村長の處置は適法。法定推定家督相続人は、本家相続をする外、他家に入り又は一家を創立する事は出来ない。従つて貴下の場合の離籍は不法であるが、戸主が貴下を離籍するために形式要件を具備して村長に届出で、村長が之を受理した場合には、その效力を生じ、離籍された貴下は家族たる身分を失ひその家を去つて一家を創立するに至る。しかし後に離籍無効の裁判確定の結果、元の戸主の家に復籍するには、先づ一家創立の届出を爲した後に、右の裁判に依る戸籍訂正の届出をなさなければならぬのである。

一四 再婚の入籍について

實例 私は戸主である夫に死別し、一女児を残して實家に歸り、再び他家に嫁しました。子供はその後死亡しました。先夫は恩給がありましたので、私に遺族扶助料が下ります。そんなことで前婚家の母や、その他の人達が扶助料欲しさに、私の籍を出すことに同意して呉れません。再婚してから子供が出来て居りますので困つて居ります。どうしたら再婚した家に入籍出来ませうか。(秋田縣平鹿郡くに子)

前婚家から直に婚家へ入籍せよ

あなたが一旦實家に復籍して、實家から今の婚家に入籍するのだつたら、前婚家の戸主の同意を要するが、前婚家から直ちに今の婚家に入籍するのならば、前婚家の戸主の同意がなくても出来る。貴女が前婚家の籍を出ても、先夫の母上があれば、遺族扶助料は下附されるからその方の心配はない。

一五 科料取消申請の手續

實例 私の兄が最近必要があつて、區役所から身元證明書を取りましたところ、大正十五年に賭博犯で三十圓の罰金を言渡されたとしてあります。兄は驚いて區役所へ行つて聞合せましたところ、間違なら裁判所へ願を出せと申しました。どんな手續をしたらよいでせうか。(京都市下京區たけ子)

その手續と方法

▲被告が他人の姓名を名乗つたもの。他人が貴女の兄さんの姓名を名乗つて罰金刑に處せられたのであらうと思はれる。裁判所としては、審理の結果、被告に犯罪行為があれば、その被告を處罰するのは當然である。たゞそれは被告の名について、検事も裁判所も誤りがあつたのだと思はれる。

▲相當の手續をとれ。その取消については、先づ本人が検事局へ出頭し、事實の通りを述べて檢

事に相當の手續を受つて貰ふやうにしたがよからう。

第十章 手形小切手に關する事件

一 資格を異にする同一人が振出し裏

書した手形の效力

實例 問題の手形は當方第二の裏書人より割引の爲受取りたるもの也、而して振出人と第一の裏書人即ち會社の代表取締役とは同一人にて、振出人個人を相手取り訴訟を提起せんとするも、振出人は多額の債務あり見込なし、故に第一の裏書人たる會社を相手取り訴訟を提起せんとするも、裏書人の代表者と振出人が同一人なるを以て、會社側は個人と會社間には何等取引關係無しとして、會社裏書は無効であると否認するとの説もあり、果して裏書人を相手取り訴訟を提出すれば有效なるや、無効なるや御回答を願上候、裏書人の會社へは法規の通り償還請求の手續を取り居れり、依つて償還請求は有效なりとす、又一面に於ては、法規に依り監査役が承認せ

ざれば無効なりとの説あるも、果して無効なるや。在來一般の會社振出し手形は、監査役の承認を経たるもの及び特別の條件を附するもの以外は、餘り見受けざるものに有之、殊に此の會社は何をするも此の代表取締役の權能にあり、土地の賣買其他登記事項は總て代表取締役一人で處置し居るものなり。(大阪市西區津田某)

法の適用と其主張

▲商法の規程を見よ、商法の第七十六條には、取締役は監査役の承認を得たときに限つて、自己又は第三者のために、會社と取引を爲す事を得ると規定してある。自己が手形を振出すに、會社をして裏書の義務を負はしむるに於ては、會社は如何なる損害を招くか知れぬ、だによつて此場合は監査役の承認を経ねばならぬとしてある。本件監査役の承認も經ずして、代表的取締役が自己の手形義務に會社を連帶的義務者たらしめたのは、手續の上に於て缺けて居る。故に若し會社は此場合監査役から裏書の無効を主張するものと見て差支はない。

▲償還請求の手續も屁とも思はぬ、會社の方では右の次第であるから手形債權者から何といつて

來ても構はぬ、いざ訴訟となつたら茲に始めて前示の抗辯を試むるに相違あるまい、實以て氣の毒の事でもあり、又手形債權者には困つた事が出来た譯である。

▲會社の事は定款に従ふて代表者が一切やるのは當然で怪しむに足らぬ。けれどもそれは専務又は常務取締役として其職務を行ふ權利あり義務あるもので、只本件の如く會社と取締役との直接取引關係の如きは、須らく監査役の承認なしとすれば、其間に幾多の不都合が起り易く、第三者たる會社の債權者は不測の損害を招き、又會社の株主も意外の損失を來し、會社の存立も不安危険たるを免かれぬ。さうなくとも近頃不正取締役が、自己の懐を肥やすために、會社に損害をかける者が頻々として現はれて居る。本件に付て手形債權者は、斯る手形を取るのが間違つて居る、寧ろ會社取締役を振出人と爲し、他の者を裏書人とすれば誤りはなかつたのであるが、其處に注意の届かなかつたのは落度と見る外はない。

▲次の如き判決例がある。見よ、本件の参考ともすべき、次の如き判決例を。

【判決例】 株式會社の取締役が、會社を代表し一個人たる自己に宛て手形を振出したるときは同一の法律行為に付き相手方の代理人と爲りたるものにして、其手形行為は無効な

りとする。(大審院判決)

【判決例】 株式會社の取締役が、監査役の承認を経ずして、自己のため會社と取引を爲したるときは、其行為は當然無効に非ずと雖も、會社は之が取消を請求する事が出来る。(同上)

【判決例】 取締役が自己又は第三者の爲に、會社と取引を爲す場合に於ける監査役の承認は、其取引ありたる後に於て爲すも有効にして、此場合の承認は民法に所謂追認ではない。(大阪控訴院判決)

【判決例】 取締役が監査役の承認を経ずして、會社と取引したる場合は、其契約は無効ではない、取消し得べきものである。何となれば商法第七十六條は公益規定にあらざれば、當事者之が取消を求め得るに止まつて無効と爲すべきものでない。(東京控訴院判決)

【判決例】 株式會社の取締役が、自己に宛て振出したる約束手形は、民法第八八條、商法第七十六條に違背するを以て無効なりとする。(東京控訴院判決)

二 小切手の不渡と商品代金の不拂

實例

(一)昭和三年二月一日、或る商店の小切手金三百七十圓也、不渡りになりましたのを其儘に再々催促しても支拂せせんから、訴訟の手續きをとと思ひますが、不渡小切手の有効は何日間位でせうか。一年後では無効になりますか。

(二)先月十四日に、當店にて甲の同業者へ、品代金を支拂ふべきを、都合上出来ぬ爲、三十日迄待つて貰ひましたが、支拂ふ代金の一千五百六十五圓の當がない爲め、十月二十九日に、乙の同業者より現金にて支拂ふ約束の事(但し一兩日後)商品を受取り、右商品を丙の商店へ賣却して、其代金の内にて前甲商店の負債を、三十日に支拂ひました。(乙商店の仕入代金は、約一千九百圓也、當店及び、甲乙丙各商店は從來の取引店)

それを十一月一日に乙商店より請求されましたが、右の如きやり繰りにて、金額支拂不可能故内入金として金五百圓也だけ支拂ひ、殘金は何とか都合して支拂ふ故、本月末日頃迄待つて下さいと願ひました處、乙商店は仕方なく承知して、内入金だけ受取つて歸りましたが、當店も不景

氣の打撃故、此の處苦しき事なれば、一時逃れに申しましたが、若し本月末日に支拂が出来ぬ場合は詐欺取引の行爲とかで、刑事問題になりませうか。(東京市柴間某)

法律解釋と其實際

▲爲替訴訟を起す。銀行で呈示のとき拂はれぬといつたら、其小切手面に不拂の理由を書いて貰つて、小切手の振出人に請求する、此期間は三年間である。其間に出来ぬからとて、其小切手を證據として振出人に對して、不當利得償還の請求が出来る、先方の状況によつては假差押の申請を爲し、家財道具を差押へてやるが宜しい、これは訴訟の前後いつでも差支はない。

▲詐欺の意思の如何で罪の有無が決する。今迄取引をして居た商店で、掛で買った事でもあれば今度の事も又さう見ても差支はなく、決して詐欺と認定し得られぬ。けれども茲一つ注意したいのは、取引する當時に金を拂はぬ精神で取引したものなら、所謂詐欺の意思ありしものと見る。だが夫れには十分の確たる推測の資料を要する、本件はさう見るべき確たる證據もなければ、結局は證據不十分である。殊に五百圓も内金として支拂つてあれば、決して詐欺の意思ありとは見

られぬ、買った品を直ちに他に賣却して換金したとて、商人は融通でやりくりして居るもの故、他の方へ支拂ふたとて敢て差支はない、刑事問題にならぬ事は呉々も明言して置く。

三 手形小切手不渡とその處置

實例 (一) 商品賣却代金として甲振出A銀行宛小切手を受取り、直接銀行に呈示したるに預金不足の付箋を付して不渡となれり、よつて直ちに振出人に交渉したるも、容易に支拂はず、その小切手の無効とならざる爲には、何日内に如何なる手續をなし置くべきか、又萬一の場合強制執行をなす手續如何、但しA銀行は神戸組合銀行とす。

(二) 爲替手形及び約束手形の支拂を求むるため、銀行へ呈示期間は満期日以後何日間なるか。
(三) 甲へ金を貸し、同人振出し小生宛約手を受取り居りて、期日に至り不渡となれり。此場合支拂拒絶證書作成の必要ありや、又振出人へ償還請求通知を發すべきものか、裏書人はなし。(兵庫縣西郷町柴田某)

該當法條と其實際

▲小切手の有効期間 日附より十日間内に銀行に呈示し、不渡となつたら振出人に掛合つて見る、夫れで支拂はぬとすれば爲替訴訟を起すのだが、これは三年間は効力がある、よし三年経過しても其小切手を證據として「不當利得償還の訴」を起す事が出来る。此場合は日附から十年間は普通の債權と同様に有効である、計り時効年限が十年ある譯である。先方の工合によつたら假差押への申請を爲して、突然彼の財産を差押へての上で、先方の出様で本訴を起すに限る。不渡に付ては銀行の大小勢力の有無に關係なし。

▲呈示期間に付ての解釋 手形は支拂日附からいつでも構はぬ。併し裏書人でもあれば日附から其後の二日以内に振出人に呈示して拒絶證書を作らぬと、裏書人に對して償還請求權を失ふ故、此邊注意して願ひたい、拒絶證書の作成は執達吏役場へ頼めばして呉れる。裏書人のない手形は支拂日附から振出人に對し三年間は有効である(手形として)、其間に爲替訴訟を起さぬといかぬ。
▲振出人には呈示だけでよい 強ち償還請求の通知はいらぬ、手形の呈示が計りは請求になる、

支拂はぬとすれば爲替訴訟を起す外はない。近頃不信用の商人が手形を濫發する故注意して取るべく、若し不渡となつたら先方の資力の様子で訴訟手續に及ぶ外はない。

四 手形の裏書と支拂不能

實例 友人間から依頼され止むなく手形に裏書をしましたが、その振出人は期日になつても支拂へず、裏書人は私ともう一人あるのみです、現在の私は零落してとても支拂へません。訴へられたらどうしたものでせうか。(一宮市杉浦某)

手形と裏書人の義務

▲義務を免れることに出來ぬ。手形の振出人や裏書人は、その手形が期日に支拂へなかつた場合には、所持人に對し、各其の手形金や法定利息や手續の費用を支拂ふべき義務がある。現在零落してゐるとしても、その義務を免れることは出來ない。

▲訴訟されし場合。若し所持人が訴へるとしても、その訴訟を何人に對して手續するのか判明し

ないが、三人を相手にしてあれば、三人が支拂ふこととなる。三人のうちの一人に對しその金額を全部取立るのも差支ないが、拂ふ方からすれば、三人が共同して拂ふのは勿論構はない。

五 時效にかゝつた約束手形

實例 ついうつかりしてゐて、約束手形が時效にかゝつてしまひました。時效にかゝつた以上、最早何等の權利をも行使することは出來ませんか。(静岡市山田某)

手形の時效に関する解釋

▲利権は消滅する。手形債権は振出人に對して、支拂期日から滿三年を経過するに依り、消滅時効が完成する。その間に時効中斷の事實がなかつたならば、相手方が時効を援用すれば、その利権は消滅する。

▲利得金返還請求が認められる。しかし實際の事情に従つて、充分立證の出來る場合には、利得金返還請求權が認められてゐる。

六 起訴前に受取つた手形

實例 或る株式仲買店から、今年末拂の約束手形を受取つておりましたが、今度その店が起訴處分を受けました。私はその手形について何とか手續をせねばならぬでせうか。(大阪市天王寺區水野某)

その合法的手續について

▲起訴が犯罪行為に属する場合、債權發生の原因が、起訴の範圍内の犯罪行為に属するならば、辨濟期如何に拘らず、公訴附帯の手續によつて、請求することが出来る。

▲起訴が民事關係の場合、しかし、起訴が犯罪に關係なく、單純な民事關係であるならば、起訴處分と關係なく、その約束手形の支拂期日を待つて請求すべきである。従つてその點をよく調査して合法的處置を取つたがよからう。

七 手形の支拂延期と受取る方法

實例 約束手形の支拂満期日に振出人が支拂をせず、手形の書換で支拂期日を延し、今日まで半ケ年も延びて参りましたが、拂つて呉れません。手形の書換をせずに金額を受取る方法は無いでせうか。(神戸市楠本某)

請求訴訟を起すの外はない

期日に支拂はなかつた場合は、手形の書換をせずに、直ちに手形金の請求訴訟を起すがよい。

八 裏書は連続してゐるや

實例 第一の裏書の被裏書人は、漢字で小山鐵造と書いてあり、第二の裏書の裏書人には羅馬字で T. Koyama. と署名がしてありますが、この場合、裏書は完全に連続してゐるでせうか。(東京市京橋區大川某)

同一人と認むべきもの

斯かる場合、手形の外觀上、第一の裏書の被裏書人と、第二の裏書の裏書人とは、同一人と認むべきものであるから、完全な連続があると謂へる。

九 預つた手形を返さぬ場合の處置

實例

四年前に某より二千五百圓程の手形の割引を依頼され、そのまま返さずに居ると、告訴されたのか、二度程手形について尋ねたいことがあるからとて刑事が來ましたので、その都度留守と稱してゐましたところ、歸宅次第警察へ來るやうにとのことでした。しかしその後そのまゝ隠れて居るのですが、若しそれがわかれば罪になりませうか。尙五年か十年経てば消滅するさうですが、それまでも逃れ得ないものでせうか。(大阪市北區梅原某)

その適法の處置と對策

▲横領罪が成立する。貴下は何故にその手形を返されぬのか、手形の割引を依頼されただけで、まだその割引がしてないのならば、當然返さなければならぬものである。その手形が尙貴下の手許にあるのならば、速かに返還されたがよい。もしその手形を他へ渡したとすれば、その代價は如何にされたか、金を受取つたのならば、速かに返されるがよい。之を貴下が勝手に費消したのならば、立派に横領罪が成立してゐる。たとへ金を受取らなくとも、貴下が勝手にその手形を利用せられてゐれば、矢張り横領罪は免れ得ない。

▲適法の解決につとめよ。逃げ隠れしてそれで事柄を無事に済し得べきものゝやうに考へられることは大きい誤りである。さうした態度はだん／＼自分の立場を悪くしてゆくことになり、遂には言ひ譯の出来ることまでも聞き入れられなくなり、此上もない不利益な立場に陥らなければならぬ。四年も以前のことをそのまゝになつてゐた點から見てもその間に込み入つた事情のあるものと見られ得るから、貴下の立場も相當の言分のある事柄のうやに思はれる。言ふべきことは言ひ、爲すべきことは爲して適當な解決の道を講ぜられるのが、一番の得策である。

第十一章 民事上の訴訟及び實行事件

一 辯論と家族の代理

實例 訴を起し口頭辯論の時、被告側にて家族を代理として出頭のせしめし場合、原告側は代理人を否認し、欠席判決を申込む権利ありや。(東京市本所區山崎某)

代理を許す場合の規定と解釋

▲訴訟代理委任に付て 民事訴訟法の規定によれば、訴訟代理人は辯護士を以てする事が出来る、又之れが普通である。事件が込み入つて來たり、又は相手方が辯護士に委任する事となると、此方も辯護士でも頼まぬと多くは不利益である、此方は素人で法規で喋る事にもなれて居らぬと、いざといふ場合に懸引上まことにまづいことになる。處で區裁判所の事件になると、事件其物も小さい事だし、又簡易であるが故に、家族雇人を以て代理人として出廷せしむる事を許してゐる。さればとて三百代言は家族でもなければ、雇人でもないによつて、かういふ者は代理人とはされ

ぬ、若し斯る者を代理人とした事が分れば、裁判所は許可を取消してしまふ。

▲**欠席判決は申立られぬ** 果して然らば相手方は如何なる者を代理人としたか、裁判所が許した處を見ると定めて家族や雇人であらう、何も本人が出廷せぬとも委任した辯護士なり、乃至家族雇人が出廷すれば差支ない以上は、本人が出廷しないからといつて、欠席判決の申立を爲す譯に行かぬ。然かも此等は極めて分つた事で、法律上どうのかうのといふ程の事でない、只茲に注意すべきは、三百代言などのいふ事を眞に受けて、事件を頼まぬに限る。

二 訴狀申請書と印紙

- 實例**
- (一) 準禁治産宣告の申立書には、幾何の印紙を貼附するや。
 - (二) 私生子認知の訴狀には、幾何の印紙を貼附するや。
 - (三) 推定家督相續人廢除の訴狀に、幾何の印紙を貼るや。
 - (四) 親族會招集申請のとき(後見人の爲め)、幾何の印紙を貼るや。(静岡縣盤田郡笠井某)